

令和元年第三回定例会

令和元年

第3回大津町議会定例会会議録

開会 令和元年6月5日

閉会 令和元年6月11日

大津町議会会議録

大津町議会

令和元年第3回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
6月 5日	水	午前10時	本会議	開会、提案理由の説明 ・先議承認第1号から承認第3号まで質疑、討論、表決 ・議案第27号から議案第39号まで質疑、委員会付託	
6月 6日	木	午前10時	委員会	各常任委員会	
6月 7日	金		休 会	議案等整理	
6月 8日	土	午前10時	本会議	一般質問	
6月 9日	日	午前10時	本会議	一般質問	
6月10日	月		休 会	議案等整理	
6月11日	火	午前10時	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、閉会	
会 期				7 日 間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

議 案 質 疑

委 員 会 付 託

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 大津町議会議場執行部席の変更について
- 議長行事報告
- 専決処分の報告について（7件）
- 大津町財政事情公表
- 平成30年度大津町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 平成30年度大津町一般会計事故繰越計算書の報告について
- 平成30年度大津町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 平成30年度大津町工業用水道事業業務状況報告書
- 株式会社文化の森 報告事項 第27期 事業報告書
- 陳情書（3件）
- 平成31年3月例月出納検査の結果について
- 平成31年4月例月出納検査の結果について
- 令和元年5月例月出納検査の結果について

令和元年第3回大津町議会定例会会議録

令和元年第3回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第1日)

令和元年6月5日(水曜日)

出席議員	1番 三宮美香 2番 山部良二 3番 山本富二夫 4番 金田英樹 5番 豊瀬和久 6番 佐藤真二 7番 本田省生 8番 府内隆博 9番 源川貞夫 10番 大塚龍一郎 11番 坂本典光 12番 手嶋靖隆 13番 永田和彦 14番 津田桂伸 15番 荒木俊彦 16番 桐原則雄
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 矢野好一 書記 府内淳貴
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 家入勲 会計管理課長 坂本一正 兼 会計課長 副町長 田中令児 総務部総務課主幹 伊東正道 兼 行政係長 総務部長 藤本聖二 総務部財政係部長 本司貴大 住民福祉部長 豊住浩行 財政課長 経済部長 田上克也 教育長 吉良智恵美 土木部長 村山龍一 教育部長 市原紀幸 兼任工業用水道課長 総務部総務課長 坂本光成 教育部次長 野村宗生 兼 選挙管理委員会書記長 総務部財政課長 白石浩範 農業委員会事務局長 荒牧修二 総務部税務課長 村上博文

会 議 に 付 し た 事 件

承認第 1 号	専決処分を報告し承認を求めることについて (大津町税条例等の一部を改正する条例)
承認第 2 号	専決処分を報告し承認を求めることについて (大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
承認第 3 号	専決処分を報告し承認を求めることについて (平成30年度大津町一般会計補正予算(第7号))
議案第27号	特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第28号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第29号	大津町介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第30号	大津町嘱託員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第31号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
議案第32号	公有財産の処分について
議案第33号	損害賠償の額の決定及び和解について
議案第34号	町道の路線廃止について
議案第35号	町道の路線認定について
議案第36号	令和元年度大津町一般会計補正予算(第1号)について
議案第37号	令和元年度大津町公共下水道特別会計補正予算(第1号)について
議案第38号	令和元年度大津町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
議案第39号	令和元年度大津町工業用水道事業会計補正予算(第1号)について

議 事 日 程 (第 1 号) 令和元年 6 月 5 日 (水) 午前 1 0 時 開会
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 承認第 1 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(大津町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第 5 承認第 2 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 6 承認第 3 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(平成 3 0 年度大津町一般会計補正予算 (第 7 号))
一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決
- 日程第 7 議案第 2 7 号 特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 2 8 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につ
いて
- 日程第 9 議案第 2 9 号 大津町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 0 議案第 3 0 号 大津町嘱託員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例について
- 日程第 1 1 議案第 3 1 号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規
約の一部変更について
- 日程第 1 2 議案第 3 2 号 公有財産の処分について
- 日程第 1 3 議案第 3 3 号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 日程第 1 4 議案第 3 4 号 町道の路線廃止について
- 日程第 1 5 議案第 3 5 号 町道の路線認定について
- 日程第 1 6 議案第 3 6 号 令和元年度大津町一般会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 1 7 議案第 3 7 号 令和元年度大津町公共下水道特別会計補正予算 (第 1 号) に
ついて
- 日程第 1 8 議案第 3 8 号 令和元年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) につ
いて
- 日程第 1 9 議案第 3 9 号 令和元年度大津町工業用水道事業会計補正予算 (第 1 号) に
ついて
一括上程、提案理由の説明
- 日程第 2 0 議案質疑

議案第27号及び議案第28号	一括質疑
議案第29号及び議案第30号	一括質疑
議案第31号	質 疑
議案第32号	質 疑
議案第33号	質 疑
議案第34号及び議案第35号	一括質疑
議案第36号	質 疑
議案第37号	質 疑
議案第38号及び議案第39号	一括質疑

日程第21 委員会付託
議案第27号から議案第39号まで

午前10時00分 開会
開議

○議長（桐原則雄君） ただいまから、令和元年第3回大津町議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（桐原則雄君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番府内隆博君、9番源川貞夫君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（桐原則雄君） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員会委員長の報告を求めます。議会運営委員会委員長津田桂伸君。

○議会運営委員会委員長（津田桂伸君） おはようございます。ただいまから、議会運営委員会における審議の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、5月24日午前10時から町民交流施設の集会室において、全委員出席のもと、また、桐原議長に出席を願い、令和元年第3回大津町議会定例会について審議しました。

まず、町長提出議案の16件について執行部より大筋の説明があり、協議いたしました。また、議事日程、会期日程、その他の議会運営委員会全般について協議いたしました。

町長提出議案のうち、承認第1号から承認第3号までの3件については、先に議決すべき案件でありますので、本日の本会議において質疑、討論のあと、表決することといたしました。

なお、一般質問については8名ですので、一般質問の1日目に通告者の1番から4番まで、2日目

が5番から8番までの順で行うことになりました。

次に、会期日程について協議をし、議席に配付のとおりです。本日から11日までの7日間といたしました。なお、最終日に補正予算、人事案件が追加提案される予定です。以上、桐原議長に答申いたしました。

これで、議会運営委員会委員長報告を終わります。議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程（案）のとおり、本日から6月11日までの7日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月11日までの7日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（桐原則雄君） 日程第3 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第4 承認第1号から日程第6 承認第3号まで一括上程・提案理由の説明・質疑・討論・表決

○議長（桐原則雄君） 日程第4 承認第1号から日程第6 承認第3号までの3件を一括して議題とします。

お諮りします。

承認第1号から承認第3号までの3件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号から承認3号までの3件は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。それでは、今回の定例会に提案いたしました案件の提案理由の説明を申し上げます。

まず、承認第1号、「専決処分を報告し承認を求めることについて（大津町税条例等の一部を改正する条例）」につきまして、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、条例の一部が改正したいと思うものでございます。

次に、承認第2号、「専決処分を報告し承認を求めることについて（大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布、施行されたことに伴い、条例の一部を改正したものでございます。

次に、承認第3号、「専決処分を報告し承認を求めることについて（平成30年度大津町一般会計補正予算（第7号）」につきましては、今回の補正は、地方交付税、地方譲与税等の確定及び熊本震災に係る復興基金創意工夫分の確定等に伴う基金繰り入れ等の補正が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億9千943万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を153億5千50万1千円としたものでございます。

以上、承認第1号及び承認第2号の事案は、地方自治法第96条第1項第1号の規定による議決事件、そして、承認第3号の事案は、地方自治法第218条第1項の規定による議決事件ですが、急施を要したもので、同法第179条第1項の規定により、専決処分し、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるとのことです。承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、所管部長より、詳細の説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 皆さん、おはようございます。それでは、まず、承認第1号、大津町税条例等の一部を改正する条例の専決処分を報告し承認を求めるとのことについてご説明をいたします。

議案集は1ページから18ページ、説明資料集は1ページから5ページ、それから、6ページから39ページに新旧対照表を載せております。

まずは議案集の1ページをお願いいたします。

地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことにより、急施を要した大津町税条例等の一部を改正する条例につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるとのことです。

説明資料の1ページをお願いいたします。

まず、今回の主な改正内容についてでございます。中段の少し上の1. 個人所得課税につきましては、消費税率の引き上げに際し、需要変動の平準化の観点から、住宅建築等に対する税制上の支援策を講じるとともに、ふるさと納税制度の見直しや子どもの貧困に対応するための個人町民税の非課税措置の拡充を行うものです。

個人住民税につきましては、①子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、これまでの障がい者、未成年、寡婦に追加し、個人住民税を非課税とするものです。

②ふるさと納税の見直しにつきましては、基準を満たした地方公共団体に対する寄附金を特例控除対象寄附金とし、住民税の税額控除を行うものとしたものです。基準としましては、1、寄附金の事業を適正に実施する団体、2、返礼品を送付する場合の返礼割合を3割以下とし、地場産品とするものとしたものです。すでに国に対する申請が行われ、全国で4の市町への寄附金が控除対象外の寄附金となっております。令和元年6月1日からの施行となります。

③住宅ローン控除の拡充に伴う措置は、消費税率引き上げに伴い消費税の住宅ローン控除の改正により延長される控除期間、いわゆる11年から13年目におきまして、所得税から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除することとなります。この措置による個人住民税の減収額は、地方特例交付金により全額国費で補てんされます。

続きまして、2. 固定資産税の主な改正内容でございます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

①は、平成28年熊本地震により被災した土地で、平成28年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置を受けたもののうち、家屋等の用に供されていない土地について、町長が認める場合に限り、令和元年・2年度の固定資産税の課税標準の特例措置の地方税法の規定を適用することとするものです。

その他新築住宅等に関する固定資産税の減額措置として、高規格堤防整備事業に伴う高規格堤防特別区域内の新築の家屋に係る税額の減額措置の創設です。高規格堤防特別区域内に従前権利者が新築する家屋の固定資産税について、従前権利者居住者住宅については3分の2、従前権利者非居住者住宅及び非住宅用の家屋については3分の1を新築後5年間減額するものです。平成31年4月から令和4年3月31日の3年間の特別措置になります。

続きまして、3. 軽自動車税の主な改正内容でございます。

車体課税の大幅な見直しに伴い、本年10月1日から軽自動車税に環境性能割が導入され、現行の軽自動車税は種別割に名称を変更となります。

①の環境性能割の臨時的軽減につきましては、新たに導入される環境性能割の税率につきまして、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車に係る環境性能割について、特例として税率を1%減額する臨時的軽減措置を新設するものでございます。

②のグリーン化特例の見直しにつきましては、種別割について環境への負荷の提言に資するための施策を進める観点から最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等については、経年車重課を引き続き適用すること及び環境性能に優れた軽四輪車等の普及を促進するため、燃費性能に応じて税率を軽減するグリーン化特例軽減の対象年度を規定するものです。現行制度を2年間延長した上で、令和3年及び令和4年度に新規取得した軽自動車につきましては、電気自動車及び天然ガス軽自動車に限った特例措置を講ずることとなります。

以上が条例改正の主な内容ですけれども、今回の改正条例は5条から構成されておりまして、第1条から第3条で大津町税条例の一部改正を行い、第4条で平成28年大津町税条例等の一部を改正する条例の改正、それから、第5条で未施行の平成30年大津町税条例等の一部を改正する条例の一部の改正を行っております。

続きまして、説明資料集2ページの中段から条ごとに説明をいたします。特に施行日の記載がないものにつきましては、平成31年4月1日施行になります。

まずは、大津町税条例の改正について、改正条例の第1条から第3条までをまとめてご説明いたします。

第24条第1項第2号は、町民税の非課税の範囲を拡充したもので、前年所得135万円以下の単身児童扶養者を非課税としたものです。令和3年1月1日施行となります。

第34条の7、附則7条の4、附則第9条、附則第9条の2は、寄附金税額控除、いわゆるふるさと納税寄附金控除ですけれども、の改正に伴うものです。これまでは地方公共団体に対する寄附が控除の対象となっておりましたけれども、制度化され、認定された寄附に対してのみ控除対象となったものです。令和元年6月1日施行となります。

説明資料の3ページをお願いいたします。

第36条の2、住民税の申告は、確定申告を行う際の記載事項を簡素化したものです。令和2年1月1日施行です。

36条の3の2、第36条3の3は、第24条の改正に伴い、扶養申告申請書に単身児童扶養者記載事項を追加したものです。令和2年の1月1日の施行になります。

附則第7条の3の2、町民税の住宅借入金等特別税額控除については、住宅ローンの税額控除で所得税から引ききれなかった金額を住民税から控除できる制度で、現行では10年間の住宅ローン控除がありました。①消費税率引き上げによる需要変動の平準化のため令和元年10月1日から令和2年12月末までに居住した場合で、住宅の特別特定取得をした場合に限り、13年間の住宅ローン税額控除の対象としたものです。個人町民税の住宅借入金等特別控除額の適用について、納税通知書が送達されるときまでに提出された申告書に住宅借入金等特別控除に関する事項の記載があることと等の要件を不要とするということとしたものです。

説明資料の4ページをお願いいたします。

附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者がすべき申告について、第6号、河川法に規定する高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告について規定をしたものです。

附則第10条の4、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等については、固定資産税減免期間の延長に伴い、申告等について規定したものです。

附則第16条、軽自動車税（の種別割）の税率の特例については、軽自動車税のグリーン化特例について、3段階で改正するもので、①重課を令和元年度に限ったものとし、平成29年度分の軽課を削除します。

②重課の規定を整備し、令和2年度及び令和3年度の軽課を新設するものです。令和元年10月1日施行となります。

③令和4年度及び令和5年度分の軽課対象を電気自動車等に限って新設をします。令和3年4月1日施行になります。

附則第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税については、非課税とする臨時的軽減の適用を新設したものです。令和元年10月1日施行になります。

附則第15条の2の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例につきましては、環境性能割の賦課徴収の特例を新設したものです。令和元年10月1日施行になります。

説明資料の5ページをお願いいたします。

附則第15条の6、軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月31日までの間に行われたときに限り、税率を1%軽減するものです。令和元年10月1日施行になります。

大津町税条例等の一部を改正する条例の一部改正につきましては、改正条例の第4条から第5条までをご説明いたします。

平成28年改正条例第1条の2につきましては、重課の規定を整備し、平成30年度、令和元年分の軽減を削除するものです。

平成30年改正条例第1条の条例第48条関係につきましては、電子申告を義務付けられた大法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子申告が困難と認められた場合で、県知事等の承認を受けたときは、電子申告以外の方法で納税申告書等を提出することができるものがございます。令和2年4月1日施行となります。

その他の改正としましては、法令等の改正に伴います条や項、号のズレ並びに用語及び法令名、種別、番号等所要の規定の整備を行ったものです。

以上で第1号につきまして説明を終わります。

続きまして、承認第2号、大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し承認を求めることについてご説明いたします。

議案集は19ページから20ページ、説明資料は40ページから41ページ、新旧対照表が42ページ以降に記載をしております。

まず、議案集の19ページをお願いいたします。

地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布施行によりまして、急施を要した大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものがございます。

説明資料の40ページをお願いいたします。

今回の主な改正内容についてです。1つ目は、国民健康保険税の課税限度額の改正になります。医療給付費分の課税限度額を現行の58万円から3万円引き上げて61万円とし、後期高齢者支援金19万円、介護納付金分16万円とあわせ、保険税全体の課税限度額を93万円から96万円に引き上げたものです。2つ目は、均等割・平等割の軽減判定基準の改正になります。5割軽減の対象となります世帯の軽減判定の所得額につきましては、現行では政令で定める金額27万5千円に被保険者数と特定同一世帯所得者数の合計を乗じた金額に基礎控除の33万円を超えた金額としておりましたけれども、この政令で定める金額を28万円に引き上げるものです。また、同じように、2割軽減の計算基礎となる政令で定める金額50万円についても51万円に引き上がるものです。なお、7割軽減につきましては、変更はございません。

説明資料の41ページをお願いいたします。

ここでは、条ごとに改正内容を解説しておりますけれども、内容につきましては、先ほど説明した

主な改正内容のとおりです。施行日は、すべて平成31年4月1日でございます。

以上で承認第2号につきましては終わります。

続きまして、承認第3号、平成30年度大津町一般会計補正予算（第7号）についてご説明をいたします。

補正予算書の1ページをお開き願います。あわせて、別紙補正予算の概要をご参照をお願いいたします。

第1条で既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9千943万7千円を追加し、予算の総額を153億5千50万1千円とするものです。

今回の補正につきましては、歳入では、地方交付税及び地方譲与税の確定や熊本地震に係る復興基金創意工夫事業の確定に伴う、熊本地震大津町復興基金からの繰り入れ、また、歳出では、県営事業の事業費確定に伴う負担金の減額などが主な補正でございまして、急施を要したため、3月31日付けで専決処分をした予算を報告し、議会の承認を願うものです。

8ページをお願いいたします。

第1表地方債の補正でございます。追加の補正予算債と変更の地方道路等の整備事業債の減額につきましては、県営事業県道瀬田熊本線の事業費確定に伴う減額及び財源の組み替えでございます。6の町道整備事業（公共事業等債）につきましては、鶴口橋架け替え工事等の事業費確定に伴う減額でございます。

それでは、歳入からご説明いたします。12ページをお願いいたします。

款2の地方譲与税から15ページ、款10地方交付税、いずれも交付額の確定に伴うものでございます。地方交付税2億4千668万8千円の増額は、特別交付税分の増額です。熊本地震関連では、被災農業者向け経営体育成支援事業の財政措置分などが含まれております。

続きまして、款18繰入金です。熊本地震に係る復興基金創意工夫事業の事業費確定に伴い、熊本地震大津町復興基金より繰り入れを行い、充当するものでございます。なお、充当事業につきましては、一部損壊世帯住宅補修見舞金や住宅修理利子助成事業などがあり、別添補正概要の3ページに一覧表を記載しております。のちほど歳出でもご説明させていただきますが、総額で2千520万円の繰り入れとなっております。

款の21町債につきましては、8ページの第2表地方債補正で説明をしたとおりでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。16ページをお願いいたします。

款の3、項の3、目の2熊本地震関係費の財源組替につきましては、一部損壊世帯への修理費の一部を補助する一部損壊世帯住宅補修見舞金及び金融機関からの融資を受けて住宅を修理する住宅修理利子助成事業へ復興基金創意工夫分を充当したことによるものです。

次に、款の4、項の1、目の7合併処理費、次の款6、項の1、目の6農地費の財源組替につきましても、復興基金創意工夫分の充当によるものです。

款の4は、下水道区域内の地震被害による合併処理浄化槽設置に対する補助金、款の6につきましては、地震で陥没した役場北側の農業用水路の付け替え工事に係る測量設計委託費でございます。

17ページをお願いいたします。

款の8、項の2、目の3道路新設改良費は、県営事業であります県道瀬田熊本線改良事業の事業費確定に係る負担金の減額補正でございます。

続いて、款の9、項の1、目の3消防施設費及び目の8熊本地震関係費の財源組替につきましては、いずれも復興基金創意工夫分の充当によるものです。被害者生活債権支援システムの使用料及びシステム改修費でそれぞれ創意工夫分を充当したことによるものです。

款の13予備費で財源を調整をしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） これで提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 承認第1号について質疑いたします。

第1号は、町民税、重要な収入であります、歳入であります固定資産税や軽自動車税、個人所得税という形で特例ということをお認めたいということですが、何せ被災したということで、非常に特別な状況でありますので、この例えば、固定資産税あたりのその減免措置や特例措置が令和元年、2年度とか、例えば、いろんな5年間分の3分の2や被住居部分に対しては5年間分の3分の1とかいう、この数字の根拠ですね。ここはどこから引っ張ってきたのか。それとも、独自にこういった計算式が成り立っているのか。この数字の根拠というものを質疑したいと思います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 承認第1号についてのご質問で、まず、いろんな改正をする中で、3分の1であったりとか、あるいは5年間と、それどういう根拠があるかということですので、今回、国の改正がありましたので、それに伴いまして、町の条例もですね、改正したところでございます。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、承認第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて（大津町税条例等の一部を改正する条例）を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

次に、承認第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて（大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

次に、承認第3号、専決処分を報告し承認を求めることについて（平成30年度大津町一般会計補正予算（第7号））を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

日程第7 議案第27号から日程第19 議案第39号まで一括上程・提案理由の説明

○議 長（桐原則雄君） 日程第7 議案第27号、特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例から日程第19 議案第39号、令和元年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）の13件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） ただいま、承認案件3つの案件につきましてご承認いただきまして、誠にありがとうございます。

では、議案第27号から議案第39号までの提案理由の説明を申し上げます。

議案第27号、「特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第28号、「災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第29号、「大津町介護保険条例の一部を改正する条例について」でございますが、介護保険法施行令の一部を改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第30号、「大津町嘱託員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、町の保健事業に従事する歯科医師に報酬等を支給するため、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第27号から議案第30号までの4議案につきましては、条例の一部改正でありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第31号、「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」でございますが、共同処理する事務である交通災害事務から、令和元年8月31日をもって合志市が脱退することに伴い。一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を一部変更しようとするもので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第32号、「公有財産の処分について」でございますが、国道57号北側復旧ルートの道路用地の代替地として、町有地を民間会社に売却するものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第33号、「損害賠償の額の決定及び和解について」でございますが、平成29年5月10日に町道上を原動機付自転車で運転中に、道路上にできていた段差のためバランスを崩し転倒し、身体を負傷した事故について、相手方と、損害賠償の額を決定し、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第34号、「町道の路線廃止について」及び議案第35号、「町道の路線認定について」につきましては、国道57号北側復旧ルートの整備による町道の終点の変更に伴い、路線廃止と新たに路線認定を行うもので、路線廃止については、道路法第10条第3項の規定により、そして、路線認定については、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第36号、「令和元年度大津町一般会計補正予算（第1号）について」でございますが、今回の補正は、4月の職員の異動等に伴う通常の補正のほか、プレミアム付商品券事業、コミュニティ助成事業、新庁舎建設事業、消費税引き上げに伴う住民税非課税世帯の介護保険料軽減に係る減収措置、農業用機械購入補助事業及びスポーツコミッション事業等に伴う補正が主なものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6千31万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を158億1千38万5千円としたものでございます。

次に、議案第37号、「令和元年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第1号）について」でございますが、4月の職員の異動に伴う人件費の補正が主なものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ403万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を10億8千157万4千円としたものでございます。

次に、議案第38号、「令和元年度大津町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」でございますが、消費税引き上げに伴う住民税非課税世帯の介護保険料軽減に係る減収措置が主なものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億5千133万1千円としたのでございます。

次に、議案第39号、「令和元年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）について」でございますが、4月の職員の人事異動に伴う人件費の補正のほか、第4ポンプ場の整備に係る国庫補助金の採択決定に伴う補正が主なものでございます。

議案第36号から議案第39号までの4議案につきましては、補正予算でございますので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、ご議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

お、所管部長より詳細説明をさせますので、よろしくお願ひいたします。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） まず、議案第27号、特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案集は22、23ページ、説明資料集は44ページをご参照ください。

今回の改正につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正によりまして条例の一部を改正するものです。

改正につきましては、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人、期日前投票管理者及び投票立会人の報酬額を改正するものでございます。

説明資料集の45ページをお願いいたします。

それぞれの報酬を投票管理者は1万2千600円から1万2千800円に、開票管理者は1万600円から1万800円に、選挙長は1万600円から1万800円に、投票立会人は1万700円から1万900円に、開票立会人は8千800円から8千900円に、期日前投票所投票管理者は1万1千100円から1万1千300円に、期日前投票所投票立会人は9千500円から9千600円にそれぞれ改正をするものでございます。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

続きまして、議案第31号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてご説明をいたします。

議案集は31ページ、説明資料集は51ページをご参照ください。

今回の改正は、熊本県市町村総合事務組規約第3条第10号に規定します交通災害事務から令和元年8月31日をもって合志市が脱退することに伴い、規約の一部を変更するものです。

説明資料集の51ページで新旧対照表、変更前、別表第2、第3条第10号に関する事務の項で、表中の下線の記載を削り、変更後の表中の下線の記載のとおり改めるものでございます。

議案集の32ページをお願いいたします。

附則で、この規約は令和元年9月1日から施行することとしております。

なお、構成市町村の同文議決案件でございます。

続きまして、議案第32号、公有財産の処分についてご説明を申し上げます。

議案集は33、34ページ、説明資料集は52ページをご参照ください。

今回の公有財産の処分につきましては、熊本地震に伴います国道57号北側復旧ルートにおきまして、民有地の道路用地買収の代替地として、その民有地の隣接地であります町有地を売却しようとするものです。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。

説明資料52ページに記載しておりますように、約100ヘクタールの土地を活用し、発電事業を計画されておりましたけれども、復旧ルートの道路用地として約12ヘクタールが道路用地として買

取されたために、その代替地として、その隣接地であります町有地及び民有地約12ヘクタールを購入されるものです。

議案集34ページに記載しておりますように、町有地3筆、3万4千8平方メートルを3千400万8千円で東京都江東区木場5丁目10番10号、株式会社一条工務店と契約をしようとするものです。単価は、平米当たり1千円です。算定根拠につきましては、国土交通省の道路用地買収価格が平米1千円であること。また、近隣の土地の不動産鑑定におきましても平米1千円という状況であります。今後の発電所へ向けてのスケジュールとしましては、環境アセス、林地開発許可、工事期間を経て令和7年運用開始となっております。

議案第32号については以上でございます。

続きまして、議案第36号、令和元年度大津町一般会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、4月の人事異動に伴います人件費の補正のほか、プレミアム付商品券事業、新庁舎建設事業費の増額、消費税増税に伴う低所得者介護保険料の軽減、農業機械の導入事業、スポーツコミッション事業、県道負担金事業などを計上しております。

補正予算書の1ページをお開き願います。併せまして、補正予算の概要をご参照をお願いいたします。

第1条で、既定の予算の総額に2億6千31万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を158億1千38万5千円とするものです。

第2条で、継続費の補正を「第2表継続費補正」のとおりとしております。

第3条で、地方債の追加及び変更を「第3表地方債補正」のとおりとしております。

8ページをお願いいたします。第2表継続費の補正ですが、新庁舎建設事業に係る継続費につきまして、全体事業費の見直しの結果、補正後の総額を46億3千700万円とするものです。補正額としましては、3億9千万円の増額補正でございます。

また、年割額につきましては、記載のとおりでございますけれども、建設スケジュールの関係によりまして令和3年度に6億5千720万円を新たに計上をいたしております。

9ページをお願いいたします。第3表地方債の補正ですが、追加分としましては、危険ブロック改修事業に係る公共事業債、おおきく土地改良区が事業を行います土地改良施設改修事業費負担金に係る一般事業債及び一般補助施設整備等事業債をそれぞれ計上しております。

次に、変更分としまして、先ほど継続費でご説明いたしました、新庁舎建設事業の事業費見直しに係る災害復旧事業費及び一般単独事業費の増額、また、県営事業負担金の増額に係る防災対策事業債の増額補正を計上しております。

それでは、歳出から主なものをご説明いたします。

18ページをお願いいたします。款の1、項の1、目の1議会費は、人事異動に伴う人件費の補正でございます。

19ページをお願いいたします。款の2、項の1、目の5財産管理費、節の22補償、補填及び賠

償金は、議案33号関連、あとで出てきますけども、町道瑕疵に対する賠償金になります。

次に、目の6企画費、節19補助金は、新規事業の移住支援事業補助金でございます。東京23区から熊本に移住就業する方への補助金になります。

続いて、目11地域づくり推進費、節19コミュニティ助成事業補助金は、小林地区のコミュニティ無線導入に伴う補助金でございます。

その下、目19庁舎建設事業費、節の15工事請負費は、新庁舎建設の工事費再積算に伴い、増額補正を行うものです。

次の目20プレミアム付商品券事業費ですが、こちらも新規事業になります。消費税増税に伴い、低所得者及び子育て世帯への負担軽減を目的とするもので、時間外手当、臨時職員賃金などのほか、20ページに移りまして、節の19プレミアム付商品券事業補助金や節の13システム改修委託費などを計上しております。

22ページをお願いいたします。款の4、目の3参議院議員通常選挙及び目の7県知事選挙費、それぞれ節の1報酬につきましては、先ほど議案第27号関連の国の法改正に伴います投票立会人等に係る報酬の増額補正でございます。

23ページをお願いいたします。款の3、項の1、目の1社会福祉費総務費、節の28繰出金は、消費税増税に伴います非課税世帯の介護保険料軽減に係る国2分の1、県4分の1、町負担金4分の1を介護保険特別会計へ繰り出すものでございます。

25ページをお願いいたします。項の2、目の1児童福祉総務費、26ページに移りまして、節の13委託料は、幼児教育無償化に伴います子ども・子育て支援システムの改修委託料が主なものでございます。

続いて、節19補助金は、新規事業でございまして、放課後児童クラブにおけるICT化を推進し、業務効率化による負担軽減を図るための補助金を計上しております。

27ページをお願いいたします。項の3、目の2熊本地震関係費の節の13委託料は、応急仮設住宅の設備等点検のための委託料でございます。新たに床下の点検項目が追加されたことによりまして委託を行うものでございます。

29ページをお願いいたします。款の6、項の1、目の3農業振興費、節の19補助金の攻めの園芸生産対策事業補助金は、白ネギ生産機械利用組合が導入する収穫機等に係る補助金でございます。

30ページに移りまして、飼料用米等利用拡大支援事業補助金は、ネットワーク大津が行います、飼料用米利用拡大のための給与実証に係る補助金でございます。

続いて、目の4畜産業費の節19補助金は、菊池地域畜産クラスター協会が行います、搾乳牛舎改修及び搾乳ロボット導入等に係る補助金でございます。

目の6農地費、節19補助金の2件につきましては、いずれもおおきく土地改良区が事業主体で、迫井手関係の付帯設備工事、それから、畑井手水路のゲート更新工事に係る補助金でございます。

31ページをお願いいたします。項の2、目の2林業振興費、節の13委託料は、新規事業でございしますが、林道の長寿命化を目的としました橋梁8カ所分の点検業務委託でございます。

32ページをお願いいたします。款の7、項の1、目の3観光費、節19補助金は、こちらも新規事業でございまして、スポーツによる交流人口増と地域経済の活性化を目的として活動します、肥後大津スポーツ文化コミッションへの補助金でございます。

33ページをお願いいたします。款の8、項の2、目の3道路新設改良費、節19負担金は、県営砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業の事業費増に伴う負担金の増額でございます。

34ページをお願いいたします。款の3、目の3公共下水道費、節の28繰出金は、人事異動に伴います人件費の補正に係る公共下水道特別会計への繰出金でございます。

続いて、36ページをお願いします。款の10、項の4、目の1幼稚園費、37ページに移りまして、節の8報償費及び節11需用費につきましては、幼児教育推進体制の充実、活用強化事業としまして、幼児教育の質の向上を図るため、幼児教育アドバイザーの派遣や研修会の講師謝礼などに係る費用でございます。

38ページをお願いいたします。款の10、項の5、目の9熊本地震関係費、節19補助金は、熊本地震復興基金基本事業の一つで、地震で被災した地域のコミュニティ施設等の復旧に係る補助金でございます。錦野地区の忠霊塔と外牧神社の復旧を新たに追加するものです。

最後に39ページをお願いします。款13予備費で財源調整をしております。

次に、歳入をご説明いたします。

13ページをお願いいたします。款15、項の1、目の1民生費国庫負担金は、消費税増税に伴います非課税世帯の介護保険料軽減に係る国負担分でございます。

続いて、項の2、目の1民生費国庫補助金、節の1児童福祉費補助金の子ども・子育て支援事業費補助金は、幼児教育無償化に係る事務費関係の国庫補助金でございます。その下、児童健全育成対策費補助金は、放課後児童クラブのICT化推進事業に係る国庫補助金でございます。

目の5総務費国庫補助金の二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金は、新庁舎建設に係るカーボンマネジメント事業採択要件非該当に伴う減額補正でございます。その下、プレミアム付商品券事業補助金は、歳出でもご説明いたしました消費税増税に伴うプレミアム付商品券事業に係る国庫補助金でございます。

目の6商工費国庫補助金は、款7商工費でご説明いたしました、スポーツコミッション事業に係る国庫補助金でございます。

14ページをお願いいたします。項の3、目の1、節の1総務費委託金は、参議院議員選挙における投票立会人等の報酬増額に係る委託金の増額でございます。

次に、款の16、項の1、目の2、節の1社会福祉費負担金は、款15でもありました消費税増税に伴います非課税世帯の介護保険料軽減に係る県負担金分でございます。

項の2、目の1、節の1総務費補助金の電源立地地域対策交付金は、交付額の確定に伴い増額補正するものです。その下、移住支援事業補助金は、款2で計上しております移住支援事業に係る県補助金でございます。

15ページに移りまして、節の2熊本地震復興基金交付金は、地域コミュニティ施設等の再建支援

事業に係るものでございます。

続いて、目4農林水産費県補助金の節2農業振興費補助金の攻めの園芸生産対策事業補助金につきましては、白ネギ生産機械利用組合の機械導入時に係る県補助金、また、飼料用米等利用拡大支援事業補助金につきましては、ネットワーク大津が行います飼料用米利用拡大事業に係る補助金でございます。

その次の節3農地費補助金は、おおきく土地改良区が事業主体の迫井手関係整備工事に係る県補助金でございます。

節の4林道費補助金は、林道長寿命化事業に係るものでございます。

節の8畜産業費補助金は、菊池地域畜産クラスター協会の牛舎改修及び搾乳ロボット導入事業に係る補助金でございます。

続いて、項の3、目の1総務費委託金は、県知事選挙における投票立会人等の報酬増額に係る委託金の増額でございます。

その下、目の6教育費委託金は、款10の教育費で説明いたしました幼児教育推進体制の充実活用強化事業に係る県補助金でございます。

16ページをお願いいたします。款の17、項の2、目の1不動産売払収入につきましては、国道57号線北側復旧ルート整備事業に伴います代替用地として普通財産3.4ヘクタールの売払いを行うものです。

款の21、項の4、目の2雑入は、宝くじ助成事業として、コミュニティ助成事業が交付決定したことに伴い計上するものでございます。小林地区のコミュニティ無線導入事業分でございます。また、全国町村会総合賠償補償保険金につきましては、平成29年度に発生しました町道瑕疵に対する保険金でございます。

17ページをお願いいたします。款22町債につきましては、予算書9ページ、地方債の補正で説明したとおりでございます。なお、人件費等につきましては、40ページ以下、給与費明細書のとおりでございます。

最後に、43ページをお願いいたします。8ページの新庁舎建設事業における継続費補正に係る財源の内訳を記載しております。補正後の全体的計画としましては、国庫補助金が5千万円の減額、地方債及び一般財源につきましては、それぞれ4億770万円と3千230万円の増額となっております。

その他は、庁舎建設基金でございますが、こちらは増減はございません。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。11時5分より再開します。

午前10時57分 休憩

△

午前11時05分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 皆さん、こんにちは。

それでは、議案第28号、災害弔慰金の支給などに関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案集は24ページから26ページになります。また、説明資料集は46ページになります。

今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給などに関する法律の一部を改正する法律が平成31年4月1日に施行されたことに伴い、法律により年3%に固定されていた災害援護資金の貸付利率及び保証人の有無について、町が条例で設定できるようになったため、町の条例の一部を改正しようとするものであり、条例の改正については、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

説明資料集の46ページをお願いいたします。

災害弔慰金の支給などに関する法律が一部改正なり、法律により、年3%に固定されていた災害援護資金の貸付利率及び保証人の有無について、法律の範囲内で自治体ごとに条例で定めることができるようになりました。これにより、低い利率での貸し付けが可能となりましたので、災害時の多様な状況に対応して、被災者の返済負担を軽減し、被災者支援の自立強化を図るために改正をするものでございます。

保証人及び利率ですが、第14条の第1項で保証人を立てることができるとし、第2項で、保証人を立てる場合は無利子としております。保証人を立てない場合は、措置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利子を延滞の場合を除き、年1.5%とすることとしております。従前の利率の3%は、昭和48年の法施行時の公的貸付制度では、最低利率であった世帯更正資金貸付制度を参考としたものでございました。今回、保証人有りの場合は無利子、保証人なしの場合は1.5%とするのは、東日本大震災時の特例による災害援護資金の貸付金率を参考としたものでございます。償還等につきましては、第15条第1項で、以前から年賦償還、または半年償還はありましたけども、今回、月賦償還を追加するものでございます。

議案集25、26ページをお願いいたします。

附則において、施行期日を公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給などに関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用するとしております。

経過措置として、改正後の第14条及び第15条第3項の規定は、平成31年4月1日以降に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付については適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについては、なお従前の例によるものとしているところでございます。

次に、議案第29号、大津町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案集は27、28ページになります。また、説明資料集は47ページから49ページになります。

今回の条例の一部改正は、介護保険法施行令の一部を改正する政令が平成31年4月1日に施行さ

れたことに伴い、低所得層である非課税世帯に対する保険料軽減の強化に関する所用の改正を令和元年度から令和2年度完全実施に向けて行なうものでございます。

議案集は27ページをお願いいたします。

施行令の一部改正に伴い、大津町介護保険条例の一部改正を使用とするものであり、条例の改正については、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

説明資料集の47ページをお願いいたします。

消費税引き上げに伴う介護保険料の軽減で、消費税増税分を財源として、非課税世帯の介護保険料軽減が全国的に実施されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。これまで第1段階の保険料率の軽減はありましたが、本年度から1段階から3段階まで拡充されるものでございます。

1で、対象者数は、1段階から3段階の非課税世帯約2千400人で、第1号被保険者の約32%となります。

2の(1)のスケジュールとしましては、10月以降の消費税率引き上げによる財源の手当てであることを反映し、令和2年度以降の完全実施に向けて、本年度は半分の水準を軽減設定するものでございます。

説明資料集の48ページをお願いいたします。

(2) 保険料率の改定でございます。は、表のとおりでございます。第1段階では、令和元年度が0.375となり、令和2年度は0.3、第2段階では、令和元年度が0.6となり、令和2年度は0.5、第3段階では、令和元年度が0.725となり、令和2年度は0.7、このように令和2年度以降は介護保険法施行令の一部改正をする政令のとおり、第1段階から段階順に保険料率は0.3、0.5、0.7の保険料となりました。

(3) 保険料額の変化は、表は1段階から3段階の保険料額の変化を表しております。大津町介護保険料は第5段階が基準で月額6千750円、年額が8万1千円が基準額でございます。それぞれの段階の率を乗じた額が保険料となります。例えば、表の令和元年度、第1段階の保険料下段は、年額基準額8万1千円に0.375を乗じた額3万375円が令和元年度の保険料となり、令和2年度は0.3を乗じた額の2万4千300円の保険料となり、2カ年で年間保険料が1万2千140円の減額となります。

次に、3の財政面への影響ですが、今回の軽減により、保険料の減収を見込んでおりますが、公費による保険となるため、減収額分の保険料は国2分の1、県4分の1、町4分の1となり、町負担分の4分の1は地方消費税交付金で手当てされる仕組みとなっております。

次に、説明資料の49ページをお願いいたします。

新元号改正と併せて、第2条第2項で、第1段階保険料3万6千440円を3万375円に改正し、次に2項を加え、第3項で、第1項第2号に係る2段階の保険料4万8千600円とし、第4項で第1項第3号に係る3段階の保険料5万8千725円とする条例の一部改正を行うものでございます。

議案集の28ページをお願いいたします。

附則において、施行期日を公布の日から施行し、経過措置として、改正後の大津町介護保険料条例

第2条の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとしております。

次に、議案第30号、大津町嘱託員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案集は29ページから30ページ、説明資料集は50ページになります。

それでは、まず、説明資料集の50ページの新旧対照表をお願いいたします。

今回の改正につきましては、嘱託員の報酬と費用弁償の額を定めております別表中、保健衛生嘱託医の次に保健衛生嘱託歯科医の区分を加え、報酬及び費用弁償の額と支給方法を定めるものでございます。保健衛生嘱託歯科医の報酬と費用弁償の額につきましては、保健衛生嘱託医や小中学校などの嘱託医及び歯科医と同額の報酬が年額18万2千円で、費用弁償につきましては、町内が1万円、町外が日当2千200円とし、その他は議会の報酬及び費用弁償等に関する条例に定める旅費の額としております。

議案集の30ページをお願いいたします。

附則で、この条例は令和元年7月1日から施行するとしております。

現在、母子保健法に基づきまして実施しております1歳6カ月児と、3歳児の歯科口腔健診に従事する歯科医師につきましては、非常勤職員としての身分を持たないため、公務中の事故等に対して補償が不十分な状況となっております。幼児の歯科口腔健診に従事する歯科医師の取り扱いに関する近隣市町の状況としまして、菊池市では、合併当初から非常勤職員として委嘱されており、合志市と菊陽町については、大津町と同じ状況となっております。このような状況を踏まえ、菊池郡市医師会から合志市と菊陽町に対し、乳幼児健診などに従事する歯科医を非常勤職員とするよう要望があり、両市町とも本年度から非常勤職員として委嘱されたところでございます。報酬の額につきましては、3市町とも今回提案しております額と同額の年額18万2千円となっております。大津町に対しましても、合志市、菊陽町について、菊池郡市歯科医師会から同様の要望があったところでございます。同じ医療圏域でございます、菊池市、合志市、菊陽町と同様に、今後は、保健衛生嘱託歯科医として委嘱し、非常勤職員として町の保健事業にご協力をいただきたいと思いますと考えております。非常勤職員の報酬と費用弁償の額と支給方法につきましては、地方自治法第203条の2第4項による条例の規定事項であり、条例の改正につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第38号、令和元年度大津町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

議案集は43ページになります。介護保険特別会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57万2千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億5千133万1千円とするものでございます。

歳出から説明いたします。

介護保険特別会計補正予算書の10ページをお願いいたします。

歳出では、介護報酬改定などに伴うシステム改修の委託料が主なものでございます。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、節1 3 委託料の補正は、介護職員のさらなる処遇改善及び消費税引き上げによる影響分に係る介護報酬などの改定のための介護報酬改定等システム改修委託と、特定個人情報データ標準レイアウト改版のための番号制度システム改修委託に伴う補正でございます。

款3 地域支援事業費、項3 包括的支援事業費・任意事業費、目1 包括的支援事業費、節1 3 委託料の補正は、介護職員のさらなる処遇改善及び消費税引き上げによる影響分に係る介護報酬などの改定のための地域包括支援センターシステム改修委託に伴う補正でございます。

款6 予備費において、歳入歳出全体補正の財源調整を行っております。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。

8 ページをお願いいたします。款1 保険料、項1 介護保険料、目1 第1号被保険者保険料の1千359万5千円の減額は、介護保険法の一部改正による消費税引き上げに伴う低所得者の介護保険料軽減に伴う減額補正でございます。

款3 国庫支出金、項2 国庫補助金、目4 介護保険事業費補助金、節1 介護保険事業費補助金増額補正は、介護報酬改正等に伴うシステム改修委託料に係る国庫補助金分でございます。

9 ページをお願いいたします。款6 繰入金、項1 一般会計繰入金、目3 低所得者保険料軽減負担金繰入金の増額補正は、消費税引き上げに伴う保険料の軽減に係る国・県・町の負担分を一般会計から繰り入れるものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） こんにちは。議案第33号、損害賠償の額の決定及び和解についてご説明いたします。

議案集の35と36ページ、説明資料集54から56ページをお願いいたします。

ご説明いたします。

平成29年5月10日午前8時50分頃、大津町にお住まいの方が原動機付自転車を運転し、町道馬場坂線を走行中に、道路上にできていた段差でバランスを崩して転倒し、身体を負傷する事故が発生しました。その後、病院等で入院・通院による治療を受けられ、治療が完了されましたので、損害賠償の額の協議を行い、過失の割合を町が40%として算定し、入通院、慰謝料などで249万4千703円の40%である99万7千881円を支払うことで和解することとなりましたので、事故に関する損害賠償の額を決定し、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第34号、町道の路線廃止についてご説明いたします。

議案集の37と38ページ、説明資料57ページをお願いいたします。

路線番号125-2、路線名、町道新多々良高尾野線、延長1千427メートルで、起点は大津町大

字平川字姥ヶ平から終点は天津町大字天津字上井迫までの道路でございます。

本路線の一部が国道57号北側復旧ルートとの計画に重なるため、一旦廃止するものでございます。

以上、第34号につきましては、町道の路線廃止についての議案ですので、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第35号、町道の路線認定についてご説明いたします。

議案集の39と40ページ、説明資料集58ページをお願いいたします。

路線番号125-2、路線名、町道新多々良高尾野線、延長約1千400メートルで、起点は天津町大字平川字姥ヶ平から終点は天津町大字天津字上井迫でございます。

先ほど町道廃止でご説明しましたが、もとの町道新多々良高尾野線の終点部分が国道57号北側復旧ルートと重複するため、終点部分を東へ40メートル移設し、町道新多々良高尾野線として町道認定をお願いするものでございます。

以上、議案第36号につきましては、町道の路線認定についての議案ですので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第37号、令和元年度天津町公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回、補正予算の主なものについては、人事異動に伴う人件費の補正でございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の概要については15ページでございます。

予算書の第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ403万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8千157万4千円とするものでございます。

歳出からご説明いたします。

予算書の8ページをお開きください。4月の人事異動に伴う人件費の増額で、款1、項1、目1総務管理費のうち、節2給料、節3職員手当等の増額でございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。

7ページをお開きください。款4、項1、目1一般会計繰入金を人件費相当分403万2千円を増額するものでございます。

続きまして、議案第39号、令和元年度天津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正は、4月の人事異動に伴う人件費の増額補正と、第4ポンプ場整備の国の強靱化事業に伴う補助金の採択決定に伴う補正でございます。

補正予算書の1ページと補正の概要の16ページでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。第2条で、予算に定めた収益的収入及び支出の予算額について、支出を111万7千円増額するものです。

2ページをお願いいたします。第3条で、予算に定めた資本的収入及び支出の予定額について、収入を2千10万円増額するものでございます。

第4条で、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正として、職員給与費を111万2千円

増額するものでございます。

補正予算に関する説明書によりご説明をいたします。

2ページをお願いいたします。収益的支出、款1、項1、目3総務費用、人事異動に伴い111万7千円増額するものでございます。

3ページをお願いいたします。款1、項2、目1国庫補助金の2千10万円の増額は、先ほど申し上げました、強靱化補助金の採択決定に伴い増額するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 提案理由の説明は終わりました。

日程第20 議案質疑

○議長（桐原則雄君） 日程第20 議案質疑を行います。

まず、議案第27号と議案第28号を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第29号と議案第30号を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第31号を議題とします。質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 議案第31号について質疑をいたしたいと思います。

この内容をみますと、合志市が事務組合の業務から交通災害の補償分について、共同事務から撤退するというような内容のものかと思えますけれども、気になるのは何でかということなんです。合志市というのは、私は個人的には非常に敏い市だと思っておりまして、そこがこれやるということは、何か理由があって、そこに何かメリットがあるんじゃないのかなと。そうであればですね、あわせていくとかですね、いろんな考え方があるのではないかと思ったところです。

以上、お尋ねします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 今回の交通災害の共済から合志市が何で脱退したかということのご質問ですけれども、実は、すべての住民に、うちの場合ですけど、これは共済組合というところがやっております、1人当たり住民40円で掛け金をお支払いをしております。うちの場合が大体130万円程度掛け金払っています。合志市さんのほうの話によりますとですね、これは内容自体については、住民の方が交通事故に遭われたときに、それに対する見舞金をですね、支給するというような取り扱いになっております。大方ほとんどの自治体が加入しておる中で脱退されたこの理由としましては、時代とともにですね、いろんな保険会社、自動車保険制度関係も充実してきたので、そちらのほうで

大体ができるんじゃないかということで、今回、合志市さんはですね、脱退されたというふうに聞いております。ちなみにですね、うちのほうが掛け金今130万円ほど払っているんですけども、実績がどういった形であがってきているかと申し上げますと、ご参考まで申し上げますと、平成30年度が44件の申請で170万円、29年度が83件の申請で330万円ですので、十分うちの町としてはこの事業に加入する意義はあるのかなというふうに思っております。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第32号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第33号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第34号と議案第35号を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第36号を議題とします。質疑ありませんか。

豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） プレミアム付商品券事業費につきまして、総合政策課のほうにお伺いをいたします。

一つは、商品券の1枚当たりの額面ですね、この額面が5千円分で販売をされるということだったんですけども、その1枚当たりいくらかということが一つと。

もう一つはですね、対象者が国の方では低所得者と子育て世代ということで限定してありますけれども、資料によりますと、自治体が最も適切と考える実施方法を認めと、自治体における迅速、円滑かつ効果的な事業執行を後押しということで書いてあるんですけども、こういうことであるならばですね、この最も適切だというものは全住民を購入の対象に加えるべきじゃないかと思うんですよね。この低所得者の人にとってみたらですね、これ買いにくいし、使いにくいんじゃないかと思うんですよ。だから、ここに何とか配慮をして、その区別を付けずに、全住民が使えるようなプレミアム付商品券にしたほうがいいんじゃないかと思えますけれども、そこを質疑させていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 2点ご質問が、プレミアム付商品券についてのご質問があったかと思いません。

まず、1点目ですけども、額面については、これから実行委員会をつくりましてですね、その中で1千円でいくのか、500円でいくのかということで議論はしていきたいと思えますけれども、できる

だけ利用者の方が使いやすいような形で検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

それと2点目のですね、対象者を全体的に町民に広げるんじゃないかということのご質問ですけども、今回のプレミアム付商品券の事業につきましては、国の100%補助を受けまして、消費税の10%引き上げに伴います、低所得者あるいは子育て世帯への消費に与える影響を緩和するための措置ということで、国からの支援がきておりますので、それに沿った形で進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） 使うほうとしたらですね、特に低所得者ということで今言われてるんですけども、額面やっぱり500円ですよ、弁当かなんか買うのも、弁当とお茶買って500円、おつりでないでしょう、これは。おつり出ないですから、1千円というのはちょっとやっぱり高いですね、ぜひ500円にさせていただきたいというのと、買うときと使うときの使いにくいと思うんですよ、それが。だから、何とかやっぱ配慮を、私は今思いつきませんが、その配慮をしていただきたいと思います。使うときに、私は低所得者ですよということで使うようなことになるんですよ。だから、全町民にすればそれは関係ないんですけど、限定しているわけですから。限定するとされているわけですから配慮しないとイケないと思うんですよ。ぜひそこは配慮して、使いやすいように、喜んで使えるようにしていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） プレミアム付商品券事業について質疑を行います。

これを見る限りでは、まさに前回は商品券事業もひどかったんですが、今回はまさに天下の愚策としか言いようがないのではないかと思います。全協でも説明があったかと思いますが、もう一度確認しますが、対象者のですね、人数ですね。住民税の非課税の方、それから3歳未満の子どもさんの数をもう一度確認をしたいと思います。

それから、前回、プレミアムのこの商品券で実績は何%ぐらい購入されたのかということですね。わかったらパーセントをお願いしたい。

それから、先ほどもございましたが、要するに、低所得者、消費税増税と引き換えに、低所得の少ない方々、あるいは小さい子どもさんがおられる世帯、子どもさんを対象として商品券を配るのであれば、まあ2割増しの商品券と、2万円、これ限度が2万5千円になってますけど、お一人当たり2万5千円しか購入できないのか。

以上についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） まず、1点目のご質問ですけれども、それから、額面についてですね、額面については2万5千円で2万円の販売額ということになっております。4千円で5千円の券がくるということですので、それを5回までできるというようなことになります。4千円で5千円の額面がきますので、2万円ということは、それを4回ですね、使って2万5千円のがくるというようなこと

で、最高販売2万円まで2万5千円までということになるかと思えます。

それと、前回のプレミアム付商品券についての実績ということで聞いておりますけれども、ちょっと手元に詳しいの持っておりませんが、ただ前回20%の消費喚起ということで、それが地域活性化がどれぐらいできたかというのは、おそらくちょうど20%分ですね、プレミアム分が消費喚起として出てきた実績があるというふうに思っております。

それと1点目の対象の人数ですけれども、子育て世帯が約1千200件程度と、低所得者層関係がですね、約6千件程度ということで今把握をしておる状況です。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 議案のほうの説明資料の13ページでこのプレミアム付商品券事業について内訳がありますが、国のほうから約5千400万円補助金がくると。で、その低所得の少ない方、それから、子どもさんを対象とした対象の方が実際に使える、いわゆるプレミアム分は、今聞いた7千200人を対象にして2割ですかね、5千円、1人5千円ですかね。それで商品券換金費が3千600万円、要するに、7千200人に対して3千600万円がプレミアムとして支給されるというふうに理解しているわけですが、そうでありますならば、最初から5千円の商品券を対象者の方々に配れば済むことじゃないんですかね。わざわざ商品券を所得の少ない方々に2万5千円分、2万円出しなさいと、2万5千円の券を渡して、2万5千円使いなさいと、これ強制するようなもんじゃないですかね。市町村が独自にできるのであれば、今言ったように、プレミアム分の5千円分を現金で渡すか、あるいは5千円の商品券を渡せば済むことではないかと思うんですけど、そういう説明は国のほうからはなかったのかどうか。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） プレミアム付商品券についての取り扱いといいますか、現金であったりとか、あるいはいろんなやり方があるんじゃないかということのご指摘だと思います。今、国のほうからですね、いろんな説明、県も含めて説明していただいているのは、商品券として販売をして、地域の活性化のためにですね、町内の事業者の分で商品券をつくって、そちらのほうで地域活性に繋げると、そういった形の取り扱いになっているかと思えます。

あと、限度額については、2万5千円の額面で販売が2万円ということですが、中には5千円券で4千円という方もいらっしゃるかと思いますので、ある程度販売期間あたりもですね、ある程度期間も取りながら対応していきたいというふうには思っているところです。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 最高限度、お一人2万円を出して2万5千円の商品券がくると。それ以下の方もいるだろうということで、ということは、売れ残る可能性があるということですよ。だから、前回も多分売れ残りが出たんだと思うんですよ。売れ残ったらじゃあどうすんだと。国にただ返すだけなのかということを最後に確認したいと思います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 最終的には財源がどうなるかということのご質問ですけども、最終的には、実際の実績に基づいて国のほうと調整しますので、それが最終的な実績になろうかと思います。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 議案第36号について質疑いたします。

ただいまお二人の方からプレミアム付商品券について、いろんな配分がなされて歳出なり出ておりますので、この点についてですが、例えば、その今の質疑あたりを聞いております中で、国の制度がそういった地域の活性化も含めているということで、直にそういった券を配布することはできないということであったかなと思います。問題は、もちろん悪用の部分ですね。例えば、20万円を換金したとします。10人に分けて。それを言うならば5万円になるわけですよ。そういったものを悪用して、例えば、皆さんに少しずつこう1千円でもあげるからというような形で、10人の方に言ったとすると、悪用する人がまあ5万円分の悪用ですけども、4万円懐に入れて、1万円皆さんに1千円ずつ配るといような、そういったものもその計算上出てくるわけですよ。ですから、こういったことを防止するための何らかの方策というものも持っておかなければならないと。そういったことをここに書いてはありますが、さて、いざこういったことを始めたときにですね、一体どこまでそういった監視、監督ができるのかなという疑義が残ります。そして、また、今の質問の中にもありましたが、この低所得者の中には、もうその所得の層というのが、低所得者の上限からずっと下まであるわけですよ。で、生活保護までの間ですかね。で考えたときにですね、例えば、租税原則の中には、応益原則と応能原則というものがありますよね、この応能という部分について、この2万円の買う能力を持っている方だったら5千円のそのそういった恩恵を受けるわけですが、その力がない、能力がないと、2万円を出して5千円の恩恵を受ける能力がない人はずっと下に、所得がもっともっと低い人なんです。ですから、低所得者というひとくくりの中には、その中にも上中下、ずっとあるわけですよ。すべからくこの方々にその税の恩恵をですよ、そういった方々にその使っていただく、恩恵を与えるというようですね、そこの視点がとても大切だと思うんですよ。だから、その低所得者の権利者ですね、今回の。権利者になる方にもいろいろ各層があるということをきちんと自覚して、例えば、そういったとりまとめをするときにですね、プロジェクトチームを組むとか、そういった中でもそういった視点がなければおそらく所得が低い方のほうからの公平性がないんじゃないかというような形に、言うならば、租税原則との裏返しなんです。税金というものは、原則にしたがって公平性なり、中立性なり、簡素化をしてシンプルにするというようない三大原則があります。それとですね、それに分配ということ考えたときには、その裏返しなんです。ですから、それと準じてなければならぬということ。それにきちんと準じているかなということが心配されます。ですから、そういったところの考え方をきちんとしとかなないと、昨日、全員協議会で説明を受けましたが、あれでは到底足りないという形になります。もちろん委員会でいろいろな意見が出るとは思いますが、その全員協議会の資料等あたりでは非常に大雑把で、事務も煩雑になるでしょう。非常に心配です。実際、今回ですね、前年度からたくさん事業が繰越明許として提示されております。事業は目白押しなの

に遅々として進まない。そのときに、国はこういった形で事業を上乗せしてくるわけですよ。ですから、これがまた心配になってくるんですよ。年間の予定の中にまたこういったものを乗せてくるものですから、ですから、そういった調整というものもきちんとできて、もう繰り越しとかならないように、きちんとこの事業を成功例に納めるため、そういった公平性への確保、応能の能力ですね、能力の部分でそういった部分で差が出やしないかなという部分が心配です。この点について質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） プレミアム付商品券事業についての運用をですね、どういった課程でやっていくんだろうかということのご質問だと思います。いろんな細かい点には、これから実行委員会の中でいろいろ詰めていきますけれども、転売関係とか、そういったものについての防止の話もありました。今考えておりますのは、それぞれの個人さん宛にですね、対象者の方にそれぞれの個人名で通知を出して、それで買っていただくような形でやっていくような形で進めていければなというふうに思っております。

あと、もう1点が低所得の話がございましたけれども、それについてもできるだけ多くの方に使っていただくためには、例えば、その先ほどありましたように、1千円の額面じゃなくて500円の額面にしたりとかですね、そういったことをすることによってより使いやすくなったりとか、あるいは最大2万5千円ですけども、5千円でもいいというようなことで、できるだけ使いやすいような形で、そして広く周知をしてですね、よりよいものができるような形で、実行委員会の中で含めてですね、いろいろ検討をしていきたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

今回ですね、私もマイナンバーカードということで一般質問をあげておりますけれども、例えば、こういった事業がきたときにですね、きちんとした数の把握なり、何なりといったときに、非常に有効だと考えております。ですから、これを機にそういったものの普及を促進するとか、いろんな形でですね、その実行委員会の方々がどれぐらいの能力があるか知りませんが、今後を見据えたですね、そういったデータ収集なりを進めていって、それこそこの行政がきちんとその回るような、最小の経費でですね、そういった取り組みまでひっくるめてその実行委員会はきちんとした審議をしていただきたいと思っておりますので、国の行う施策でありますから、それはそれできちんとそういった低所得者の方と子育て世帯の方々の負担を軽減するというのをですね、それプラス、我々ももっとよくなるような形の実行委員会の話し合いになっていけばいいかなと思っておりますので、その点についてはきっちり審議されるようお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 2つですね、2点お尋ねしたいと思います。

まず1点目がですね、この説明書、こっちの概要のほうですね、概要の8ページの項目でいうと総

合政策課の一番上ですね、2の1の6の19ですね。この移住支援事業補助金のわくわくパッケージですね、これ国のほうが、内閣府のほうが進めているものだと思うんですけども、これの説明って、その熊本県全体で取り組むという説明になっているんですね。そうしたとき、これは言うてしまうと、町をスルーするだけなのか。それとも町が何かやらなきゃいけないことが出てくるのかという点と、もう一つ、これパッケージですから、移住の支援だけではなかったと思うんですよ。ほかにもいくつか項目はあったけれども、その辺についての取り組みはどうなるんでしょうかというのがまず一つです。

それから、もう一つがですね、12ページの農政課の中にあります畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金ということで出ている分です。これについてはですね、平成30年度にも同じものがありまして、これが繰り返しているということなんですね。この理由というのが、業者や資材不足という、もう何回見たかわからないような言葉でですね、説明されているんですけども、先ほどの話もありました、繰り返しというの出過ぎているんじゃないかという話もありましたけれども、この繰り返しつくりたくないためには、その原因をきちんと分析して、そこに手を打たないと同じ事が起こってしまうんです。何回もこれまでもありました。もう繰り返したくないという思いもありますので、この業者や資材不足等というものが具体的にどういうものなのか。その問題を解消した上で31年度のこの補助金というものが計上されているのかという点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） まず、わくわく生活地方実現パッケージということについてのご質問だと思います。実は、このメニューがですね、地方創生の交付金事業の中で、国から県への交付金で3つメニューがございまして、一つが、今うちのほうで予算化しております移住支援事業、もう一つがマッチング支援事業、そして、3つ目が起業支援事業ということで、実は2つ目と3つ目のですね、マッチング支援事業と起業支援事業につきましては、国と県が2分の1をもってやるということで、今、私どもがあげている移住支援とあわせてパッケージになっておるということでございます。町で今回あげているのは、東京23区ですね、働かれて定住された方がこちらにこられるときのあくまでも移住支援の部分について、県が全体で取りまとめている中で、県の4カ年戦略の中でですね、KPIをつくって、大体73人が県の目標があります。それを人口割等でですね、割ったときに、町村が大体1世帯分、市が2世帯分ということで割り当てがきておりますので、その分の移住支援について国2分の1、県4分の1、そして町4分の1ということで予算計上しておるところでございます。

○議長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） 畜産クラスター事業についてのお尋ねかと思えます。30年度事業につきましては、繰り返しの原因としましては、畜舎の建設におけるボルト不足が一番の要因でございました。これにつきましては、すでに竣工しております、整っているところでございます。

今回、補正をさせていただいておりますメインの事業は、搾乳ロボットと申しまして、すでに製品を据え付けるというような事業になっております。これにつきましては、畜舎改修が一部ございますけれども、メインは搾乳ロボットの導入ということで、事業に支障はないかと考えて計上しているところ

ろでございます。

よろしく願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 後半のほうは理解しました。

最初のわくわくパッケージのほうの話なんですけれども、どういう移住者というところがですね、ちょっとイメージがわからないんですね。23区内から熊本県全体で取り組むといったときに、熊本市もあれば、例出すといかんかな、非常にその人口の過疎化が進んでいるようなところもあるんですね、そうしたところに地方移住っていっても、すみません、質ってピンからキリまでであると思うんですよ。どういったイメージの人がその大津にくるのではないかという想定があれば教えていただきたいと思えます。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） これについては県のほうがですね、主体になっておりまして、東京のほうでマッチングサイトがありまして、その中でいろんな企業さんと交流をする中で、そして、どこの町とマッチングした方がいいのかという調整を今県のほうでやっております。その中で、大津町に適したものがあるということで、マッチングが整えば大津町のほうにご案内があるというふうに思っております。

○議 長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 心配しましたのがですね、会社勤めなんかの方で、東京で仕事してましたと、熊本の子会社の出向になってそのままそこに定住しますといった、これを移住というだろうかというようにですね、気になりまして、そういったものがきちんと廃除されているのかなというところを確認しながら進めていただければと思います。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第37号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第38号と議案第39号を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第21 委員会付託

○議長（桐原則雄君） 日程第21 委員会付託を行います。

会議規則第39条第1項の規定により、議案第27号から議案第39号までを、お手元に配付しました議案委員会付託表（案）のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

午後0時00分 散会

本 会 議

一 般 質 問

令和元年第3回大津町議会定例会会議録

令和元年第3回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第2日)

令和元年6月8日(土曜日)

出席議員	1番 三宮美香 2番 山部良二 3番 山本富二夫 4番 金田英樹 5番 豊瀬和久 6番 佐藤真二 7番 本田省生 8番 府内隆博 9番 源川貞夫 10番 大塚龍一郎 11番 坂本典光 12番 手嶋靖隆 13番 永田和彦 14番 津田桂伸 15番 荒木俊彦 16番 桐原則雄
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 矢野好一 書記 府内淳貴
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 家入勲 会計管理課長 坂本一正 兼 会計課長 副町長 田中令児 総務部総務課主幹 伊東正道 兼 行政係長 総務部長 藤本聖二 総務部総務課長 本司貴大 兼 財政係長 住民福祉部長 豊住浩行 総務部財政係長 兼 財政課長 経済部長 田上克也 教育長 吉良智恵美 土木部長 村山龍一 教育部長 市原紀幸 兼任工業用水道課長 総務部総務課長 坂本光成 教育部次長 野村宗生 兼 選挙管理委員会書記長 兼 農業委員会事務局長 荒牧修二 総務部財政課長 白石浩範

一 般 質 問

5 番 豊 瀬 和 久 君 p 49～ p 61

1. L G B Tなどの同性カップルに婚姻相当の関係を認める「パートナーシップ制度」の導入について
 - (1) 町がパートナーシップ宣誓書受領証を発行することで、差別や偏見をなくするための土壌づくりが進む。
行政として支援できる方策を積み重ねていくべきである。
2. 電動アシスト自転車のレンタサイクル事業について
 - (1) 電動アシスト自転車を J R 肥後大津駅や運動公園で貸し出し、自転車での大津町のまちなか散策を楽しんでもらい、大津町の良さを実感してもらうべきではないか。
3. 防災減災の取り組みについて
 - (1) 職員が学校にいない休日や夜間でも、迅速に避難所を開設することができるように、避難所となる学校体育館に自動解錠ボックスを設置するべきではないか。
 - (2) 乳幼児液体ミルクは常温での保存が可能で、乳児にすぐに飲ませることができる。お湯も必要ないため、災害時の避難所などでの活用が期待されている。液体ミルクは、清潔な水や燃料の確保が難しい災害時に、赤ちゃんの命をつなぐ貴重な栄養源となる。液体ミルクの備蓄をするべきではないか。
4. 投票率を向上させる取り組みについて
 - (1) 周知不足との声が多く聞かれたが、イオン大津店での期日前投票の結果はどうだったのか。また、利便性を高める取り組みであるなら 2 日間ではなく毎日行うべきではなかろうか。
 - (2) 期日前投票の状況、当日の投票状況の速報、開票状況の速報をその都度ホームページの到着情報に掲載するべきではないか。

3 番 山 本 富二夫 君 p 61～ p 71

1. 鳥獣被害（イノシシ・サル・鹿・カラス等）の対策は
 - (1) 4 月には立石団地内にて、昼間にイノシシの出没情報があり、直接的な被害は出なかったが、一歩間違えば人身の被害も起こりうる危険な状態であるにも関わらず、町は街中までイノシシが出没する現状に対し、今までどのような対

策を講じてきたのか。

また、5月4日には美咲野団地内にて、サル10頭前後の目撃情報が寄せられている。山間部の問題だけではない。今後の鳥獣被害に対する取り組みを聞きたい。

2. 自治会等に対しての男女共同参画の推進

(1) 大津町男女共同参画推進プランがあり、町の部署には女性登用が進んでいると思うが、自治会・区の役員には女性が少ない。

自治会の政策・方針決定の場への女性の参画を推し進める取り組みはあるのか聞きたい。

3. 町民に立野ダムの見学会を年1回は

(1) 私たち議員は年1回は立野ダムの現地調査を実施しており、実際の工事現場の進捗状況が確認できるが、町民の皆さんにも年1回は立野ダムの現地の見学会を実施してはどうか。

6 番 佐藤真二君 p71～p86

1. 子どもの権利条約の浸透について

(1) 子どもや権利条約の理念は家庭・社会・学校教育に浸透しているか。

ブラック校則を事例として、

- ① 子どもの権利を侵害する指導は行われていないか。
- ② 子どもに自身の権利を自覚させる指導は行われているか。
- ③ こどもはその権利を行使できているか。

という視点で今後の取り組みを求めたい。

2. 住民への情報公開や説明の在り方について

(1) 町のホームページがリニューアルされ1年たったが、以前より情報の質と量が後退している面が多々見られる。

- ① 町のホームページが果たすべき役割は何か。
- ② 情報公開・管理の在り方を整理したほうがよいのではないか。

3. 策定中の子ども子育て支援事業計画について

(1) 前計画は特に教育保育の需給バランスがとれず、結果、待機児童を解消することができなかった。

現在、次期の計画を策定中だが、幼保無償化を見据えた対応が必要で難しい

状況にあると考える。事務局としてどのように考えているか。

15 番 荒木俊彦君 p86～p98

1. 保育の待機状況と保育士の確保

(1) 保育の待機児童が全国的にも問題となっている。

町の年齢別幼児人数に対して、入所申し込みと受け入れ人数、待機児童（暦年）の状況と対策はどうか。

昨年末の保育士の実態調査の結果について、問題点はどうか。

保育士確保の補助事業の反応はどうか。更なる確保対策が必要ではないか。

2. 町内のボランティア的活動の支援

(1) 町民のボランティア的活動は、大いに歓迎奨励される場所だが、事故等の責任問題がついて回る。こうした活動の種類と町によるボランティア活動保障保険など、改めて整理、対応と体制が必要ではないか。

例として、農地・水・環境保全向上対策補助事業（旧）などの、有償ではあるがボランティア的活動と保障。

町のコミュニティ活動補償制度などの内容と周知。

3. 私道などの公共下水道設置対策

(1) 熊本地震で、公共下水道区域内での浄化槽破損により、住宅再建への支障が問題となった。該当箇所はまだあるのか。対策はなされているか。

公共下水道未整備地区でのミニ開発などの場合、先行配管の敷設義務付けなど指導はなされているか。

13 番 永田和彦君 p103～p113

1. マイナンバーカードの推進について

(1) マイナンバーカードの機能を高め、社会保障費の削減や健康維持にいかし、これからの時代に有効活用していかなければならない。

また、第4次産業革命のポイントはデータ活用の優劣と考えている。

既に個人データは知らないところで活用され売買されていて、保護が困難で逃れようがなく個人データを有効に使わなくてはならない時代であり、マイナンバーカードによって町民各位の信用スコアを高める施策が必要と考える。

取引や売買において相互に評価される時代が到来した事を認識しなければならない。

2. 政府統計不正問題について

- (1) 国家運営の根本に関わる由々しき問題である。国、県、町と、行政運営の流れを考える時、その歪みが増幅して行かないか心配である。また、町職員の志気にも影響が大きいと考える。こういう事実が明らかになった時、町長は今まで以上に統治能力（ガバナンス）を高めなくてはならない。

2 番 山 部 良 二 君 p 113～ p 125

1. 「中小企業地域振興基本条例」の制定を問う
 - (1) 建築・土木事業者を含む中小・零細企業・農業等地方産業を守る政策「中小企業地域振興基本条例」の制定を再度問う。
 - (2) 地元優先発注を定めた「公契約条例」の制定を提言する。町長の見解を問う。
2. 高齢者交通事故対策について
 - (1) 高齢者の踏み間違いで母子が死亡するなど痛ましい事故が多発しているが、事故を防止する対策は現状としては免許自主返納しかないのではないかと。本町でも免許返納を促す早急な対策が必要である。町長の見解を問う。
 - (2) 高齢者が免許返納した場合、交通弱者になる可能性が高くなると思われるが、現行の乗合タクシーは利便性に問題があり、フルデマンド交通システムへの移行や巡回バスの導入が早急に必要ではないかと。町長の見解を問う。
3. 第6次大津町振興総合計画子ども・子育て支援について
 - (1) 保育環境の充実について問う。
 - ① 保育所等の充実、保育士不足を解消するための取り組みは。
 - ② 多様な保育サービスを提供とあるが、具体的な取り組みは。
 - (2) 子育て支援の充実について問う。
 - ① 子育て家庭・ひとり親家庭に対する支援とあるが具体的な取り組みは。
 - ② 子ども医療費を18歳まで無料に。町長の見解を問う。
 - (3) 子どもを安心して産み育てられる地域づくりについて問う。
 - ① 母親が安心して出産できるサポート体制を構築とあるが、具体的な取り組みは。
 - ② 病児保育事業の設立時期を問う。

4 番 金 田 英 樹 君 p 126～ p 140

1. 町営住宅の空室期間圧縮による入居待機改善と財源確保
 - (1) 本町においては、町営住宅の需要は高く、入居待ちの方も少なくないが、政策的なものを除いても数カ月以上にわたり空室となっている部屋もある。

町営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で住宅を賃貸することによる住宅セーフティネットとしての役割を果たすものである一方、家賃は町にとって行政サービス提供の財源でもある。空室理由をつぶさに検証しながら解消し、空室期間を圧縮することは入居希望者にとっても、町にとっても有益である。

- ① 本町における公営住宅の基本方針と中長期計画
- ② 本町における公営住宅の状況（属性別の空室率、平均的な空室期間（入替サイクル）、半年以上の長期空室物件、状況別の入居待機率 等）
- ③ 町営住宅の改修・清掃サイクルの早期化や、入居募集期間短縮等による空室期間の圧縮
- ④ 入居条件見直し等による需給ギャップの解消
- ⑤ 多様化する住宅困窮者や入居者の高齢化等の時代の要請への対応

2. LINEを活用した情報発信およびコミュニケーション戦略

- (1) スマートホンやタブレット端末、あるいはLINEやフェイスブックなどソーシャルメディア系サービスの普及により、社会における情報発信やコミュニケーションのあり方は大きく変化している。特にLINEは全年代での利用率が75.8%、60代でも45.1%と極めて高く、更に増加傾向にある（2018.7：総務省情報通信政策研究所の公表データ）。また、良し悪しではなく現実として、対面や電話よりも文字メッセージによるコミュニケーションを好み選択する層は確実に増加している。

こうした動向を背景に民間企業での導入はもちろん、80を超える自治体が幅広い世代に向けてLINEを活用した、住民生活の利便性向上、コミュニティ活性化、災害対応力強化、観光振興、住民相談などに取り組んでいる。ICTやAIなどのテクノロジーの進化は目覚ましい。本町においてもこうした変化に柔軟に対応し、まずは社会実態に合わせた情報戦略の在り方を検討する必要がある。

- ① 防災無線での放送内容の同時配信
- ② 事前登録した興味のある分野の情報発信（町内イベント/子育て/健康/ボランティア/グルメ 等々）
- ③ いじめ相談などのLINE窓口設置
- ④ 町民の多様な意見やアイデアの収集と活用
- ⑤ その他、多様な利活用方法の検討

1. 職員の民間企業への出向

- (1) 役場職員はそれなりの試験を受けて採用されており、高い能力を持っている。
しかしながら町民からは（ア）常識がずれている。（イ）スピード感がない。
（ウ）やる気に欠ける。などの苦情がある。
資質向上のため職員の民間企業への出向を検討すべきではないか。

2. 職員の昇格試験について

- (1) 係長、課長、部長など組織の長には昇格試験をし、やる気があり、かつ優秀な人が就くべきである。年功序列で成られては、部下の能力を活かしきれない。部下からの評価も参考にすべきである。

3. 失敗事例のデータベース化のその後

- (1) 昨年、職員の失念により議会に提出すべき案件を漏らしたという事件があった。その反省から各課で失敗事例をデータベース化して共有するということがあったが、その後どうなったか。

議 事 日 程 (第 2 号) 令和元年 6 月 8 日 (土) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 一般質問

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

今回の一般質問者は 8 名ですので、本日が 1 番から 4 番まで、9 日が 5 番から 8 番までの順で行います。

日程第 1 一般質問

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

豊瀬和久君。

○5 番 (豊瀬和久君) 皆様、おはようございます。今回は休日議会ということで土曜日の朝早くから町民の皆様はじめ、尚絅大学の学生さんなど傍聴にお越しいただき大変にありがとうございます。5 番議員、公明党の豊瀬和久です。今回で 2 5 回目の一般質問となります。どうぞよろしく願いいたします。

いよいよ令和の時代が始まりました。このような歴史の節目のときには、1 0 年後、2 0 年後の大津町を考え、やるべきことをスピード感を持ってやるということが大事なことはないかと思えます。また、昨日は広島、山口、愛媛などが土砂災害の危険がある地域に避難勧告を出し、5 月 2 9 日に運用が始まったばかりの 5 段階の大雨洪水警報は、全員が緊急避難すべきレベル 5 が出されました。このようにレベルが格段に上がった災害にも万全の体制を構築しておく必要があります。公明党も防災・減災を政治の主流に捉え取り組んでいます。そのような観点から通告にしたがいまして 4 点質問をさせていただきます。

まず、1 点目は、L G B T などの同性カップルに婚姻相当の関係を認める「パートナーシップ制度」の導入についてお伺いをいたします。

まず、はじめに、L G B T について少し説明をさせていただきます。

L G B T とは、性的少数者の総称であり、L はレズビアン、女性同性愛者、G はゲイ、男性同性愛者、B はバイセクシャル、両性愛者、T はトランスジェンダー、生まれたときの法的、社会的性別と違う性別で生きたいと望む人たちの頭文字を取ったものです。人が生まれ持った身体的、精神的な性別の自認、性の捉え方は様々です。実際には 4 つに色分けできるものではなく、グラデーションのように多様な性の人たちが世の中には大勢存在しています。広告会社の電通が行った調査によりますと、日本における L G B T の当事者は 1 3 人に 1 人の割合で 7. 6 % だとも言われており、行政のあらゆる

る場面においてLGBTであることで不利益な処遇を受けることが決してないよう積極的にLGBTへの理解を深める取り組みを進める必要があります。

本町では、LGBTの理解を深めるための様々な取り組みが行われています。本年1月28日には支援団体くまにじの森弁護士を講師に迎え、LGBTに関する職員啓発研修を開催し、職員約140名がこの研修を受講されています。また、4月に行われた統一地方選では、投票場入場券の性別欄を削除され、現在では、大津町オリジナルの特色のある職員向けハンドブックを作成中で9月には完成予定であるということです。町長のリーダーシップのもとでLGBTへの対応が着実に進められています。こうした中、先月28日には支援団体くまにじより、家入町長に対して、パートナーシップ制度を大津町でも創設し、同性パートナーを公的に認めてほしいとの要望書が寄せられるとともに、当事者団体との意見交換も行われました。パートナーシップ制度とは、パートナー関係にあることを宣誓したカップルに対して、認定の宣誓書やカード型の受領書などを交付するものです。宣誓の要件は、どちらも成人や他に配偶者がいない、2人のうち1人は住民、もしくは転入予定であることなど、同性カップルのほか、戸籍上の異性同士も対象にしているのが一般的です。日本で初めて渋谷区で同性パートナーシップ条例が制定されたのが2015年です。それ以来、全国の自治体で同性パートナーの位置づけを認める気運が高まっています。LGBTをパートナーとして認める制度の導入が進むにつれ、携帯電話の家族割引や旅行会社のマイレージの共有、さらには、住宅ローンのペアローンなど、民間企業のサービスも徐々に広がっています。資料として少し古くなっていますが、3月末までのパートナーシップ制度の取り組みの現状をまとめたデータを配付してあります。現在では、実施自治体は21自治体に及んでいます。その中には熊本市も含まれています。導入予定や検討中の自治体をあわせると50自治体を超えます。中国地方ではじめての導入自治体である岡山県総社市は、人口約7万人、また、今年1月に導入した群馬県大泉町は、人口約4万2千人です。パートナーシップ制度は決して大都市だけで実施されているわけではなく、人口の多い自治体だけのものではありません。パートナーシップ制度について、くまにじが行った熊本県民や元県民の性的マイノリティの方を対象にしたアンケート調査においても、パートナーシップ制度の取り組みをしてもらいたい。パートナーシップ制度などいろんな人が住みやすい環境がほしい。パートナーシップ制度のように形として補償してもらえようような取り組みは力になるなどと制度の実現を求める声が多数寄せられているとのことです。現在、実施されている20自治体のいずれの制度も婚姻のような法的な効果はありません。しかしながら、これまでその存在が無視されがちであった法律上、同性同士であるカップルについて自治体がパートナーシップを正式に認めることは、町民や事業所への啓発となり、性的指向、性自認に関する施策を推進するエンジンともなります。いかなる性別、性的指向、性自認であったとしても一人一人の個性や能力が十分に発揮できる心豊かな住みやすい町、そして、誰にとっても夢と希望が叶う元気大津の実現のためにもパートナーシップ制度を導入すべきではないでしょうか。

町がパートナーシップ制度を導入し、宣誓書や受領書を発行することで差別や偏見をなくすための土壌づくりが進みます。そして、様々な制度へと繁栄されていくのではないのでしょうか。LGBTへの対応を着実に進めている本町こそがパートナーシップ制度を導入して、他の自治体や企業などの模

範となっていくべきだと思いますが、町長のご見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。本日の一般質問、第1番目の豊瀬和久議員の質問にお答えしたいと思います。

現代社会において性の多様化は人様々であり、性の要素に分けて考え、そのあり方について違いがあることを認識し、尊重しなければなりません。戸籍上の性別や名前と見た目が違うということで、公共機関において嫌な思いをしたり、トイレにも満足に利用することができないなど、生活上に困っている性的マイノリティの方は約13人に1人と言われ、決して他人事ではなく、私たちの身の回りにはいらっしゃるということを認識しなければなりません。

2010年に内閣府から出されました第3次男女共同参画基本計画の中では、性的指向を理由として困難な状況におかれている場合や、性同一性障害を有する人々については、人権尊重の観点からの配慮が必要であるとし、男女共同参画の視点に立ち、様々な困難な状況におかれている人々が安心して暮らせる環境整備を進めることが第一とされております。議員ご指摘のパートナーシップ制度は、こういった性的マイノリティの方に対する配慮と同時に、町民皆さんに対しての理解を進める手段の一つだと考えております。

つきましては、LGBT等を含む性的マイノリティの方へ現在の町の取り組みや今後につきまして、担当部長より説明させていただきます。よろしく申し上げます。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 皆さん、おはようございます。LGBT等の性的マイノリティの方への理解と配慮を進めるための町の取り組みについてご説明を申し上げます。

昨年より立ち上げております申請書等による性別記載欄の見直しに関するプロジェクトチームは、各課窓口担当者より選別をされまして、法律に基づく理由がある場合を除いて、性別の記入が不要なものについては4月に実施されました熊本県議会議員選挙における選挙投票入場券を含め、18件の性別欄の削除を行いました。また、町職員の研修としまして、今年の1月にはLGBTに関する初めての職員研修を実施し、約100名の参加で基本的認識、職場での対応などを研修したところでございます。現在、全職員に対しましてLGBT等の性的マイノリティの方のサポートガイドブックを作成中であります。基本的認識や当事者への対応、配慮についてなど、関係機関と協力しながら作成し、完成後に再び職員研修を実施することにより、さらに認識を深め、誰もが安心して暮らせるまちづくりへとサポートできるように考えております。

さて、議員ご提案のパートナーシップ制度ですけれども、この制度は、性的マイノリティの対象者が互いに人生のパートナーとして日常生活において協力し合うことを町長に宣誓し、それを町長が認めたものを宣誓書受領証として発行するものであります。町営住宅の入居あるいは公に關係が認められることによりまして精神的安定を得るなどのメリットがございます。先ほど町長が申しあげましたように、この制度は、性的マイノリティの方への配慮を促すと同時に、町民の方へ周知することでLGBT等への関心を持っていただき、啓発を進める大きな役割を担うものと考えております。

4月現在までに全国20自治体で合計426組の方がこのパートナーシップを宣誓されておられます。導入する自治体は今後も増えていき、県内では今年の4月1日から熊本市が始められたところでございます。町としましては、職員のLGBT及び、それから、パートナーシップ制度への正しい知識を持ち、制度の受け皿として環境が整っていることが重要だというふうに考えております。当事者が安心して宣誓できるためには、役場はもとより、地域の住民の方の理解が得られた時に認知されるものだと考えております。今後におきましても、こういった動きがあっていると聞いておりますけれども、全体的にですね、動向を参考にしながら、庁舎内の関係機関との調整を図りながら、よりよい制度をつくれるように考え、今後もLGBT等を含む性的マイノリティに対する差別、偏見、無理解を解消するためにも啓発にしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） 再質問をさせていただきます。

私は、このパートナーシップ制度の創設をここでしたらどうかということで質問をさせていただいているんですけども、それについて、そのつくるともつくらないとも今の中にはなくて、職員の皆さんと住民の皆さんのいろんな形で理解を深めていくということだったと思うんですけども、このパートナーシップ制度を将来的につくる気持ちがあるのかどうかというのをまず一つお聞かせ願いたいと思います。町民の方々にもやっぱり理解は求めていきますし、理解していただきたいんですけども、町がパートナーシップ制度一つつくれないで町民に理解を求めていっても、まずは町が基本的な姿勢を考えていかないといけないんじゃないかと思えます。いろんなそういう法的なパートナーシップ制度には法的なものはありませんけれども、この当事者の人たちに与える力というのはものすごいものがあると思いますし、期待もされています。ですから、町民に理解を求める前に、まずは町がしっかり姿勢を示していくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 再度の質問でございますけれども、先ほど部長が申しましたように、まずは身内のほうでしっかりと理解をしながら町民に対するPRをしっかりとやっていかなきゃならない。先の教育委員会での質問もあっているようでございますので、教育委員会のほうでも今しっかりと取り組んでおりますので、まずはそちらのほうをしっかりと広めながら、そして制度を、どういう制度ちゅうか、つくったがいいかと。もちろんパートナーシップでございますので、それに沿うような、そして、我々としては今大津町として人権のまちづくりをしっかりと取り組んでおりますので、その辺のところを考えてPRなり、職員の公助ができた段階に内容を検討し、つくっていきたいというふうに考えております。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） つくっていきたいということですので、しっかりと町民に求める前に町のほうがしっかりと姿勢を示していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に、2点目の電動アシスト自転車のレンタサイクル事業についてお伺いをいたします。短距離移動に手軽で便利だけでなく、環境にやさしく、健康的な電動アシスト自転車が今注目を

されています。電動アシスト自転車は、通勤、通学、買い物、観光など様々な場面での交通手段としてその役割がますます重要になってくるのではないのでしょうか。電動アシスト自転車が世界で初めて発売されたのは、日本で今から26年前の1993年の秋でした。その翌年の94年は約3万台、96年は約23万台がつくられましたが、当時は購入者の85%が40歳以上の年齢層であったため、その後の生産台数は伸び悩みました。しかし、子どもと一緒に乗せることができる電動アシスト自転車が登場したことや、自転車の重さを軽くしたり、1回の充電で走行できる距離を長くしたりする開発が進んだことで再び生産台数が増えています。電動アシスト自転車は、ペダル周辺に電動モーターが組み込まれ、ペダルを足で回転させると電動モーターが同時に動き出してペダルの回転を助けてくれます。電動モーターは、自転車が動き出して時速10キロまでは足の力の2倍、時速10キロから24キロまでは足の力と同じ力が働き、時速24キロを超えるとモーターは動きを止めて、ペダルの回転を助ける働きがなくなります。電源はリチウムイオン電池で専用の充電器を使って充電します。車種によって異なりますが、平均4時間の充電で約60キロを走れます。最近では、走行中に自動で充電できるタイプも出ているようです。また、現在は安定した走行で、身体機能が弱くなっている人でも容易に乗ることができるようですので、利用者、利用目的が広がり、車種やデザインも豊富になってきています。この結果、電動アシスト自転車は、子育て世帯や高齢者のみならず、レジャーや荷物運搬など利用範囲が広がっています。また、高機能電動アシスト付きスポーツ自転車は、1回の充電で約165キロの走行が可能で、快適かつ爽快な走りが楽しめ、海外からの観光客に人気があるそうです。

参考資料として配付してありますが、阿蘇市では、電動アシスト付きの自転車でのんびりと阿蘇を楽しみませんか？ということで、JR阿蘇駅構内の阿蘇インフォメーションセンターで電動アシスト付き自転車の貸し出しを行っています。

国も観光を地方創生の柱にと位置づけてインバウンド対策に乗り出しています。また、2023年には、新しい熊本空港ターミナルビルが完成し、交流人口も拡大します。本町でもこれからサイクリングロードや誘導サインなどの環境整備も推進されていくことと思います。そのような今こそ電車や空港ライナーでJR肥後大津駅に降り立った観光客など、本町に来られる方に対して、移動手段の選択肢を増やす、町内を快適に散策できる電動アシスト自転車をJR肥後大津駅や運動公園などで貸し出し、サイクリングを楽しみながら大津町のよさを実感してもらうことが、町長が言われる大津版ツーリズムの創出であり、観光振興や地域活性化につながっていくのではないかと思います。町長のご見解をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 豊瀬議員の2番目の質問の電動アシスト自転車の取り入れについての、今、議員のほうからいろいろと詳しくご説明をしていただきましたけども、大津町につきましては、もうご承知のように、白川水系には世界かんがい施設遺産に登録されまして、もちろん上井手をはじめ、沿線沿いには神社仏閣の歴史的な資産がたくさんございます。

また、大会による多数の集客を集めておる運動公園関連等につきましては、阿蘇の五岳の自然の眺

望を、あるいは白川沿線は心安らぐ田園風景の広がりとともに、国の重要文化財江藤家住宅など、歴史的な資産も多数点在しております。このような町の資産を町内外の方にご覧いただき、楽しんでいただくことは非常に大切であると考えておまして、しかし、本町は交通の要所であることから阿蘇や熊本市方面への交通量もこれからも多くなり、そのために、人とのつながりを二輪を活用した観光振興を考えて、今後の町事業との関連も十分考慮しながら町の中心部から南部や北部の回遊コース等の調査・研究を現在進めさせていただいております。

そのようなコースの関係等を調査結果、今後につきましては、近隣の菊陽、あるいは菊池、あるいは南阿蘇、西原というような関係のところとも十分相談しながら大津町を二輪の町として関係機関と連携をとりながら観光振興関連等にもしっかりとPRをしていきたいというふうに思っておりますので、この件について、細部について担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） おはようございます。電動アシスト自転車の設置についてご説明いたします。

本町は、都会の発達した交通網とは異なり、移動距離の長短に関わらず自動車に頼る生活が主となっている現状がございます。

ご提案の自転車につきましては、環境に優しいうえに、健康増進にも効果があり、近距離での移動手段として非常に利便性の高い交通手段です。また、電動アシスト機能は身体への負担も軽減できると言われております。

近隣市町村の導入の現状は、南阿蘇村では道の駅に設置しており、レンタル自転車7台のうち5台が電動アシストとなっております。阿蘇市ではJR阿蘇駅に設置しており、レンタル自転車10台のすべてが電動アシストです。その他は大きな観光資源を有する市町村での導入が多い現状となっております。

本町の駅南のビジターセンターは来場者が大変多く、空港ライナーを利用して阿蘇くまもと空港へ移動される方、阿蘇・大分方面へ行かれる方など様々な方が一時的な中継基点として利用されている状況がございます。

また、外国人の方の来場も多いことから、駅周辺の散策を楽しんでいただくためにはインバウンド向けの案内方法の研究も必要であると考えております。

一方で、駅周辺は車道が狭い部分もございますので、安全対策も必要ではないかと考えておるところでございます。

本年度は、南部地区のサイクリングコースサインの設計を実施し、来年度はサイン設置及び南部地区回遊マップ作成を計画しております。このような事業及び6月以降着任しております地域おこし協力隊3名の業務とも関連がございますので連携を図る計画でございます。

また、「肥後おおぶスポーツ文化コミッション」を実施主体とする「スポーツによる地域活性化推進事業補助金」を今回補正計上させていただいております。事業計画に調査・研究・開発の項目がございますので、事業が可能となった場合は共同事業として連携を図りたいと考えております。

町中心部の回遊のほか、南部地区の白川、上井手・下井手の頭首工、江藤屋敷等の歴史遺産、北部地区の史跡、清流や広葉樹の森等の回遊コースについて、他の自治体の導入の運営・管理における課題やニーズ等の調査・研究に取り組みたいと考えております。

○議 長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5 番（豊瀬和久君） その事業をするともしないとも言われませんでしたけど、来年度まででそのサイクリングコースであったり、誘導サインですね、それを設置されると。それはもう決まっているわけですよね。それはもうソフト的なものだとして、ソフトができたとしたら、今度はそのそこに行く自転車が、やっぱりハード的なものがありますよね。そこをそのということは、例えば、インバウンドのお客さんが肥後大津駅に来られたときに、中には自転車持って来られる人もいます。今海外からですね、そういう好きな人で、自分の自転車を持って来られて、自分の自転車ですずっと回れるような人もいらっしゃるんですけども、ほとんどの人はもう自転車持ってこられる人は少ないと思いますので、そのソフトはあるけども、ハードが今ない段階なんです。だから、やっぱり自転車がいるんじゃない、しかも電動自転車はそんなに疲れませんし、ふらっと来て電動自転車で散策を楽しめるものが、私は必要だと思うんですけども、町長はこのソフト整備をしたらハードがいるということについては、どう思われますか。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） ただいまソフト関係を大津全体で見直してというか、計画しておりまして、先ほど担当部長が言いましたように、南の白川水系、北部の山系の山々関係のそういう中において、自転車関係で多くのお客様には大津町内を走り回るとか、そういう関係で、地域との連携もしっかり取りながら、その辺のコースをしっかりと計画するように今やらせております。もちろん、この事業の推進をしなくてはなりませんので、我々としては、今まで十何年も植栽計画とか、いろんな形を一步一步百年の計というような気持ちで点をつくってきておりますので、そういう点を線に結ぶような形で今後進めるために、県のサイクル関連等の事業がございますので、この計画を出して事業予算をもらえるというような段階でありますので、この計画をつくり上げながら、県のほうに補助金の申請をしながら、その内容をしっかりと我々は今後取り入れながら事業推進につないでいきたいというふうに考えております。

○議 長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5 番（豊瀬和久君） ぜひ、県のこの有利な補助金とかが活用していただいでですね、自転車を貸し出して、自転車で楽しんでいただけるような事業を推進していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、3点目の質問の防災減災の取り組みについてお伺いをさせていただきます。

まず、避難所自動解錠ボックスについてお伺いをいたします。

千葉県富津市では、2016年度から3年計画で進めていた市立の小中学校全16校の体育館入口付近に、避難所自動解錠ボックスを設置する取り組みがこのほど完了したそうです。避難所の自動解錠ボックスとは、避難所の鍵を保管するための装置で、避難所の入口付近に設置するようになって

おり、普段は施錠されています。震度5弱以上の揺れを感知した際には、自動で解錠され、施設の管理者がいない夜間や休日などにおいて、最初に避難所に来た避難者が自らボックスの中の鍵を取り出し、避難所の扉を開けて中に入ることができます。ボックスの中には、鍵のほかに懐中電灯や避難所の安全確認マニュアルが入っており、避難所の安全を確認したあとに入館することになっているそうです。このボックスの駆動方式はばね式で、電気を使わないので停電も関係ありません。私たちは熊本地震で経験したように、日本は地震国であり、いつでも、どこでも地震は起こる可能性があります。そして、いつ起こるのかはだれにもわかりません。日本に住むものならば、だれでも地震対策として想定外を想定しておくべきです。そのことから職員が学校にいない休日や夜間でも迅速に避難所を開設することができて、被災してやっと避難してきたのに避難所の中に入れないという事態を避けるため、そして、だれかに鍵を預けることによる精神的な負担をかけないためにも避難所となる学校の体育館などに計画的に自動解除ボックスの設置を進めていくべきではないでしょうか。

次に、乳幼児液体ミルクについてお伺いをいたします。

お湯に溶かすことなく、哺乳瓶に移し替えればそのまま赤ちゃんに与えられる便利な液体ミルクが国内での製造が認められ、3月11日から販売が開始されました。赤ちゃんにとって必要なビタミンやたんぱく質など、母乳に近い栄養素が含まれており、賞味期限は缶とレトルトパックが常温で6カ月から1年の保存が可能です。現在、江崎グリコと明治の製品が店頭に並んでいます。

液体ミルクは、女性の社会進出が進む北欧を中心に海外では広く普及しています。液体ミルクの販売割合を見ると、フィンランドでは92%、スウェーデンでは47%が液体ミルクです。スペイン、フランス、ロシアでも3割を液体ミルクが占めています。そのような液体ミルクで期待されているのが災害時の活用です。災害時は、ストレスや疲れで母乳が出にくくなります。また、哺乳瓶を洗う衛生的な環境が避難先にはない場合もあります。よく風邪をひいて熱が出たときにポカリスウェットを飲みたくなりますが、そんなときに粉末のポカリスウェットを水で溶かして飲もうとは思いません。ミルクも同じではないでしょうか。液体ミルクであれば、お湯を溶かしたり、清潔な水がなくても簡単に授乳でき、災害時に赤ちゃんの命をつなぐ貴重な栄養源となります。熊本地震の際、フィンランドから救援物資として液体ミルクが届けられたことでその必要性が認識されるようになりました。しかし、日本では、液体ミルクが一般的でなかったため、せっかく被災地に送られた海外の製品が、これまで使用された例がないなどといった受け入れ側の誤った認識で活用されなかった例も報告されています。このような中、内閣府では、粉ミルクに代わる新たな選択肢として男女共同参画の視点からの防災、復興の取り組み指針において、物資の備蓄を行う自治体に対して被災時の早い段階から乳幼児に必要となる物資として、液体ミルクが例示をされました。現在では、全国で災害時の備えとして液体ミルクの備蓄が進んでいます。熊本県では、天草市でも市役所1階倉庫に常温保管されており、今後、乳児健診や市民参加型のイベントなどで液体ミルクを紹介したり、試飲してもらう計画だということです。市民に液体ミルクのことを知ってもらい、乳児のいる各家庭でもいざというときに備えて備蓄してもらえるようにしたいと言われています。

本町でも液体ミルクを家庭備蓄しておくことの重要性の周知を図るとともに、緊急時のために乳児

用液体ミルクを常備しておくべきではないかと思えます。

また、備蓄計画では、哺乳瓶を350本備蓄する計画になっていますので、液体ミルクをセットで350本常備しておく必要があるのではないかと思えますが、いかがでしょうか。

以上の避難所自動解錠ボックスの設置と乳幼児液体ミルクの常備について、町長のご見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 豊瀬議員の災害後の準備関連等について、大変な事故を起こさないような、大きな第二次災害を防ぐための提案がっております。

しかし、現在、避難所となる学校体育館の鍵の管理等についてでございますが、これは基本的には町や学校より避難所を開設しますが、地元の行政嘱託員にも鍵をお渡ししております。災害時の初期対応をお願いする場合もございます。

地震や土砂災害、豪雨等で被害が起こる場合におきまして、災害時において、やっぱり人命を守る安全であることが第二次災害を起こさないことを我々は今回の地震で確認をしておりますし、その事項が一番大切であるというふうに思っておりますので、早期の避難所開設が望まれるところでありますが、災害の規模によっては、天井部分などの避難所の建物や安全性を確認してからの開設となる場合もございます。

今回、議員が提案されております自動解錠ボックスにつきましては、地震災害時に特化した防災設備であり、震度5以上が発生した場合、ボックスの鍵が自動的に解錠され、中から鍵が取り出される仕組みとなっているものです。

地震災害時において避難所開設の迅速な対応に有効な設備の一つであると思えますが、導入にあたっては地域との連携が重要になってまいりますので、まずは実際の運用面での有効性や課題など、導入事例を調査研究をして考えていきたいと思っております。

次に、乳幼児の液体ミルクの備蓄につきましては、町の宝であります幼き命を守ることも大切なことであると考えております。もちろん自助の部分において、各家庭において備えておくことも必要なことです。

乳製品については、長期間の備蓄が困難でありますので、常備しつつも無駄のないような運用できることが望ましいと思えます。そこで、大量に備蓄することは難しいと思えますので、例えば、町の乳幼児健診等で活用するなど、「備蓄」というよりも「常備」という形で運用し、啓発を重ね、防災意識の向上につながるような取り組みを今後進めてまいりたいというふうに考えております。

細部につきましては、担当部長のほうよりご説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 議員ご提案の避難所開設における自動解錠ボックスの設置につきましてご説明をさせていただきます。

近年、地震や集中豪雨、河川の氾濫等の災害が多発しておりまして、本町におきましても平成28年の熊本地震以降、台風、局地的豪雨等によりまして避難所を開設する場面も増えてきております。

幸い地区が隔離されてしまうようなケースは現在発生はしていないものの、急傾斜地が多い大津町におきましては、いつそのような事態に陥る可能性は大いにあるところです。

避難所を開設するにあたりましては、初動の重要確認事項に安全確認が必要になってきます。施設の管理者等によりまして、その場所が避難所としての機能を保っているか、あるいは二次災害の可能性はないのか等をですね、十分確認の上、避難所を開設する必要がございます。

基本的には、現在、鍵を保有している町あるいは施設管理者、行政区の嘱託員さんが解錠をされますけれども、被害の状況や時間によって管理者で解錠できない状況に陥った場合におきましては、議員がご提案されておりますように自動解錠ボックスは有効な手段になるかとは思いますが。

この場合におきましては、地元区など地域との連携が必要になりますので、このような運用面について先進のですね、導入事例等を研究しながら迅速な避難所開設について防災訓練等も含めた中での取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、乳幼児液体ミルクの備蓄についてでございますけれども、一般的に粉ミルクの保存期間が約1年半でございますので、液体ミルクが約6カ月から1年間とされております。保存期間が短く、大量に備蓄することは管理上難しい面がございますので、乳幼児用のミルクにつきましては、町が提携しております「災害時における物資供給の協定」に基づき、協定先の企業から提供を受けるということでも対応することも可能かと考えておりますけれども、議員ご提案の乳幼児用の液体ミルクの備蓄につきましては、平常時においても、例えば、乳幼児健診などで活用しながら一定量の確保と入れ替えを行いながら子育て健診センターに保管するなどして、防災意識向上の啓発を含めた運用を図ってまいりたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） 1点目の避難所自動解錠ボックスなんですけど、これはちょっとと言われるように、中に入る時にやっぱり安全確認が必要だと思いますのでですね、しっかり安全確認をしてからでないといけないと思うんですけれども、ただ、それがやっぱり職員さんとか、区長さんじゃないとその安全確認ができないわけじゃないんですよ。しっかり皆さんがそれが確認ができるようなマニュアルができていたり、教育ができていればだれだっていいわけですよ。だから、それは、だから今は職員さんと区長さんしかだめだというような、確認ができるのかどうかわかりませんが、そういう気持ちですけれども、みんなができるように、マニュアルとかを整備したり、教育したりして、しとけばもうだれだっていいわけですよ。本来は、想定外を想定するならば、だれでもが安全確認ができるような体制を取るのが重要で、職員でないとか、区長さんじゃないとかだめなんていうことを言ったら、もしもその人たちが行けなければ、それこそせつかく本当なら入れるのに入れないような状態が起こる可能性だってありますのでですね、まずマニュアルというのをきちっと整備をしていただいでですね、そのあるかどうか知りませんが、その避難所ですね、安全確認のマニュアルとかそういうものをつくって、そして、それを住民の皆さんに啓発して、だれでもが確認ができるような体制をとっていきべきだと思いますので、その点の一つお聞き、それをしたほうがいいということをお伺いしたいと思いますし、もう一つは、その乳幼児液体ミルクは、町長が言われますよ

うに、その備蓄とかいうようなものじゃなくてですね、やっぱり常備という身近に備えておくというものだと思いますのでですね、どっかの倉庫に置いとくとかいうことじゃなくて、しっかりさつき総務部長言われたように、子育て支援センターのほうに、身近なところに置いてですね、普及啓発も兼ねて、何かあったときには、いざというときには、それがすぐ使えるような形で常備しておいていただければと思います。

最初のその自動解錠を町民全員ができるようなマニュアルの作成とその啓発、指導、そういうものはやっぱりやっていったほうが良いと思いますので、その点をお伺いをいたします。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 避難所運営の中でですね、自動解錠ボックスについてのお尋ねですけども、避難所の運営につきましては、町のほうで避難所運営マニュアルをつくってございまして、まず、初動の段階で施設が安全かどうかの確認するということになっております。その中で、先ほど申し上げましたけども、施設の管理者であったり、あるいは避難所を開く町の災害対策本部であったり、区長さんだったりということで確認を取っております。それ以外にですね、気軽にだれでもということですので、その辺防災訓練もありますので、そういったところでそういったところを検証しながらですね、できるようなことを考えていきたいというふうに思っております。

○議 長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） しっかりと意識、啓発、防災に関してはですね、大事なことだと思いますので、よろしくをお願いします。

最後に、4点目の投票率を向上させる取り組みについてお伺いをいたします。

まず、はじめに、今回の県議選の投票率は42.66%で、4年前が48.04%でしたのでマイナス5.38%と投票率は下がり続けています。投票率を上げるためには、若い人たちへの主権者教育や大きな意識改革が必要で、単に期日前投票所を増やすなどのハード面の利便性を高める取り組みだけで上がるほど簡単なものではないとは思いますが、出来る限りの環境整備や情報公開など、行政ができることは行っていくべきだと思います。

そのような観点から2点お伺いをいたします。

まず、1点目は、イオン大津店での期日前投票のことですが、知らなかった人が多くて投票をしに行ったらもう行われていなかったとか、そういう声が多数聞かれましたし、周知不足との声が多く聞かれました。参考資料を配付してありますが、同じようにイオンで行った高知市では、周知するためにカラーのチラシを配ったり、日付も2日間だけじゃなくて、火曜日から土曜日まで毎日行うなど力を入れています。本町もイオンで期日前投票ができることをもっと周知をするための努力や工夫をするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、町民の利便性を高める取り組みであるならば、2日間ではなくて毎日行うべきではないかと思えます。そのような点も含めて、今回、初めてイオン大津店で行った結果はどうだったかのかをお伺いいたします。

次に、住民に対して、特に若い人たちに選挙に関心を持っていただくためにも、そして、行政と町

民の情報の共有化をするためにもホームページを活用して投開票に関する情報をもっと積極的に公開するべきだと思います。近隣の菊池市では、期日前投票状況は期間中、毎日8時に終わりますから、午後9時ごろにはホームページの到着情報に掲載をして、投票日当日の投票状況は午前10時からおよそ2時間ごとに市役所における掲示とホームページでの進捗情報に掲載をされています。また、開票状況の速報をその都度ホームページの到着情報に掲載をされています。本町でももっと多くの人に選挙に関心を持ってもらうためにも、そして、情報発信を充実させて情報公開を推進していくためにも期日前投票の状況、当日の投開票状況の速報、開票状況の速報をその都度ホームページの到着情報に掲載するべきではないかと思います。

以上のイオン大津店での期日前投票の結果とホームページを活用した情報公開の2点につきまして選挙管理委員会のご見解をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 選挙管理委員会書記長坂本光成君。

○選挙管理委員会書記長（坂本光成君） おはようございます。豊瀬議員のご質問にお答えいたします。

今年4月7日執行の熊本県議会議員一般選挙におきまして、大津町では初の試みとして、イオン大津店での期日前投票所を4月2日と3日の2日間開設いたしました。2日火曜日の投票者数は178人、3日水曜日の投票者数は174人で、合計352人で、その内女性が70%以上を占めるとともに、60歳以上の年齢層が約60%を占めるという投票結果でございました。

このことから、もともと投票率の高い60歳以上の年齢層につきましては、買い物と一緒に投票できるという利便性から投票できる機会を増やすということでは一定の成果があったというふうに分析をしているところでございます。

しかし、若い世代の投票率につきましては、投票全体と比較しましてもさらに低い結果でございました。買い物につきましては、どの世代も共通した日常行動でございますので、若い年齢層への投票の利便性向上につきましては、今後一層PRに努める必要性和、日時等の設定にもですね、検討の余地があるというふうに認識をしているところでございます。

議員ご指摘の周知不足の点でございますけれども、今回につきましては、投票入場券への記載、広報紙への掲載、ホームページや防災無線、からいもくんメールといった形で周知を行いました。また、イオン大津店様の協力も得まして、店内放送で繰り返し投票も呼び掛けていただきました。ただし、初めての取り組みということもございまして、十分に町民の皆様が届いたのか疑問の余地もございまして、そこで、今後ショッピングセンターで期日前投票所を開設する場合につきましては、例えば、ご提案ありましたように、チラシを使った回覧板での周知や店内での事前周知依頼を行うなど、様々な手段を使って周知を図っていきたいという方向で考えております。

また、利便性を高めるための取り組みであればですね、期日前投票期間中は毎日実施すべきではないかという議員のご指摘でございますけれども、全国の状況を確認してみますと1日だけの開設、あるいは本町と同じく2日から3日の開催のほか、毎日開設という自治体も一部にございます。

もちろんショッピングセンター側の都合もございまして、期日前投票所の運営体制も踏まえまして、日数を増やしたり、特売日と連携をしたり、曜日の設定をどうするかなど、今回の検証結果も

踏まえて総合的に検討しまして、有権者の方の利便性向上と投票率の向上に今後も引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

次に、投票や開票状況の速報をその都度ホームページに掲載すべきじゃないかというご提案でございますけれども、これまで、町では、投票結果は開票終了後、その日中にホームページに掲載をしておりました。しかし、有権者の立場で考えますと、まず、自らですね、1票を投じた選挙結果はすぐに知りたい情報と言えます。そこで、次回の選挙からは、開票所での投票結果の発表後、すぐにホームページに掲載できるよう対応してまいります。また、有権者の選挙への関心を高めるという観点からも期日前の投票者数の掲載や、選挙当日の投票状況につきましてもホームページに掲載することで対応してまいりたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 豊瀬和久君。

○5番（豊瀬和久君） イオン大津店の部分はですね、しっかり検証していただいてよりよい期日前投票のやり方になっていけばと思います。

それと情報発信ですね、情報公開の件に関しましては、以前もやっていたとか、そういう話も聞くんですね。以前はやっていたとか、けどいつの間になくなったり、やったときはあるけども、なかったと。だからですね、その今言われた部分は要綱かなんかをきちっとつくっていただいてですね、担当者がだれになっても必ずその公開をしていくというような、ホームページにきちっとそのそういう公開する内容とか、そういうものをきちっとホームページの中に掲載して、必ず選挙のあとには、選挙のときには同じように、だれが担当者であってもそういう公開の仕方をするというようなことをしないと、担当者が変わったらですね、やってなかったとかいうことになる可能性がありますので、要綱というんですか、何かそういう決まりをつくってですね、やっていただきたいと思っておりますけれども、その点はいかがですか。

○議長（桐原則雄君） 選挙管理委員会書記長坂本光成君。

○選挙管理委員会書記長（坂本光成君） 公表につきましてはですね、今後、うちのほうでも体制をつくりまして、ご提案ありましたように、マニュアル等もつくったところで継続して取り組んでまいりたいと思っております。

○5番（豊瀬和久君） 以上で質問を終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

11時05分より再開します。

午前10時53分 休憩

△

午前11時05分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） 皆様、おはようございます。3番議員、山本です。本日は、町民の皆様と尚綱大学の皆様も傍聴にきていただき、ありがとうございます。通告書に基づき、今回は3問質問をい

たします。

まず、1の鳥獣被害（イノシシ・サル・鹿・カラス等）の対策はについて、町に伺います。

今回の質問にあたり、大分県ホームページ、熊本市ホームページ、5月8日に水俣市林務水産課を訪問しまして、水俣市の鳥獣対策の本年度の現状等を詳しく聞いてから大津町の鳥獣対策を町にただしたいと思い、今回の質問にさせていただきます。

今まで鳥獣被害は山間部の田畑でのイノシシ、鹿、サル等の作物に対しての被害と考えて役場もそれに応じた鳥獣被害対策を講じてこられたと思います。最近のテレビで男性が街中でイノシシの牙で刺されているという映像画面が放映されました。あの映像が子どもであったら大きなけがであったと他人事では済まされないということです。

資料1を見ていただきたいと思います。今年の冬、高尾野区内での日中に村中に出てきたイノシシの姿です。犬が吠えるからと吠えるほうを住民の皆さんが見られたら、犬が吠えても逃げないイノシシが写真で撮れたのが現状のこの写真であります。もうこれが大津町のイノシシが犬や人を怖がらない現状です。何も対策をしなければ自分の住まいの回りに電柵設置が必要な時代が目の前にきているのです。鹿やイノシシ、サルは大体昼間は鳥獣保護区に逃げ込み、夕方から早朝までが活動時間帯ですが、今は昼間も出没しています。鳥獣被害で一般農作物や山林に被害をもたらすのは鹿です。鹿は大型の草食動物であり、食欲が旺盛なため、からいも、キャベツ、牧草、山の木々の新芽、植えたスギ、ヒノキの苗もかじります。食べ物を探して、鹿の場合は1日に何十キロメートルも移動します。鹿は、今までイノシシやサルの餌になる木々まで旺盛な食欲のために食べているのです。イノシシやサルは、私たちが住む住宅地まで餌がないために食べ物を求めて出没してきています。大分県は、鹿被害が多く、鹿の捕獲に力を取り入れて取り組みをされています。鹿の捕獲頭数も多いです。5月15日、熊日には、菊陽町の国体道路免許センター前で車と鹿のぶつかる事故が載っていました。私たちの住む内牧地区では、先月末、畑井手をわたり、6頭の鹿が牧草を食べに夜の9時ごろ道路を歩いていたと住民の情報もあります。私も以前鹿と遭遇した1人です。一番捕獲駆除しなければならないのは、私は鹿だと思います。大津町はもっと鹿の捕獲に力を入れて取り組んでいくべき時期にきています。あるアメリカの州では、動物愛護団体の提言で鹿の天敵のオオカミの駆除をし、鹿の保護をしたため、鹿が増えすぎて地域動植物の生態が壊れ、市民生活に影響が出てきたということで、昔の環境を取り戻すために鹿の天敵のオオカミを山に戻して環境を取り戻したという事例もあります。日本ではそれは無理なことです。

最も被害が多いイノシシについてです。イノシシの被害を我が大津町では頻繁に駆除になり、農政課に電柵の申し込み、問い合わせが農家から多数あると聞きます。被害農家が多いために電柵の台数はすぐになくなり、農家の皆様は非常に困っている状態です。電柵は、囲んでいる田畑は効果がありますが、その他の田畑を荒らし回ります。抜本的にイノシシ被害防止の対策を講じないと農家だけの問題ではなく、街中への住民へのイノシシ被害が発生するかもしれません。街中にイノシシ、サルが出るのは生活者の生活ごみが一つの原因です。私たちも生活ごみをイノシシの餌にならないように取り組むべき時期にきています。町民の皆様への認知もお願いしたいものです。

次に、サル被害も町内で聞きます。鳥獣は1度餌がある場所を見つけたらその餌場に餌を求めて定期的に出没します。瀬田地区は十数年前から二十数等のサルの定住化が、定住化といいますか、いつも常時いる事態です。山里の畑の栗やからいも、野菜、田畑の稲、ニンジン等を餌としています。サルがニンジン畑の餌を求めて上井手の木々を渡り、ニンジン畑に出没していた時期があります。日中なんですけども。子どもたちの通学の安全確保のためにおおきく土地改良区をお願いして、上井手の木々の伐採をしていただき、通学路の安全確保が今できています。内牧錦野地域のボスサルは60センチくらいの大型のサルで、二十数頭の群れで3カ月周期で大豆畑や柿、キャベツ等を餌としています。餌がなければ現れないのが鳥獣の習性であり、我々農家も餌になり得るものは田畑に残さないようにしないといけないと思っております。サルの捕獲は大変難しく、犬や住民での追い払いしか対策がないのが現状です。

次にカラス。カラスの野菜、果実やハウス内果実被害もここ数年大津町では増えている現状です。カラスは非常に頭が良い鳥で、猟師の方は朝5時半ごろからカラスの猟をされに行きますが、銃でカラスを狙っても5発に1発ぐらいしか命中精度が低いものです。銃の値段は1発350円、5発撃てば1千750円、町から1羽獲れたときの補助金は700円です。猟師の方は、町からの要請でカラス駆除に出動されているのですが、ガソリン代もない、ボランティア活動と同じような状況です。もちろんイノシシや鹿も1頭当たり6千円から1万円で町のほうでは手当てをされております。1日駆除活動して1頭も捕獲がなければ全部手出しのボランティアです。今大津町の猟友会の皆さんはボランティアの状態だと私は感じています。地域の方からイノシシ、鹿の駆除依頼があれば猟友会の方は出動し、駆除活動していただいているのが今の現状です。

資料1の口の資料を見ていただきたいと思えます。水俣市との比較表になります。水俣市の人口は今現在2万6千人、一般会計予算163.7億円、大津町は3万4千人で一般会計予算155.5億円です。水俣高校が今年から機械科で箱なづくりを課題として取り組むということで、自ら猟銃免許を取得し、猟を捕獲することを課題とするということで取り組まれております。もちろん市の補助対象事業ということですが。

今回の質問で大津町の鳥獣被害に対する意識と取り組みの違いを町民の皆さんに知っていただくために今回の質問としました。水俣市は1年間を通じて国の補助金を利用し、1頭1万円の補助金を出しておられます。大津町の鳥獣捕獲の補助金は、一部国の補助はありますが、水俣市の半分ぐらいです。水俣市は、猟師の出動依頼には1人1回につき5千円、犬1頭1回に1万円、水俣市の依頼で出動であれば犬が4回すれば4回の出動補助金が出ます。犬は猟中にけがをします。けがの補助金も水俣市の場合には出されます。私は、昨年11月に罟師の免許を取得しましたが、取得するためには約5万円ぐらいの費用がかかりました。水俣市の場合には、ハンター保険、猟銃登録免許税の半額補助、猟銃罟免許取得者には1万5千円の補助金が出されております。補助金がなければ簡単には罟師罟の免許は取得するのは無理ではないでしょうか。大津町の鳥獣被害を少なくするためには、罟師、罟師の免許取得者を増やしていかなければなりません。そのために、町の補助金は必要ではないでしょうか。

電柵の新規購入で先着50名で水俣市は約250万円、大津町では15基75万円ぐらいの電柵購

入代金の助成金は出されております。水俣市鳥獣被害対策実施隊は57名おられます。大津町鳥獣被害対策実施隊は29名が登録者です。トータルで鳥獣対策費、国・県の補助も含んで水俣は大体お聞きしたところ600万円前後の補助金を出しているとのこと。大津町も農政課にお尋ねしたら、追加の電柵等で100万円ぐらいは出されているということです。

資料1の口からわかることは、水俣市は10年ぐらい前から鳥獣被害対策に本腰を入れて取り組まれて、今の結果が出ていると思います。大津町鳥獣対策自治体と住民サポーターの数を増やす努力が必要ではないでしょうか。猟師になるためには、猟銃試験免許、いろんなものを加えて50万円ぐらいはかかるということです。猟銃1丁が普通であれば25万円ぐらにかかるといことで、その他犬1頭1年間に養うためには最低10万円ぐらいはかかります。猟犬は、被害の発生地区を広範囲に回り、イノシシ、鹿の天敵です。猟犬でのイノシシ、鹿狩りは、捕獲頭数が罠より数倍捕獲できます。私の猟師仲間は、大分県で年間鹿百数十頭を捕獲するそうです。約1頭1万円の補助金が受け取れるということで、十分にガソリン代等の出動代は出ますということでした。これだけの補助金があればやりがいも出てくるのではないのでしょうか。

大津町の補助金では、ボランティア活動と私は同じではないかと感じております。鳥獣被害をなくすためには、町の前向きな対応を検討します。

隣の菊陽町では、本年度菊陽町有害鳥獣捕獲隊が設立されました。被害予防のための見回りや罠による捕獲を目的とし、捕獲隊に対して、捕獲実績ではなく、一定の補助金を策定して支給しているそうです。そのために、有害駆除期間以外の一般狩猟期間も見回り活動や捕獲活動を実施するシステムです。

現在、大津町では有害駆除期間内で捕獲した鹿、イノシシに対して補助金が支給されています。でもほとんどの市町村、近くでは阿蘇、高森、南阿蘇などは有害期間以外の一般の狩猟期間で、これは11月1日から3月15日で捕獲したイノシシ、鹿等に対しても補助金を支給されています。

水俣市では、30年度一般狩猟期間で800頭ぐら捕獲されたということで、この1の表でなくて、それ以外で800頭ぐらほかに獲れたということで聞いております。

鳥獣対策が遅れているため、立石団地に昼間イノシシが出没する現状にどう対策を今まで講じてこられたのか。また、5月4日、美咲野団地内にてサル十数頭前後の目撃情報が寄せられております。山間部の問題だけではない、そのうち村中の空き家や荒れ地、耕作放棄地の茂みを棲み処とするかもしれない。だから、今、鳥獣被害の対策が急がれております。町は動物愛護よりも鳥獣被害対策に重きを置いていただき、資料1を見て、水俣市と大津町の取り組みの違いも認識をしていただき、今後の鳥獣対策に対する取り組みをどうするのか、町長の見解をお伺いします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 山本議員の有害鳥獣対策についてのご質問にお答えしたいと思います。

現在、やっぱり山間地においての地方の人口は減少しながら、しかし、一方では、鳥獣の増加が懸念をされておるところであります。今までにイノシシやサルなどによる農産物の被害状況は年々深刻さをましておまして、また、鹿関連等によりまして、山林等の被害も増加をしておるところであり

ます。そしてまた、山里から最近では街中への出没も見られるようになりまして、安心・安全な環境が侵されつつありますが、有害鳥獣の出没や被害は以前からのものに加えまして、熊本地震以降の急増や集団化、または、最近では市街地での目撃情報も寄せられるなど多様化しつつあります。

これまでの対応は、現地調査や電気柵設置補助、大津町有害鳥獣捕獲隊による駆除、学校及び地域への情報提供などの対策を実施しておりますが、根本的な対策には至っておりません。

現時点では人的被害は出ておりませんが、未然の防止対策のための捕獲隊の方や専門機関の意見を参考に対応マニュアルの作成を検討しております。また、捕獲隊の活動支援や新規狩猟免許取得支援等については、捕獲隊の意見を伺いながら今後検討してまいりたいと思います。

現状関連等については、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） 鳥獣被害対策についてご説明いたします。

イノシシによる農作物被害は、以前から町内全域で散見されるほか、最近では熊本地震復興に伴う大規模工事の影響もあり、今まで出没がなかった地域での被害報告も見られている状況でございます。鹿につきましては、熊本地震以降、南部地区で急増しております。また、カラスについては、北部地区で集団化が見られ、サルにつきましては、東部地区で群れが目撃されているほか、ご指摘がありましたように、最近では美咲野団地等の市街地での目撃情報が多数寄せられております。

昨年度の主な捕獲実績としましては、イノシシ54頭、鹿12頭、カラス18羽で毎年増加している状況となっております。被害及び出没の増加要因としまして、耕作放棄地の増加や地震の被害による山間部への出入り制限に伴う鹿の繁殖、この鹿が食欲が旺盛であるため、採食によりイノシシやサルの餌が減少し、人の生活圏に餌を求めたことなど多様なことが推測されます。

鳥獣出没の連絡を受けた場合、農政課職員が現地に赴き、被害状況の把握を行い、状況に応じ職員による追い払い、捕獲隊への駆除依頼、学校及び地区へ情報提供、防災無線やからいもくんメール配信等の対策を講じているところでございます。このほか、農作物の自己防衛の電気柵設置補助も実施しております。

また、猛獣の臭気を活用した忌避剤や人毛の設置も行いましたが、鳥獣の学習能力は非常に高く一時的な効果に留まっている状況でございます。また、繁殖力も大変旺盛で抜本的な対策が見いだせないというのが現状となっております。

鳥獣が人目に触れる機会を作り出す耕作放棄地の解消は防衛策として有効になります。農政課所管の多面的支払交付金事業や農業委員会所管の耕作放棄地解消事業で放棄地解消事業を展開をしているところでございます。また、農家の野菜くずの圃場放置や自己所有林への廃棄など、結果として餌付けとなることも講習会などで周知をさせていただいております。

昨年度、瀬田地区で町の補助事業で実施いたしました上井手の支障木伐採では、副次的な効果として人と鳥獣の住み分け策となりました。

都市部での防衛策は、ごみ収集所が鳥獣の餌場とならないよう適正な管理の周知が必要となります。防衛や駆除効果を高めるには、生態調査による行動パターンを把握し対策を実施することが有効と

されております。しかしながら、多額の費用と長い期間を要しますので取り組みが難しい状況もございます。

最近の市街地への目撃情報の多発を受けまして、人的被害を未然に防止する必要があることから、長年狩猟や駆除経験を有する捕獲隊の方や専門機関であります森林総合研究所の意見、また、先進自治体の情報を収集し、対応マニュアルの作成を今検討しているところでございます。

現在の駆除は、ご指摘のとおり、地元捕獲隊の多大な協力を得ながら実施しておりますが、高齢化に伴う人材不足に加え、銃や箱罠の維持管理、猟犬や無線機材等の維持に多大な経費を要し、駆除体制の存続が憂慮されているところでございます。

今後は、防衛、駆除、啓発を3本の柱としまして対策を強化する方針でございます。捕獲隊の体制強化策や狩猟免許取得の補助制度導入市町村の事例を検証させていただき、捕獲隊の方とも十分協議を行い、支援策をともに研究したいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） 大津町の捕獲隊の皆さんとよりよい鳥獣対策についての意見交換をしていただきたいなと思います。町長もお答えになったように、補助金等についての対応についてもよろしくお願いします。

次に、再質問で、熊本市には、住宅地における有害鳥獣対応マニュアルという1から18ページの部分であります。この大津町も街中にイノシシやサルが出没するというので、こういう対応マニュアルをつくる予定があるのかどうかを町長にお伺いします。

○議長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） 今回の質問あたりまして、県内の状況、それから県外の状況を調査いたしております。県内では、熊本市に農業支援課鳥獣対策室という専門の室がございます。そこでご指摘がありましたように、有害鳥獣対応マニュアルというのを全18ページほどのマニュアルをつくっております。ほかの町村でここまで整備してある町村はないようでございます。非常にためになるマニュアルでございまして、現状としましては、先ほど報告しましたような連絡体制はとっておりますが、こういうマニュアルがございませんので、担当のほうにつくるようにですね、今指示をしているところでございます。ちなみに、美咲野地区のサルの出没を受けまして、5月31日にこの中から抜粋させていただきまして、各戸に配付をさせていただいたということでございます。

○議長（桐原則雄君） 山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） この鳥獣対策マニュアルは、非常に私も見て、ああすごいなと思いました。全部できるわけじゃないんですけども、やっぱり今から必要ではないかと思います。

次に、2の質問に移ります。

自治会等に対しての男女共同参画の推進についてお伺いしたいと思います。

国は、女性活躍推進法なる法律で、男女共同参画社会をうたっている。男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されて、もって、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、

かつ、ともに責任を負うべき社会です。男女共同参画社会基本法が平成11年につくられています。基本法では、男女共同参画社会を実現するために5本の柱、基本理念を掲げております。また、行政、国、地方公共団体と国民とそれぞれが果たすべき役割、責務、基本的施策を定めております。その中の一つ、施策等の立案及び決定への共同参画があり、男女が社会の対等なパートナーとしてあらゆる分野において方針の決定に参画できる必要があると書いてあります。

大津町も平成13年度から大津町男女共同参画推進プランがつくられており、そのプランに沿って男女共同の活躍の場をつくられたと思います。

資料2を見ていただくと、施策の体系図、男女共生の社会づくり、2の地域の社会における男女共同参画の1、施策の方針決定の場への女性参画の取り組み内容について（自治体など地域づくりに関わる組織における女性の登用の促進）とうたっています。女性の社会進出と地位向上のために取り組みが大津町役場においてもなされていて女性職員の増加がみられます。

現状を見るに生かされている部署とそうでない部署等が見受けられます。今回は、自治会及び区の場における女性の共同参画について、町の見解をお聞きしたいと思います。

他の市町村の現状を比較するために、熊本市の武蔵地区の自治会の役員さんからお伺いしました。その自治会は、会長以下24名で構成されています。会長1人、副会長男女1名、役員19名です。毎月町内の掃除、広報委員会、女性3名、毎月1回新聞発行と800名の自治会にされているということです。この自治会の役員数は半数以上が女性ということで聞いております。合志市は86行政区で11名の女性の区長さんが活躍されております。合志市総務課にお聞きしたところ、近年は、平均10名前後の区長さんが活躍され、活発な活動がされていると聞きます。菊陽町も64行政区で5名の区長さんが活躍されています。わが大津町の現状といいますと、63行政区の女性の区長さんは、あけぼの団地と美咲野団地の2名の区長さんのみです。美咲野自治会1丁目から4丁目の場合、自治会長女性1名、副会長3名、その他役員が11名おられて、うち3名が女性であるとお聞きしました。役員会の中では、女性の立場からの意見が出て、自治会で生かされていると聞いております。女性の役員比率で申しますと、3市町村で単純計算で合志市は13%、菊陽は8%、大津町は3%の割合になります。合志市、菊陽に比べてもあまりにも少ないと感じるのは私だけでしょうか。大津町の人口比率でも平成31年2月末現在、人口は3万4千815名、その内男性が1万7千141名、女性が1万7千674名であり、人口に占める女性は半分以上です。高齢化社会になりますともっと女性の比率が高まると予想されます。特に過疎化が進む地域では、女性の比率が高まると予想され、高齢者の女性に対しては男性の役員ではなかなか悩み相談等は聞きづらく、その区に女性の役員さんがおられたら高齢者の女性は非常に助かると思います。区の今の区長、区長代理、組長と大体おられますが、その役員会の中に女性区長のポストを新設してもらうのもこれからのあり方と取り組みやすいのではないのでしょうか。これからの社会においては、女性の活躍、活動が自治会、区においても非常に重要な役割を担うものと期待しております。各自治会、区にもそれぞれの自治会の事情があり、難しいかもしれませんが、その点も踏まえての助言は必要性を増すと感じております。

大津町で大津町男女共同参画推進プランがあり、町の部署には女性が多く登用が進んでいると感じ

ます。自治会、区の役員には女性が少ない、自治会の施策方針決定の場に女性の参画を押し進める取り組みがあるのかどうかを、町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 山本議員の質問にお答えしたいと思います。

少子高齢化の中におきまして、ただいま大変高齢者の中におきまして、女性の皆さんの活動をされておることにまずもって感謝を申し上げたいと思います。しかし、議員ご指摘のとおり、いざ公の立場に出てくる役員というのはなかなか少ないようでございますけども、今後、大津町の発展をしていくために、地域の活性化なくしてあり得ないと思っております。そして、地域の活性化のためには、やっぱり地域を担うリーダーが必要となりますので、そのためには人材育成が急務となります。そこで、町では人材育成を推進していく補助制度をつくり、活用いただくことで地域の底上げ、活性化につながると思っております。

少子高齢化が進む中に、さらには3年前の熊本地震を契機として地域防災の重要性が指摘され、自助・公助・共助が再確認される中、地域社会の役割は今まで以上に大きくはなっております。他方、各役員や民生委員等のなり手が不足という問題も顕著になっております。また、多くの地域課題を対処するにあたり、ある年代の男性だけの視点ではなく、年代を超えた男女の視点により、しかるべき解決策が見出せるのではないかと思うところでございます。

町では、平成13年に第1次男女共同参画推進プランを策定し、現在は第3次プランで諸課題問題に取り組んでいるところです。また、平成27年4月には、大津町男女共同参画推進条例を制定し、基本理念を定めるとともに、様々な施策を総合的かつ計画的に進めております。

従来、男性だけだった区長は、現在2名の女性区長が誕生し、地域社会発展のため日々ご尽力いただいております。しかし、依然少数にとどまっているのが実情であります。区のあり方は地域住民の皆さんの話し合いで決めるべき事柄であることから、決して強制することはできませんが、町として男女共同参画社会を推移する立場から、区長のみならず、女性が役員として地域社会に参画できるよう、そして、様々な年代、男女が役員に入ることで、多様な視点からの地域づくりが可能となることから、全国での事例紹介を通じて、啓発や働きかけを行ってまいりたいと思います。

現在、大津町におきましては、大津町内の小中学校PTA活動においては、女性の方の活動が盛んであり、会長職にも就いて頑張っておられます。このような若い人たちが今後育っていきながら、この地域での役員関連等にしっかりと育っていかれることを願っております。

細部については、担当部長より説明をさせていただきたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） まず、町内の状況を説明させていただきます。

女性区長は、先ほど議員おっしゃいましたように、現在2名いらっしゃいまして、全区長65名中、割合としては3%というような状況でございます。近隣の状況につきましても先ほど議員おっしゃいましたとおり、菊陽町が現在6名、合志市が現在10名というような状況でございます。

また、組長のうち、女性は107名いらっしゃいまして、町内の全組長624名いらっしゃいます

けども、割合としては17.1%といったような状況でございます。ただ、実際区の会議等に出席しますと、割合以上に女性の方の出席がですね、高い地域もあるような現状もございます。これは組長の名前は男性となっているけれども、活動は女性の方が担っていらっしゃる、そういった現状もあるのではないかなというふうに思っています。先ほど町長も述べましたとおり、地域課題の解決や地域活性化にあたっては、多様な視点が必要でありまして、年代を超えた男女が地域社会の担い手となることがこれからの地域社会の不可欠と言えます。

そのためには、男女が互いに尊重し合える社会の実現が必要であり、国は平成11年に男女共同参画基本法を施行し、12年に男女共同参画基本計画を策定いたしました。それを受けて、町でも平成13年に第1次男女共同参画推進プラン、18年に第2次、そして28年に5カ年計画であります第3次プランを策定し、今日に至っているところでございます。平成27年4月には、大津町男女共同参画推進条例を制定しまして、各施策を推進しているところでもございます。

第3次プランの策定にあたりまして、町民アンケートを実施したところですけども、その問いの1つにですね、「女性の社会参画について」ということがございまして、区長や各種団体の代表となった地域の団体の代表に女性が少ない原因としては、「男性になるものだという考えが根強い」というのが56.2%ございまして、「仕事あるいは家事が忙しい」が47.4%というような状況でございました。男女別で見ますと、男性は「女性の積極性が不十分」、あるいは、女性は「仕事、家事が忙しい」を重視する傾向があるようでございます。このようなことから、地域社会での男女共同参画にはまだまだ課題が残っているのではないかなというふうに思っております。

国は、平成27年12月25日に閣議決定しました第4次男女共同参画基本計画におきまして、自治会・町内会等、地域における多様な政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、地域活動に男女共同参画社会の視点が反映されるように、各団体に働きかけるとともに、成果目標として、自治会長に占める女性の割合について、平成28年の5.2%から平成32年度までに10%を掲げているような状況でございます。

自治会長に女性になることのメリットといたしましては、自治体へのアンケートによりますと、地区町村の8割が「運営に多様な視点が生まれる」というのをあげ、約4割が「地域をよく知り、細かい配慮のある運営ができるようになる」と。それから、「地域の人的ネットワークがあり、多様な人、組織との連携が生まれる」、そして、3割が「高齢化、担い手不足が解消される」というのをあげておられます。また、国のヒアリング調査結果においても、女性が会長を担い、男性と異なる目線で自治会活動に取り組むことで気が付く面があるといった点や、女性のほうが比較的話しやすいため住民との交流が進んだとのご意見もあるようでございます。

役員の決定につきましては、地域社会で行っていただくものですから、まずは組長といった区長以外の役員を経験していただいて、地域社会のリーダーとなっていただけるような環境づくりについて、他の事例等も紹介しながら啓発、あるいは働きかけを行ってまいりたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） 男女共同参画社会ということで、区や自治会に対して他の市町村の素晴らし

い事例があればそういうのを町民に示していただきたいと思います。

次に、第3問に入ります。

町民に立野ダムの見学会を年1回はということで、立野ダムの本体着工は平成30年8月6日に立野ダム現地であり、22年度完成を目指す大きく新聞等で発表されましたが、その中で蒲島熊本県知事は、治水に期待感を示すも、ダムには一部疑問も出されており、国が今後も説明することで住民の理解が深まることを期待するとされており、立野ダムは、熊本市の度重なる被害等で要望されて現在に至っております。立野ダムは、最初に被害を受けるかもしれない地域、大津町白川沿いの住民です。住民の皆さんの要望は取り入れられてもらっていないと、私は思っております。平成30年度に応募により多数の町民の皆様が立野ダムの見学を実施されました。現地を見学された住民の皆様は、安心と不安とがあり、地域の説明会など要望もされましたが、未だ実現はされていないのが現状です。地元住民の要望を立野ダムの見学より直接的に立野ダムの関係者に生で伝えられると思っております。立野ダムの見学によって、住民の皆様が不安材料の一部でも解消することが大切ではないかと思っております。近年の豪雨は、集中して1カ所に大量に降る、最近では、屋久島の集中豪雨では1時間に120ミリの猛烈な雨で登山客の皆様が314名、一時的に孤立されたのが記憶に新しいのです。屋久島の被害とこれから起こり得るかもしれない阿蘇大橋付近やその地域での局地的な大雨を想像した場合の立野ダムの役割が果たして役に立つものか。住民の1人として不安材料があるのも事実です。蒲島熊本県知事が言われた、国が今後も説明することで住民の理解が深まる。そのことを実現するためにも今年も立野ダムの見学会の検討をぜひ企画してもらえないのでしょうか。今年も梅雨入り間近、白川は3年から5年に一度は洪水被害にあっている現状です。より速い対応をお願いします。

私たち議員は年1回立野ダムの現地調査を実施していただき、実際の工事現場の進捗状況が確認できます。安心して、ああこうだったのかという現実も目に見ることができます。しかし、町民の皆さんは、私たちから話を聞くだけで実際には見学を1回だけされてあるだけで、そのことで町民の皆様から立野ダムの見学をぜひ実施していただきたいということで要望がっておりますので、今後、これから立野ダムの見学会を実施するかどうかの見解を町長にお聞きします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 立野ダムの建設関連等についてのご質問についてお答えしたいと思います。

立野ダムの建設関係等については、立野ダム事務所、復興事務所と十分連携を取ってお話を進めておるところでありますし、もう議員おっしゃるように、住民の皆さんが見学したい、あるいは見たい、そういうときには、もう役場のほうに言っていただければすぐ対応ができるような連携を取っておりますので、そういう状況について、また担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） こんにちは。山本議員のご質問についてご説明申し上げます。

これまでも立野ダム工事事務所では、様々な機会を通じて流域住民などの方々へダム事業の理解を求めていただくために、現地見学会やイベント等で事業説明を実施されております。

直近の大津町関係の現地見学会の開催状況は、本年4月の大津町議会全員協議会での現地調査、平成29年8月の地元区長見学会、同年11月の大津町住民現地見学会、平成30年7月の大津町住民現地説明会を実施していただいております。

今回のご質問は、大津町の住民の方にも現地見学会を開催するなどして、工事の進捗状況を知る機会を設けてはどうかという趣旨かと思っております。現地見学会については、先ほど町長が申し上げましたが、ダム本体工事の進捗状況に応じて、今後も国土交通省九州地方整備局立野ダム工事事務所と連携し、調整しながら実施していきたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 山本富二夫君。

○3番（山本富二夫君） 立野ダムの見学については、町長も前向きな意見であり、部長のほうも至急検討していただくというようなご意見をいただき、前向きに進んでいくものと期待しております。

質問を終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

午後1時より再開します。

午前11時56分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） こんにちは。6番議員の佐藤でございます。一般質問を行います。

まず、はじめに、質問のですね、項目の順番を入れ替えさせていただいたこと申し訳ありません。今日は、中高生の子ども議会に参加される代表の方が傍聴に来られるということでしたので、一番その興味を持ってもらえるような質問をちょうどその時間に合うようにしたいなと思うところを変えたところがございます。2番目の質問から入らせていただきたいと思います。

住民への情報公開や説明のあり方についてということです。

町のホームページが4月にですね、4月からですけども、新しく更新、リニューアルされました。以前のシステムよりもスマホとかに対応するとかですね、幾つかそのよくなったという面もあるとは思いますが、ただその内容を見てみますと、以前より情報の質と量が後退しているのではないかといいところなんですね。普通システム新しく導入しますと、しばらくの間というのはどんどん新しく、何といひかな、微調整の時間というのがあります、あるいはその調整の時間というものが必要ですので、いきなりよくなるはずありません。それは私も経験上知っておりまして、ただそのじわじわと改善されていくものだというのが特徴なんですけれども、今回もう1年になりました。けれども、いつまで経ってもよくなれないというところで質問をさせていただきたいと思っております。

この職員さんの話を聞いてもですね、ホームページよくないよねと、自分たちでも気づいているということですので、そこを踏まえたところですね、お話しします。

まず、問題点、幾つかちょっと指摘させていただきます。資料のほうご覧ください。

まず、①のところですね、用語や見栄えの問題というところがあります。まず、オープニングページというのがありまして、オープニングページの中に観光サイト、行政サイト、防災サイトという3つのサイトにリンクしているページがあるんですけども、サイトって何ですかって、まずそこからなんです。言葉の使い方です。私たちは感覚としてサイトって何かとよくわかります。けれども、こういった言葉に馴染みのない人ってたくさんいると思いますのでですね、まずそうした、その用語の問題。

それから、その次の下のところです。くらしのガイドから探すというところがありますけれども、義援金・寄附金のところがぼっこんと出っ張っているんですね。いざという時のための休日・夜間当番医のところ、これもぼっこんと出っ張っているんですよ。これ表示が設定のせいかなと思って調べたんですけども、パソコンを標準的なモニター、パソコンのモニターを標準的な状態にして、なおかつ、ブラウザというとまた用語がと言いますけれども、ホームページ見るためのソフトを標準な設定にしてもこの状態で残るんですね。言ってしまうと、こんなおかしな何か状態に引っ掛からないのかなと、何かおかしい、気にならないかなと、私は本当に細かい性格ですので、こういうのがあるとすごく気になってたまりません。

それから、次がですね、見栄えの次の問題は、記録性の問題ですね、記録性と完全性の問題です。

ここに出してありますのは町長のページということになります。町長室ということになっておりますけれども、出ておりますのが2019年の5月1日に更新された所信表明ですね。これ毎年3月の議会で所信表明されます。過去の方はどこにあるんだろうかと探んですけど見つからないんですね。同じような話で、以前、まちづくり交付金というのがありまして、このまちづくり交付金は計画と評価というものをきちんと公開しなければならないというルールで運用されているものなんですけれども、現在の分はあります。過去の方はありません。どこかにいつてしまったんですね。済んだものは消したのかもしれないんですけども、消しちゃいけないものもたくさんあるということですね。

それから、完全性ということで、その下のところですけれども、検索で復興まちづくり計画と、これ町にございますので検索してみます。出てきません。探すとなんてですね。こないだまであったんです。いつなくなったんだろうかなと思ってですね。あるべき情報がないというような状態にもなっているということですね。

それから、3番目に言いますのが検索性です。検索していくときのやり方、特にPDFファイルのことを言いたいですけれども、PDFのファイルというのは、文書をこう一つのまとまった形にしてホームページなんかで表示しているものなんですけれども、通常検索というと、そのファイルの中まで読み取って対象となる情報を引っ張り出すものなんですけども、前のホームページもそういう状態だったので一度お願いしたら対応してもらいました。PDFの中まで読み込んで検索するようにしてもらったことがあるんですけども、今回、またそれができなくなっているんですね。これができなくなるとどうなるかという、町の広報紙とかですね、議会の会議録とか、そうしたもののファイルの中を読み取ることができなくなるということになります。つまり、広報紙というのは非常に情報量が多いものですから、これが検索できないということは、住民が得ることのできる情報が格段に少な

くなるんです。

それからですね、あとは例規集ですね。例規集も検索の対象になっていません。これは恐らくドメインが違うからだと思います。まあこれはいいです。

4番目がですね、今度は不親切な情報ということで、資料の裏面のほうを見てください。都市基盤整備というのを例にしてあげておりますけれども、これの一番上に開発って書いてあります。都市基盤整備から開発ってきたときに、我々少しあきつこうということなんだろうなと意味はわかるんですけども、そのことがわからない方が開発いきなり聞いた場合に、ほかにたくさんありますよね、人材開発だとか、なんとか開発だとかたくさんあるわけなんですね。こういったものが説明されてなければ、これは何のための情報なんだろうかということで非常に疑問に思われるわけです。

それから、その下がですね、防災サイトの中にある大津町の備蓄計画です。こないだ掲載されたばかりです。5月の17日ですね。通常こういった計画というのは、なぜこの計画が必要なのか、どういう内容が書いてあるのかというような、まあ新聞で言うところのリード文というんですかね、そんな感じのものがあるんですけども、これにはそういったものが一切なく、ただ単純にポンとPDFファイルを張り付けてあるだけなんですね。先ほど言いましたように、PDFファイルは検索の対象になりませんので、例えば、この備蓄計画、先ほど質問のあった液体ミルク、液体ミルクが備蓄の対象になっているだろうかということで、「液体ミルク」で検索してもこの備蓄計画の中は検索されませんので、確認することができないという状態になります。そのようなですね、不親切な状態になっているということですね。

それから、これはもう例をあげませんでしたけれども、見出しというかですね、バナーはあるんですけども、中開いてみると中身が「お探しのコンテンツは見つかりませんでした」でしたかね、そういうふうに中身の無いものたくさんあるんですね。

おかしなところがたくさんありますというようなことをまず最初に申し上げて始めたいんですが、そもそもその町の広報とかですね、ホームページとは何のために存在しているんだろうかということなんです。いろんな捉え方、いろんな役割はあると思うんですけども、私大切だと思うのは、住民が町のことを町と一緒に何かやっというとき、協働ですね。これやろうとするとき、町のこと知らなければいけない。ところがそれを知るための情報が少ないということがですね、非常に問題であるというふうに考えております。ほかにもたくさんあります。視点はですね。私はちょっとその視点から申し上げているというところです。どうしてそういう状態になっているのかと、つまり、これは職員がですね、町の情報を公開すること、発信すること、保存することというものがどういう意味を持っているのか、どういう役割を持っているのかということがきちんと理解されてないからだと考えます。まず、この町のホームページが果たす役割についてどのように考えておられるのかというのがまず1点です。

平成25年にもこのホームページによる町政に関する情報発信の充実についてということで、今回と同様の質問をいたしました。その結果、幾つか改善されたところもあるんですけども、その中で町長がですね、こういうふうに言われているんですね。「制度としてはいろんなものがあって、それ

を運用する職員の意識が重要であり、職員の意識改革を進めなければならないと考えています」と、そういうところから「情報発信は住民の方との協働のためには大変重要なところであり、そのための指針については、今後内部でその内容を十分よく検討し、職員の意識を高めて今後ともに情報発信に努めていきたいと考えております」と、これは5年前に言われたことなんですね。5年間経ちまして、5年半ですね、5年半経っています。間に地震もありました。地震の間というのは、まさに住民への情報提供が重視される時期であり、本来であればここでレベルアップしてなきゃいけないんですね。ところが、この現状であるということは、職員の意識というのは簡単には変わらないんじゃないのかなと、だから、改めて指針の必要性というものをまた指摘したいと思います。前回の答弁も踏まえまして、今後どのようになさるのか、見解を伺いたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 佐藤議員の情報公開等についてご指摘をいただいております。日頃から広報紙やホームページを利用して町民の皆さんに対して行政の福祉、教育、産業、観光、スポーツ関連等の行政事務業務などにつきまして、情報の提供に努めているところでもありますけども、ご指摘のように、言われる大きな情報関連等について、まだまだ不自由なところが十分あるというようなご指摘を受けましたので、今後につきましては、しっかりと再度職員の教育をし直し、しっかりと大切な情報をホームページのほうへ載せていきたいというふうに思っております。

現状につきまして、担当の部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 現在の町のホームページにつきましては、平成30年3月にリニューアルをいたしたところです。スマートフォンなどのモバイル機器でホームページを閲覧することが一般的に行われるようになってまいりましたので、先ほど議員おっしゃいましたように、Webサイトを見やすい画面にですね、自動で変わるような取り組みもやってきたところです。

現在のホームページの閲覧状況につきましては、毎月約10万アクセスほどいただいております、昨年12月には大津町の公式アプリとしてホームページにも掲載される情報を取得できるアプリの配信もあわせて開始したところでございます。

まず、1点目の町のホームページが果たす役割についてというご質問ですが、役割の一つとして、町が当然発信しなければならない情報、あるいは発信すべき情報、そして住民の方が求められている情報をきちんと提供すると、そういった情報提供のツールとしての役割があるんじゃないかなというふうに思っております。

町では、福祉、教育、産業、観光といった幅広い分野で住民サービスを行っておりますけれども、どの分野においても町民の方に町の取り組み等を知っていただいて、いろいろと活用していただく、利用していただくということも重要なことであります。その情報発信ツールとして、町の広報紙、新聞、チラシいろいろ配布するものありますけども、一番早く、そして広く発信できるツールとしてはホームページであるというふうに考えております。

特に熊本地震以降、強く感じておりますのが、災害情報であったり、防災情報、それから町民の安

心・安全に関する情報発信の重要性についてはもちろん申し上げるべきところでもないところですが。そのような観点からも、正確性とスピード感を持って取り組んでいく必要があるのではないかなというふうに思っております。

また、もう一つの役割として、町の政策のデータベースの機能が挙げられるかと思えます。まちづくりを推進するにあたっては、町民と町が一体となってまちづくりに関する情報を共有して推進していくことが大切であるというふうには感じております。

例えば、各種計画を見直す場合など、従前の計画、あるいはその進捗、評価の状況、また、計画見直しに係るきっかけ、経緯等が共有できなければなかなか町民へのまちづくりへの参加は進まないのではないかなというふうにも考えております。

将来の町のあり方を考え、ビジョンを描く計画づくりにとっては、特に町だけで取り組めるものでなくて、積極的に情報発信、共有をしながらやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

それから、2つ目の情報公開・管理のあり方を整理したほうがよいのではないかというご質問ですが、議員ご指摘のとおり、タイムリーに情報発信ができていなかったり、あるいは知りたい情報が提供されていない。知りたい情報になかなかたどり着かない。あるいは、以前は掲載されていたけども、先ほどおっしゃいましたように、一定期間後に削除されていたと、そういったケースが見られる状況にあります。そういったことから、昨年10月に、町で大津町のホームページの運用管理規定を定めまして、運用管理者、それから発信管理者を設置し、ホームページの適正かつ円滑な運用を推進することとしたところです。

職員の意識醸成を図るためにも、今までも高齢者や障がい者でも利用しやすいWebページの提供であったり、PDFファイルの添付だけではなく、先ほどおっしゃいましたように、閲覧者にとってわかりやすいWebページの作成についての研修も行ってきたところですし、ホームページ等の操作説明会も行ってきたんですが、現実の現況等考えますと、まだまださらに研修を積み重ねなければならぬというふうに感じているところでございます。

また、担当職員を集めた電算連絡会を開催し、リンク切れの確認作業、あるいは各課が公開している情報の現状の把握と情報の更新作業を促してきたところでもありますけれども、現実としてはなかなか本来あるべき姿に至っていないというふうに感じております。

今後もさらに職員の意識醸成に努めるとともに、広報担当課のみならず、各種関係課と協力しながら発信すべき情報の漏れ等に関するチェック体制のですね、構築、あるいはホームページへの掲載方法のあり方についても十分庁舎内、全庁的にですね、取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 今のお話で、問題点は把握されておられて改善していくという、その努力はされるということですね、そこは理解したところなんですけれども、その中でですね、町長の言葉の中に、職員の教育をし直してということがありました。私がいつも思っておりますのがですね、人は

意識を変えることはできるんです。けれども、人の意識を変えることはできないんですね。人は自分では変わることはできるけれども、人から変えられるのは嫌いです。ですから、必要なのは、その人が自分から変わろうという仕組みですね、そこをきちんと企んでいかないと人は変わっていかないとことですね。その一つのツールとしてですね、提案したいのが、この情報のフォーマットですね、こういう形で載せるのが標準なんだよというものを一つつくって提供するとかですね、そうしたツールを提供することによって、少しずつ意識が変わっていくようになるんじゃないかなと思いますので、その辺もご検討いただけたらと思います。

それでは、もうこれはいいです。

3番目の策定中の子ども子育て支援事業計画についての質問に移ります。

資料のほうちょっとややこしい表が載っておりますけれども、ご覧いただければと思います。前の計画ですね、子ども・子育て支援事業計画というのが策定されております。前の計画がありまして、平成27年度から動いているわけなんですけれども、結果として、現在、それが十分に効果を発揮していないという状態にあるということですね。これ今月の広報紙です。表にお母さんと子どもさんの可愛い写真が載ってて、裏のほうには新しく大津町に引っ越してこられて令和婚第1号だそうですね、の夫婦の写真とコメントが載っております。この夫婦の方、コメントこのように言われていますね。

「町には双方の仕事上の関係で一緒に移り住むことになった。交通の便がよくて買い物がしやすいという点が決めてになった」ということで、これは非常に喜ばしいことだろうなと思うんですけれども、ただそのあとに、「令和の時代は待機児童がいなくなって、子育てがしやすい時代になってほしい」というふうに書いておられます。この人たちもやはりまだ結婚して子どもがいる状態ではないんですよけれども、自分たちの子どもができる頃には待機児童は解消してほしいなという気持ちが見られるなというところでございます。

この待機児童をですね、解消するためには、待機児童についてこのあとも質問がありますので、ここではこの事業計画を中心に質問しますけれども、待機児童の解消のためにはですね、この町が策定する子ども・子育て支援事業計画というもの、これが適切に策定されて、実行されることが必要ということになります。この資料のほうをご覧いただければ、それが今どういう状態になっているかということはおわかりだと思います。これをちょっと説明しようかなと思ってたんですけど、ちょっと時間もですね、だいぶ使ってしまったので、この表に表されているので、担当の方は見ればわかることだと思いますので、それを基にお答えをいただければと思います。

3歳から5歳の保育ですね。これ資料の裏面にありますように、今度からですね、無償化されます。0歳から2歳についても部分的に無償化されるという状態ですね。こうなりますと、今後ますます保育のニーズというのは高まってくるということです。現在、新たな32年度からの支援事業計画を策定中でございます。その計画の中で、何を変えていかなければならないのかということですね。この計画の中で数字というのが3つ要素がありましてですね、必要なのは、まず人口の予測をきちんとすること、子どもの人数の予測ですね。それから、どのくらいの人が保育教育を利用したいと考えるのかという利用率、利用希望率ですね。それからもう一つ、それに対して保育枠、受け入れることがで

きる枠というのはどれだけ確保するのか。この3つだけなんですよ、考えなければならぬ数字はですね。そのほかのことをいろいろ考えていくとよくわけわからなくなってですね、今のような結果になるんですけども、今計画を策定中ということでございますので、その計画の中にこの3つについて、どういう考え方を持って取り入れていかれるのか。支援会議で実際には計画、議論は行われるんですけども、その事務局は子育て支援課ということになりますので、計画案をつくる立場にあります。ですから、ここで説明がいただけるのではないかなと思ひまして質問させていただきたいと思ひます。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） 皆様、こんにちは。佐藤議員の策定中の子ども・子育て支援事業計画についてのご質問にお答えさせていただきます。

現在の「子ども・子育て支援事業計画」は、平成27年度から31年度までの5年間の計画でございまして、本年度が最終年度となっております。この計画は、本町における子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるように策定したもので、待機児童の解消につきましても、本計画に基づき確保策を進めてきたところでございます。しかしながら、議員ご指摘のとおり、現在もなお待機児童を解消することはできていない状況がございます。

本年度策定します次期計画におきましては、幼児教育の無償化の影響も十分に考慮し、ニーズ調査等による保護者の希望等を分析しながら、待機児童の解消に向けた受け入れ枠の確保・整備を図りたいと考えております。

なお、詳細につきましては、担当部長から説明させていただきます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 説明させていただきます。

現在の子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育の需給バランスがとれず、待機児童を解消することができなかったということについてでございますけれども、平成31年3月の現状と現計画を比較しますと、0歳から5歳までの人数は計画よりも約370人少なく、また、保育が必要な児童の数につきましては、約250人多くなっております。幼稚園ニーズが計画より90人ほど減っていることや、保育を必要とする児童の割合が計画より約18%程度高かったことなどにより、受け皿の確保ができず、待機児童の解消に至らなかったといえます。

次に、現在策定中の次期計画における幼保無償化を見据えた対応の必要性と、事務局としての考え方でございますが、ご指摘のとおり、幼児教育の無償化は、保育ニーズのさらなる増加要因になると考えております。これまで保育料の負担感から利用を控えていた家庭の保育所入所に対する需要が掘り起こされ、利用率が高まることが予想されます。加えて、保育ニーズが高まることで、保育士不足がさらに深刻化することも懸念されるところでございます。

昨年度、就学前の保護者と小学生の保護者、それから保育士を対象にアンケート調査を実施いたしました。これは子育て家庭の実態と子育て支援ニーズ、保育士の勤務実態や希望等を把握することにより、今後の子ども・子育て支援施策に活かすとともに、次期計画策定の基礎資料とするものでござ

います。人口推計、保育ニーズ調査などを基に、幼児教育無償化の影響も踏まえ、次期計画におきましては、保育需要の動向を慎重に見極めなければならないと考えております。

また、待機児童を解消するための受け皿確保の方策につきましては、近年の幼稚園ニーズの低下と保育ニーズの高まり等を考慮し、認定子ども園化なども含めた町立幼稚園のあり方、また、認可保育所の定員増、また、施設の整備を含めた受け入れ枠の確保などについても総合的に検討する必要があると考えております。

また、保育の質の確保につきましては、町内の認定子ども園・幼稚園・保育所等に対して、幼児教育の質の向上を図るための体制について検討を進めることにしているところでございます。次期計画につきましては、質の確保に向けた具体的な施策についても盛り込みたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 今いろいろお答えをいただきましたけれども、伺っております感じるのは、言われたこと全部、今までできなかったことをまたやるって言っているだけだなというふうに感じたところなんです。

一つ目、まずそのニーズ調査に基づいてその利用率がどのくらいになるだろうかということを考えますと言われました。これ前の計画も同じことやったわけなんです。そのときにどのくらいそれに対して上積みするのか。あるいは、これはちょっと行き過ぎだろうと考えるのかというような判断があったわけなんですけれども、そのときに、私は上積みするべきだというふうに申し上げたんです。そしたら、いや、これは幾らなんでも数字として高すぎるんじゃないかということで、今の数字に落ち着いているわけなんです。つまり、その時、ニーズ調査ちゃんとやったんだけど、そのニーズをきちんと理解しきれなかったわけなんです。同じことなんです。ほかの項目についてもそうです。保育所の定員増ということも言われました。これ今できていないんですね、やりますと言っているができていない。そして、さらに保育所はすでにもういっぱいじゃないんですか。これ以上定員を増やして保育できる数だけ確保しても面積が足りなければ増やすことはできないはずなんです。そこもきちんと把握した上でおっしゃっているのかなと、単純に定員を増やせばいいというだけの問題ではない。もしやるとすれば施設を増やさなければいけないし、そのためには、当然必要な予算もあると。それを計画を立てた後に予算取りしたら間に合わないんですね。計画にあわせてつくらなきゃいけない。1年でも早く解消するためには、今の時点でその方針がきちんと出ていなければならないはずなんです。なぜそれが無いのにあんなことを言われるのかなと、先ほどの説明ですね。言われるのがよくわからないところです。もう一度、施設の考え方をどうするのかということについてお尋ねしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 佐藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

施設のほうの考え方をどうするのかということでございます。先ほど言いましたように、ニーズ調

査等についてはですね、現在、結果が出ておまして、今後、今後の推計量あたりが7月あたりに出てくるかと思えます。その数字を踏まえて検討するところがございますけれども、施設をどうするかということで、そのときの推計量を基に具体的な計画についてはですね、この計画の中に盛り込みたいというところで考えております。先ほど言いましたように、町立の園のあり方あたり、あるいは、場合によっては施設の整備等ですね、そういったところも含めて今年度具体的に、ちょっと検討のほうをさせていただければというところで考えております。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 今の段階での明確なお答えというのはなかなかいただけそうにありませんので、これについてはですね、引き続き、本当に急いで検討していただきたいと思えます。7月まで待つ必要はありません。一つ重要なことを指摘させていただきますとですね、その人口の問題なんですけれども、子どもの出生数、これがどんどん減ってきています。人口推計のことを言われましたけれども、人口推計と大きな乖離ができてきているということを踏まえて、考えをいただければなと思えます。子どもの数が減るということは、将来の町の人口が減ることになりますので、今の推計がそのまま生きてくるのかどうか、ちょっと今わからない状態になっているということも指摘しておきたいと思えます。

それでは、1番の質問に戻りまして、子どもの権利条約の浸透についてということでお話をしたいと思えます。

○議 長（桐原則雄君） すみません、ちょっと今、中高生が来ましたので、ページはしっかり教えてやってください。4ページの一番組です。いいですか。はい、じゃあ再開します。どうぞ。

○6番（佐藤真二君） 項目としては一番の子どもの権利条約の浸透についてということで質問をさせていただきたいと思えます。

子どもの権利条約の理念は、家庭・社会・学校教育に浸透しているか。ブラック校則を事例として、①子どもの権利を侵害する指導は行われていないか。②子どもに自身の権利を自覚する指導は行われているか。③子どもはその権利を行使できているか。という視点で今後の取り組みを求めたいという趣旨の質問でございます。

3月の議会では、不登校の子どもの出席の取り扱いについて具体的な要望をさせていただいたわけなんですけれども、今回は、子どもの権利についてということで、問題提起というような位置づけで捉えていただければと思えます。子どもの権利について、学校をはじめとする教育の場は、それをきちんと理解し、尊重できているだろうかということについて確認をさせていただきます。

答弁が人権教育の話に走ってしまわないようにということでですね、まず、資料の中で「人権」と「権利」の関係のイメージというのをちょっとまとめさせていただいております。権利の中心にあるものは基本的人権なんですけれども、以前から言われる基本的人権、天賦の権利というものです。それに加えて、最近では環境権とか、プライバシー権とか、知る権利とか、肖像権とかいう新しい人権というものが認められてきているというところです。そして、権利というのはそういったものを含ん

ださらに大きな範囲でありまして、社会全体が守るべき基準に則り、求めることができることというものです。つまり、人権は、権利の中でも特に重要なものということです。今日は権利の話です。

この質問をですね、する必要が出てきた理由というのがですね、あるブラック校則を聞いたからなんです。ブラック校則と言いますのは何かと、これ別に定義があるわけじゃないんですけども、一般社会から見れば明らかにおかしい校則などの総称ということになります。報道されているもので言えば、髪の毛が茶色い、生まれながらにですね、茶色がかっている子どもというのがいて、その子が髪を染めなさいと、黒く染めなさいという指導をされたり、あるいは、地毛証明書、これはももとの髪で染めているわけじゃありませんという証明を出しなさいというふうに学校から求められると。これ一般社会から考えればとんでもない話なんです。でも、それがまかり通っているという状態があると。こういったのをブラック校則というのがあります。

ところがですね、町内にも実は同じようなものがあるということがわかりまして、話を聞きました。聞いた時、ちょっとあんまりにもちょっと信じられなかったので何人かの保護者の方にも確認したんですけども、どうやら本当のことであるようです。中身を申しますと、中学校なんですけれども、中学校の下着、上のほうですね、の色です。これが白でなければならないという決まり。それはわかるんですね。それはそれでもまあどうかなと思うところもあるんですけども、それはいいと。問題は、それをその校則が守られているかを確認するために女の先生ではあるんですけども、中をのぞき込むという話なんです。これいくら何でも聞いた時、私もびっくりしました。本当に何人も確認しなければ信じられないようなものだったんですけどもですね、このほかにもですね、この本議会の一般質問の中では、最近、制服や標準服ですね、これLGBTに対応したものにならないとか、ランドセルやカバンが重すぎるとか、いろんな校則、置き勉の校則ですね、についても指摘がされているところですけども、そういった様々な課題があるんですよ。その根っこにあるものは何かと考えたときに、私は、それは子どもの権利というものがきちんと守られているんだろうかというところにあるように感じましたので、この質問をさせていただいたところです。

まず、子ども自身がですね、自分の権利をどう考えているのかということについて少しお話をしたいと思います。

これ去年の8月5日の熊日新聞の投書欄の若者コーナーですね、12歳の小学生、熊本市の小学生が投稿しておりまして、ものをいう権利、子どももあるというタイトルです。全部読むと時間かかりますので、ちょっと省略しますが、「私は子どもにもちゃんとした人権があると思う。子どもだから人権が認められないなら世界が目指している平和にはつながらないはずだ。だから、子どもにも大人が決めることに意見をいう権利があるというのが私の意見だ」ということがまず書いてあります。それから、「大人が決めたことに意見を言える権利を子どもにあげ、大人と子どもが協働した社会をつくるのが大人や社会、そして子どもにとっても大切なことだと私は思う」というふうに結んであるんですね。本来なら全部読みたいところなんですけども、時間がありませんので。これ見てですね、私びっくりしたんですね。今の子どもは大人に物を言う権利がないと思っているんだと、逆の意味でですね。つまり、そういうことをきちんと教えてもらってないんだなと思って、非常に驚いたわけな

んです。それがずっと頭に残っておりまして、子どもの権利というものについていつか話をしなければいけないなと思っていたところ、今回の話がありましたので、今回質問させていただいていますところです。

子どもに発言する権利がないと受け止められておりまして、先ほど触れました、異常な校則であっても、それを嫌だと感じていながらも受け入れざるを得ないという子どもの状況がある。子どもの権利を振り返る必要があります。そのためですね、子どもの権利というものがきちんと明文化されているものというのを探しまして、この子ども権利条約というものをあげさだとは思ったんですけども、引っ張り出してきました。子どもの権利条約につきましてはですね、条約そのものを言いますとすごく面倒くさくて、難しくなりますので、ユニセフのほうが簡単に、ユニセフ協会ですね、簡単にしている言葉を利用させていただいています。まず、4つの原則がありまして、命を守られ成長できること、子どもにとって最もよいこと、いわゆる最善の利益というやつですね。それから、意見を表明し参加できること、差別のないこと、この4つが原則です。そして、どのような権利が守られるのかというと、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利、この4つの権利が守られるということが書いてあります。

で、裏面に移りまして、裏面の下のほうはですね、この条約のいわゆる見出しを略して書いたものなんですけども、たくさんあります。今の日本でこんなことないだろうって思ってしまいそうなものもあるんですけども、関係あるものもたくさんありまして、この質問に関係するもの3つ、12条、16条、28条をちょっと抜き出しております。

12条には、意見を表す権利というものがあって、子どもは自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利を持っていますと。この意見は、子どもの発達に応じて十分考慮されなければいけません。16条、プライバシー・名誉は守られる。子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話や手紙などのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。ここ引っ張って、中をのぞき込まれるというのは誇りを傷ける行為なんですね。それから、28条、教育を受ける権利、これ長いので下の赤いところだけ読みますと、学校の決まりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。この3つを読んでもみると、今、学校で起こっていること、先ほど申し上げたブラック校則というのが、この理念がきちんと浸透していれば起こり得ないことではないかというふうに思うわけですね。現状についてどのようにお考えなのか、そして、今後どのように取り組んでいかれるのかということについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） ただいま佐藤議員の子どもの権利条約の浸透についてのご質問にお答えさせていただきます。

子どもの権利条約である児童の権利に関する条約につきましては、我が国は1994年（平成6年）に批准し、同年5月から効力が生じております。

議員ご承知のとおり、本条約は世界の多くの18歳未満の児童が飢えや貧困等の困難な状況に置か

れていることに鑑み、世界的な観点から児童の人権の尊重・保護の促進を目指したものであります。これを受けまして、同年の文部事務次官通知では、学校におきましては、本条約の趣旨を踏まえ、日本国憲法及び教育基本法に則り、教育活動全体を通じて基本的人権尊重の精神の徹底を一層図っていくことや児童生徒に権利及び義務を共に正しく理解させることなどが通知されております。

本町におきましては、本通知以前から人権教育を学校教育の基盤に据え、児童生徒が互いの見方や考え方の違いを認め合いながら課題を追求したり、解決したりする活動を通して、主体的に生きる良き社会の形成者としての育成を目指してきたところでございます。

議員の質問であります、子どもの権利条約の理念の浸透につきましては、議員のご指摘のとおり、大切なことであり、小学校及び中学校において学校及び学年の発達段階に応じ、その教育活動全体を通じて指導育成していくことが肝要であると考えております。

このあと3点のご質問につきましては詳しく説明させていただきますけれども、教科における取り組みに加えまして、道徳及び人権教育における取り組み等を通して、子どもに人間の尊厳や価値、自他の人権についての理解を深めるとともに、自分の考えを持ち伝え、行動する力の育成などを目指しているところでございます。

なかなか議員ご指摘のとおり、子どもたちの中にはまだまだ権利を主張する意識、また態度、力といったものが育っていないとは思っていますけれども、今後も学校での取り組みとあわせて、家庭、地域、社会との連携の中で子どもの権利条約の理念である、子どもを1人の人間として尊重することを大切にした教育の充実を図っていきたいと考えているところでございます。

また、そのために直接児童生徒と関わりを持つ教職員の人権感覚等を含めた資質向上は大変重要であると考えているところでございます。

この後、詳細につきまして、担当部長から説明させていただきます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） それでは、私のほうからご質問の3点について説明させていただきます。

「子どもの権利を侵害する指導は行われていないか」ということにつきましては、教育長からもありましたように、子どもを1人の人間として尊重することが人権教育を基盤とした学校教育でございますので、学校におきまして子どもの権利を侵害する指導がなされるということは許されないことであり、あってはならないことであると考えております。体罰や暴言等になれば懲戒処分も関わってくるものと考えております。

また、校則につきましては、先の文部事務次官通知文におきましても、各学校において、その教育目的を達成するために必要な合理的範囲内で児童生徒に対し、指導や指示を行い、また校則を定めることができるかとあります。

したがいまして、各学校の校則につきましては、そこに至った背景、児童生徒との共通理解のあり方、地域や保護者の考え方など、様々な視点から総合して考える必要もあるかと考えているところでございます。

2点目の「子ども自身の権利を自覚させる指導」につきましては、教育活動全体における人権教育

の視点から、「自分自身を見つめ、自らの権利が守られているか」「他人の権利を侵害しているところがないか」「人権を尊重しあう仲間づくりや差別をなくしていこうとすること」等について指導をしております。

社会科を主とした教科や道徳の中でも、児童生徒の発達段階に応じた取り組みを行っております。例えば、小学校5年生で国民の権利が確立していった経緯について、6年生では、基本的人権の尊重を通して、憲法の定める権利を正しく行使するとともに、お互いの権利を尊重することについて学んでいきます。また、中学校の公民的分野では、基本的人権における、自由権・平等権・社会権・参政権について学習します。子どもの権利条約につきましても、世界人権宣言、国際人権規約、女子差別撤廃条約とともに、18歳未満の児童を権利をもつ主体として位置づけ学んでおります。道徳でも小学校5年生及び中学校1年生において、権利と義務について自らの考えを正しく主張していくこと及び主体的に義務を果たしていくことを学校教育全体を通して学んでいるところでございます。

児童生徒の権利につきましては、その権利の重要性について、知識として習得するのではなく、行動に結びつけていくことが大切でございます。今後も児童生徒が自ら考え、行動できるような指導のあり方を模索しつつ取り組んでいきたいと考えております。

3点目の「子どもはその権利を行使できているか」ということにつきましては、ご指摘のとおり、実際に子どもたちが日常生活の中で自らの権利を意識する指導が必要であると考えます。

例えば、大津町では、各小中学校の児童生徒が中心となり、毎年「大津町児童生徒集会」を開催しております。ここでは、各学校のいじめをなくす等の人権教育の取り組みを発表し、児童生徒自らが作成した大津町児童生徒集会宣言文を採択しています。参加している子どもたちは、各学校の実践発表に対して、自らの意見や感想等を述べあっています。

また、大津中学校では、学校生活をよりよいものにしていくために、服装の基本的ルールについてや、「心の絆を深める5か条の決定及び推進」等生徒会を中心に自主的な取り組みを行っております。児童会や生徒会を中心に自分たちの学校生活をよりよいものにしていくため、自主的に取り組む環境づくりは各学校ともに大切にしているところでございます。

ただ、今回ご質問の「こどもの権利条約が浸透しているか」という部分につきましては、まだ十分ではないところがあるかと考えております。子どもの権利につきましては、単発的に扱うだけでなく、他の教科や道徳、特別活動等関連する教科領域において横断的に取り扱っていくなどの取り組みの改善が必要であろうと考えております。

また、家庭、社会への浸透という部分におきましては、子どもたちの権利等、人権についての取り組みを保護者や地域に情報提供するなど連携した取り組みに努めていきたいと考えております。

なお、子どもたちの権利や人権を守っていくためには、教職員の資質の向上というものももちろん必要であると考えております。今後とも人権教育レポート研修、夏期人権教育講演会、実践報告会、また、小中学校での授業研究会、校内研修等を充実させるとともに、各教職員が児童生徒に関わる際の振る舞いや言動等がその後の子どもたちの権利の行使に大きな影響を与えることを踏まえまして、研修及び指導の充実を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） こういう質問をしますとですね、必ず返ってくるのがちゃんとやっていますということなんですよね。ちゃんとやっているんだしたら何で結果が出ないのかなと、いつも不思議に思うんですけども、幾つかちょっと指摘をさせていただきたいと思います。

まず、校則について、文部科学次官ですか、の通知の中で、合理的な範囲でいろんなことを考えて総合的に判断して制定していくんだということで、それはそれでいいんですね。それは確かにそれでいいんですけども、ただ、その校則を守らせるために、先ほど言ったような指導がされている。これは校則が問題なんじゃなくて、その指導が問題なんですね。その指導をしているのはだれかという先生なんですね。まあ先生も自分勝手にやっているわけじゃない、学校から言われてやっている、学校全体でやっているんでしょうから、学校がという言い方でもいいかと思うんですけども、つまり学校がこの権利を守るという取り組みについては二面性があります。権利を守られる側がきちんと行使しなければいけない。権利を守る側というものがきちんと権利を理解していなければならないと。この両方が揃ってはじめて成果を生むものなんですけれども、今のお話ですと子どもたちにどうやって教えていくのかということが非常に中心になっていて、自分たち自身、学校自身がどういうふうに変っていくのかということ、考えていくのかということについて、非常に説明が弱かったのかなと思います。それ研修とかやりますとかいうようなこともいろいろ言われたんですけど、それはそれでいいんですけども、一つその考えなければいけないというのがですね、ミランダ警告というのがあるんですね。これは何かというと、アメリカの映画見ると、刑事ものとかですね、警察もの見ていると、犯人を逮捕する、捕まえると、最初に言うやつですね、あなたには何とかの権利があって、何とかの権利があって、黙秘権がありますとか何か、あなたの証言は不利に利用される何とかがありますとかですね、そういう場面がありますよね。これ日本ではないんですけども、これをミランダ警告と言います。つまり、権力を行使する側が行使される側に対して、あなたの持っている権利というものをきちんと明確に提示しなければならないということなんです。日本ではやってませんが、実際には取調室の中でやるそうですね。行ったことありませんからわかりませんが、聞いた話ではそういうところです。

学校というのは先生と生徒の間に明らかな権力関係があるんですね。子どもたちはその中でいつも弱い立場です。先生たちには、それでも子どもたちを管理しなければいけないという部分というものも必ずあります。ですから、一定の校則ルールというものは必要になってくると。それもわかります。ただし、先ほどの条文にも書いてありましたとおり、学校の決まりは子どもの尊厳が守られるという考え方から外れるものであってはなりませんんですね。ですからルールをつくることは構わないし、必要なことだと。けれども、それが本当にいいものなのか、子どもたちにとっていいものなのかというのをいつもチェックしていく必要があると。そのチェックを先生たちもしなければいけないし、子どもたちもしなければいけない。その2つのことがきちんとできているのでしょうかというの、ここでいう浸透しているかという問いなんですね。これが今できていないという前提で私もお話しており

ますので、できていますと言われても、取り組んでいますと言われても、そこはどうしても平行線になってしまうんですが、質問に書いてありますように、という視点で今後の取り組みを求めたいということですので、これから先どんなことができるのかということについて、少しお尋ねしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） ただいまの佐藤議員の校則を中心としたご指摘について、少し答えさせていただきます。

まず、校則につきましてのあり方というのは、大変時代の流れの中でもですね、変わってきているかなと思っております。まず、校則というのは、各学校において教育目標を達成するために必要な合理的範囲内であるということですがけれども、例えば、各学校にあります校則等もその校則の設定時には非常に必要であったかもしれないけれども、しかしながら、時の経過の中で、各学校が状況する変化の中でなかなか見直しが十分にされていないという可能性もあるのではないかとすることは否めないことだと考えております。毎年校則というのはですね、職員会議の中で提案され、その中で見直しがされていると考えたいところでございますけれども、年度当初の慌ただしさの中で見直されないままの部分があるかもしれないということは否めません。もともと校則といいますのは、先生方のためにあるだけではなく、子どもたちが安心・安全に互いに心地よく学び合う、過ごすための生活のルールが校則であるべきだと私は思っております。したがって、今後、各学校におきましては、校則についてですね、再度見直しをしていただくようお願いをというか、指導をしていきたいと思っております。

さらに、教職員の人権感覚という部分でのご質問であったかなと思いますけれども、教職員はですね、子どもたちのためという思いで精一杯やっているというふうには受け止めております。ただ、教職員はですね、精一杯、あるいは子どものためにという思いからされる指導が必ずしも子どもにとってよい指導になっているかということ、そういう場合でもないことが見受けられるところはございます。この点につきましてはですね、教育委員会にもいろいろとご意見等が寄せられているところでございます。本当に教職員を擁護するわけではありませんが、非常に教職員もですね、悩み、苦しみながら経験を重ねて、子どもに真に寄り添うということをですね、考えているところでございます。先ほど部長のほうからレポート研修をしているという紹介がありましたけれども、この中では、先生方が学級経営について悩み、苦しんでいることを出し合いながら問題点はどこだったのか、なぜ保護者や子どもと気持ちを通じることができなかったのかといったことをですね、具体的な事例を交えて考えながら、ぜひ明日からは変わっていこう、生かしていこうという研修でございます。先生方の子どもに寄り添いたいという願いはですね、非常に強いところでございます。その一方でですね、子どもたちが先生方のその思いをなかなか理解できなかったり、指導に対して、えっという思いがあることもあると思います。その際にですね、子どもたちが声をあげられればそれが一番よいと思いますけれども、なかなかその場におきまして、先生に対して意見を言うということも難しいのではないかとこのふうにご存じます。その場合はですね、ぜひそのことをですね、そのままにするのではなく、その後でも構

いませので、声をあげること。そして、その声をあげたことを相談しやすい教職員、あるいは保護者、場合によっては友達がですね、聞いて、そして、さらにその思いを解決できる大人に伝える、校長先生等に伝えるといったような行動に移していくことも子どもたちの権利の行使の一つではないかなと思っておりますので、その部分もしっかりと指導していきたいと思っております。

先生方を信頼しながら主体的で充実した学校生活を送ってもらいたいと願っておりますが、これは議員のお考えとも重なるところではないかなと思っておりますので、今後ともしっかりと子どもたちに自分たちの意見を表明すること、さらには、先生方には子どもたちに寄り添うこと、そういったことをですね、指導していきたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） もう再々質問はいたしませんけれども、申し上げます。最後に申し上げます。

先生方がですね、多くの場合においては、多くの場面においては子どもたちに寄り添いたいということできっかりとやっておられるということについてはよく理解をしております。ただ、そうではない場合もあるということもわかっているつもりではございます。その中で、今のお話の中でちょっと2点だけですね、指摘をさせていただきたいと思います。

まず、一つが、校則について、職員会議の中で話で毎年決めているんだというようなことをおっしゃいました。今回、この抜粋には入れてないんですけども、子どもたちには自分たちのことを決める場にサインをする権利があるということもあるんですね。つまり、校則というのは職員室で決められるものではないと、職員と子どもとの間で決められるものだというのがまず一つ理解していただければと思います。

それから、もう一つが、先ほどもミランダ警告の話をしましたけれども、子どもたちに声をあげられるような状況をつくっていくというためには、あなたたちにはその権利があるんですよということを明示的に伝えなければならないと。そこについてもですね、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

以上、終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

2時10分より再開します。

午後1時56分 休憩

△

午後2時10分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 私は、大津町民の皆さん、並びに日本共産党を代表しまして一般質問を行います。本日、最後の出番となりました。どうぞ最後までよろしく願いいたします。

私の今日の一般質問の1番目は、先ほど同僚議員の質問にもありましたが、保育における待機児童解消の問題であります。未だに、5年間、これまで子ども・子育て支援計画の5カ年を進めてきまし

たが、未だに大津町では待機児童が発生をしているという状況であります。この待機児童を一刻も早くなくさなければなりません。同時に、事前に担当課のほうから現在の5歳以下の子どもさんの人数、保育所の定員、受け入れ人数、待機児童ということで数字をいただいたところですが、現在、5歳までの人口が、今年の3月ですね、2千381人、2千400人弱ですね。1学年で、1年おきで大体400人、平均で5歳以下の子どもさんがいらっしゃいます。これに対して、保育所の定員が1千216人、で、受け入れ人数が約1千500人ですね。定員に対して123%という状況となっております。で、それでもさらに69人の待機児童の方がいらっしゃったということです。問題は、この69人の待機児童を解消すればいいのかではない。そもそも上質な保育を確保するには、定員以内で対処するのが本来の姿であると。ですから、定員は1千216人に対して約1千500人がぎゅうぎゅう詰めで保育がなされている実態なんです。ですから、待機児童解消するだけではなく、先ほど子ども権利条約が言われましたが、まさに三つ子の魂百までと、私みたいな年齢になると昔よく言われましたが、幼子、幼児の時代に受けた教育や保育、上質な、そして愛されて育ったことによって将来の幸せな、穏やかな社会、豊かな社会につながっていくんだとよく言われていますが、そういう意味でですね、まず最初に、待機児童は一刻も早くなくさなければならぬと。今日は教育長にお尋ねをするわけですが、待機児童を今年1年なくしていく決意はあるのかどうか、これを最初に聞きたいと思います。

そこでですね、今年の10月から財源はともかく、保育の無償化が間違いなく始まる場所です。そうすると、保育所に預けて働きたいという方が増えてくるのは当然のことだと思います。つまり、今以上に待機児童がさらに増える可能性はもうはっきりしているところでもあります。それと同時に、私は、昨年と今年を比較を数字でいただいたところではありますが、昨年の人口は5歳以下2千400人、今年も約2千400人弱であります。保育の受け入れ人数ですね、保育所で受け入れ人数が約90人増えております。定員に対してどんどん増やしていったって125%ぐらいまで増やしていくわけですから、無理に無理を重ねて受け入れ人数を増やしているという状況だと思います。それと同時にですね、世帯で考えてみました。昨年も今年も約1千760から90世帯なんですね。人口は2千400人いらっしゃいますけど、世帯数にすると1千800弱の世帯になるわけではありますが、1世帯に2人いらっしゃる場所もあるし、1人の場所もある。3人おられる場所もあるということで、1世帯で1人保育所に預ければ普通であれば2番目も3番目も保育所に預けるんですね。そういう保育所に預けたいという世帯が増えれば増えるほど、保育の希望者が増えるということです。それを調べましたら、昨年は5歳以下の世帯数に対して61%が保育を希望されました。で、今年の平成31年、1年後はどうなっているかというところ66%です。1年間で5%保育を希望される世帯が増えたということです。ということは、現在66%、それが10月では保育の無償化が進めば、さらに70%を超えるんじゃないかということで、明らかにこのままでいくとさらに待機児童がどんどん増えてしまうということは当然予想されると思います。

そういうことで、私はもう待機児童は今年なくすんだと、そういう決意があるのか、それに対する対策は考えているのかということをもまず1点目にお聞きしたいと思います。

それから、第2点目は、昨年末、保育士の実態調査をしていただきました。今日、皆さん方のお配りしてあります資料が裏表で役場アンケート1番、2番ということでコピーを出しております。このアンケートについての見解を聞きたいわけです。結論的に言いますと、現在、待機児童が発生している最大の原因というか、解決しなければならない課題は保育士さんが足りないと、保育士が確保できていないということです。なぜ保育士が確保できていないかということで、この最初のアンケートの1番、現在の就業の満足度はどうですかということで、これは〇は一つしか付けられない。本当は幾つもあるでしょうけど、一つしか〇は付けられないにも関わらず、上から4番目の収入がですね、やや不満が22.3、不満が8%、30%を超えております。断トツで収入が低いということです。その次が有給休暇の取得、なかなか休暇が取れない。要するに、人手がいまないので、代わりの人がいないから休むに休めない。そういう過酷な状況に置かれているということです。その下を見ていただきますと、私もこれは目を疑ったんですが、年収はおいくらですかと、皆さん、見てください。100万円未満の方はパートか短時間かと思うんですけど、100万円から150万円が4分の1、さらに250万円未満で約5割ですね。子どもの命を預かる、また、なおかつ資格がないとできないこの保育士さんの仕事が250万円未満ですよ。これほど低いとは、私はちょっと思いもしませんでした。実は、私も30代初頭に結婚したとき、妻が保育士だったんですけど、東京の23区の公務員だったんですね、公務員だから結婚したとよく言われるんですけど、保育士で30ちょっとで年収はその当時500万円を超えておりました。こちら多分公務員だったらそうなるんでしょうけど、30年ぐらい前、30歳で500万円だったのが、見てください、250万円ですよ。こういう状態を私は公務員である皆さんですたいね、執行部の皆さん、公務員である皆さんがこれでよしとしているということは、本当にこう驚きというか、怒りが沸いてくるような状況だと思うわけです。その当時も結婚した時ですね、毎晩、行事のなんかいろいろ準備のやつを家に持って帰るわけですね。私もさんざん夜中つき合わされて手伝われると、こんなの仕事になんてしないんだて文句言いましたけれど、仕事中にはできないんだと、子どもがいる間は目を離せないんだと、だから家に持って帰ってやらなくちゃいけないということですね。まさに目を離したら本当に命に関わる仕事ですから、そういう何ていうかね、正規の時間以外に相当仕事が出てきてしまうということです。要するに、保育士が不足をしているこの実態調査していただいたのは本当に評価をしております。こういう何ていうかね、実態がわかるような資料をアンケートを取っていただいたのも評価をしておりますが、あまりにもこのひどい状況ではないですかということで、この点についてですね、問題点はないのかどうか。あるいは、それはどうしたら解決できるかということをお考えかどうかお尋ねをしたいと思います。

3番目に、保育士確保の補助事業ですね。今年から非常に不十分ではありますが、保育士を新たに確保するための補助金事業がスタートしたわけですけど、その何ですかね、多分民間の保育園ですけど、保育士さんの反応はあるかどうか、で、私は非常に不十分だと思いますので、さらなる確保対策が必要ではありませんかということでお聞きをしているところです。皆さんもネットで調べればすぐ出てきますが、関東の松戸市ですね、新たに就職される方には10万円、家賃補助は最高3万円、毎月、また、1年から12年目の方には4万5千円、最高は7万2千円給料の上乗せをして集めている

そうです。あと保育所の宿舎借上げ支援制度、これは国の補助事業でありますので、大津町でも多分できると思うんですが、要するに、保育士さんになってアパートに入る、宿舎が無料になるということです。それから、沖縄県では、非正規雇用だった保育士さんを正規雇用にすると月額6万円補助をするそうです。それから、船橋市では、年間最大58万円、給料とか手当を上積みをするということです。こういう事例もあるとおり、本当に今年その待機児童を真剣になくそうとするのであれば、保育士さんを確保しないと絶対できないんです。いくら器をつくっても働く保育士さんが確保できなければ定員を増やすこともできません。そういう意味です、さらなる保育士確保対策が必要ではないかということで、お尋ねをしたいと思います。

1 問目を終わります。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） 荒木議員の保育の待機状況と保育士の確保についてのご質問にお答えさせていただきます。

近年、核家族化や就労形態の多様化、女性の社会進出に伴い、保育ニーズが年々増えております。大津町の待機児童数は6月1日現在、23人となっております、受け皿の確保がまだ十分にできていない状況がございます。

待機児童解消の手立ての一つとして、保育士の確保があげられ、そのための保育士の負担軽減を図る施策を現在実施しているところです。具体的には、平成28年度から始めた私立保育のICT化への財政支援、平成30年度からは国や県の制度を利用した、保育補助者等の雇用に対する保育園への助成を実施しております。本年度からは町単独事業としまして、新たに就労する保育士への一時金を支給するなどしております。町としましては、保育所の業務改善や保育士の業務負担軽減により保育士確保や離職防止を図っているところであり、今後も安心して子育てができる環境づくりを目指して、様々な取り組みを進めていきたいと考えております。

なお、詳細につきましては、担当部長から説明させていただきます。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 最初に、町の年齢別での幼児人数に対する入所申し込みと受け入れ人数、待機児童の状況についてご説明いたします。

昨年度末におきます待機児童の状況につきましては、0歳から5歳までの人数2千381人のうち、1千616人が町内保育所の利用を希望をされています。そのうち入所されている児童が1千494人で、待機児童が69人です。また、待機児童69人のうち、0歳児が47人で68.1%を占めております。利用ニーズは全年齢層で増えておりますが、特に0歳の利用ニーズの増加が待機児童の増加に影響を及ぼしている状況でございます。最新の6月1日現在で23人の待機児童でございますが、今後、今年度末までに申し込まれる0歳児や転入者などに対する受け皿の不足が見込まれ、年度末には増加することになるとおられます。

次に、保育士への実態調査の結果についてご説明いたします。

昨年度、第2次子ども・子育て支援事業計画策定のため、保護者とあわせまして保育士に対するア

アンケート調査を実施したところです。配布数249件、有効回収数112件、有効回収率は45%でございました。調査結果におきまして、満足度の低い項目が有給休暇取得、収入、それから、保育以外の記録、教材策定等の業務でございました。これらの項目が保育士確保の点からの課題としてあげられるものと考えているところでございます。そのほか、アンケートでいただきました様々なご意見につきましても、今後の施策の参考とさせていただきたいと考えております。

続きまして、現在実施しております保育士確保の補助事業に対する反応とさらなる確保策についてご説明いたします。

平成30年度から保育士資格を目指す保育士の補助者を雇用することで、保育士の負担軽減を図る保育補助者雇用強化事業への財政支援、また、清掃業務や給食の配膳など保育に係る周辺業務を保育資格を持たない補助者が行うことで、保育士の負担軽減を図る保育体制強化事業への財政支援を行っております。また、今年度からは、新たに就労する保育士の就職支度の経費を助成する保育士就職支援助成事業や保育士の負担軽減を図るための障がい児保育事業による保育士加配等への助成単価の増額を実施しているところでございます。これらの施策につきましては、対象の各園に説明を行いながら実施してきたところでございます。特に、本年度から単独事業で実施を始めました新規就労者への一時金の制度については、どの園からも大変喜ばれているところでございます。

今後につきましても、保育士を目指す学生や町内で就労を希望する保育士を対象に行う保育士就職見学ツアーや保育士等人材バンクの設置など、長期的な施策も含めた事業を予定しているところでございます。

今後、さらなる保育士確保の対策につきましては、本年度事業の実施状況等を検証し、関係者の意見等も参考にしながら取り組みを進めていきたいと考えております。

また、今年度、新年度から5カ年の子ども・子育て支援計画を策定するところでございます。その中で、待機児童あたりの解消につきましては、受け入れ確保に向けて具体的な計画を立てて待機児童の解消に向けて取り組みを進めたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 再度お尋ねをいたします。

一つは、今年から始めた就労支援、大変喜ばれているということですが、成果として何人ぐらいの方がですね、応募されているのか。わかったらお答え願いたいと思います。

それから、今日の質問のですね、最大の眼目は、いかにして保育士さんを確保するか。最大の障がい、その保育士さんの給料が安すぎる、待遇が悪すぎる、これを解決しない限り保育士不足はずっと続いてしまうということです。アンケートの声の中でも、保育士は仕事の責任が重い上、仕事量が多い。スキルアップの研修も含め、たくさんの研修も自分の勉強だと思い、土日もないときがあり、そんな中で頑張っているけど給与面で満足できず、やる気があっても続かないのが現状だと思います。生活していく上でこの部分はやはり重要だと思います。やる気の出る収入が一番確保につながると思います。もうこの声に尽きるのではなからうかと思っております。ほかにも、要するに、給料が、要するに、

処遇があまりにも低いから保育士のなり手がいない。あるいは、続かない。配っておりますアンケートの2番、あなたは保育士として通年何年仕事をされていますかということですけど、もうこれを見ても本当びっくりですね、10年未満の方が4割ですよ。長くても20年未満まで入れると約8割の方が最高20年と、右のほうにいくと、退職経験回数が1回、あるいは2回、3回ということです。退職の理由もほかにも出ていますが、やはり待遇が悪いと、給料が少ないということが最大の原因であります。そういう意味で保育士の処遇改善なしに保育士の確保はあり得ないと結論づけていいと私は思います。

そこでお尋ねをしますが、保育士ですね、全国平均の私立保育園の給料は月給21万3千円、年収で319万円だとネット上では出ております。町長あるいは部長でも結構ですが、国が基準を示して、常勤の保育士ですね、平均年収というの確か、要するに委託費を算出する際に、平均年収というのを示しているはずですね、確か常勤の職員で380万円だと聞いておりますが、この国が示した基準どおり380万円、常勤の職員に平均で給料が配られていけばこんな事態は発生しないんじゃないですか。ところが、要するに、保育園の運営はほとんど税金ですよ。今は有料ですから保護者の負担と税金が大半で保育園は運営されているわけです。これが10月になりますとほとんど無料ということになりますので、全額税金だといっても過言ではないと。ところが、保育をしてくださいと、この委託経費を保育園側がほかの用途に使ってしまう可能性がある。調査では、多分大津町内では社会福祉法人ですから、社会福祉法人は税制上優遇されていますから変な使い方はされてないと思いますが、最近では、企業主導型とかいうことで、株式会社が保育園に進出をして、ひどいところでは半分を保育以外のところに使ってしまうと、残念ながら安倍政権は株式会社の配当にまでこれを使っているよという、本当にひどいことをやってしまったわけでありまして。

で、お聞きします。380万円が平均だと私聞いたんですけど、それでいいのかなどか。

それから、各保育園に対してですね、人件費の割合、多分社会福祉法人だと9割近くはですね、その保育士の賃金、それから、運営費、管理費に費やされていると聞いているんですけど、そのひどいところがそれが6割、7割しか保育に使ってないというところがあるらしいんですよ。そういう調査をする気はないですかね。税金なんですから、当然調査をして、町民の前に明らかにするべきではないかと思います。社会福祉法人は、そんなにひどいところはないと思いますので、関東あたりでは、東京都あたりでは、もちろん補助金も出しますが、そういう経費の報告を出させて、それを公開がなされているそうであります。

この点について、その380万円と、まあ保育の委託費の使い道についての調査、この2点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 荒木議員の再質問にお答えいたします。

まず、最初に、一時金がどのくらい申し込みがあっているかということでございます。一応こちらにつきましては、今年度5月末現在での聞き取りの段階におきまして11名が該当ということで、そのうち、町内への転入の方の、加算の対象の方が一応2名ということでお聞きしております。

それから、保育士の確保に向けてということであったかと思います。具体的には、現在、いろんな形で処遇改善なり、負担軽減あたりの事業を実施しています。そういったところの検証、あるいは先進地、先ほど言われましたようにですね、先進地での参考事例あたりも含めて、今度、そのそういった確保についての取り組みについては質問させていただければというふうに思います。

それと平均年収につきましては、ちょっと資料が、今、手持ちございませんので、それが正式な数字かというのはちょっと現段階ではちょっとお答えがちょっとできないというところでございます。

それから、保育園の保育士への収入の割合ですかね、その辺が何割かという調査がされるかということにつきましては、実際、どこまでですね、町内の私立等については、町あたりも含めたところですね、監査あたりやっていますので、ちょっとどの辺までその辺の聞き取りができるかについては、ちょっと今後ちょっと具体的に検討させていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 保育士ですね、委託経費の単価がすぐにわからないというのがどうも解せないですね。町から通じて、各保育所に委託費が払われているんですから、税金なんですよ。すぐ答えられるようにしとかにやいかんですよ、そのくらいは。例えば、380万円支給されているのに、実際は半分しか払われてないということであれば、これはもうけしからんことですよ。そういうことは多分ないとは思いますが、この大津町では。なければ、ちゃんと調査をして公開できるんですよ。東京都の調査では、社会福祉法人で89%はそういう正規の保育のためのお金、管理費に使われている。ところが、株式会社になると、平均で81%だったんです。ひどいところは5割しか保育には使つとらん。こういう状況があるということです。

再度お尋ねします、確認します。このですね、委託に対して、その何ですかね、人件費、事業費、管理費、これまあ事業活動費と言うらしいですが、収入に占める割合がどうなっているかを、どこの辺がどうなのか、なかなか出しにくいところあるかもしれませんが、そういう調査を、全体が見て一律低いところがあれば問題ないわけですから、ちょっとそれはちゃんと調査をして、公開すべきではないですかということで、ちょっと教育長にお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） 荒木議員のご質問にお答えさせていただきます。

調査につきましては、今後やっていく方向で進めていきたいと思いますが、その公開につきましては、まだこの段階ではですね、お答えできかねますので申し訳ございません。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） ぜひ実態調査をやっていただきたいと、アンケートを見て、この余りにも低い年収ですね。多分うんともらっている人は答えていないのかなという何か思うくらい、異常に低いですよ。議員のなり手が今いないということで話題になっていますけど、我々は年収400万円ですよ。それでももうなり手がいないんですよ。今、全国的には。これが資格を持って、子どもの命を預かる仕事の方が200万円とか300万円じゃですね、なり手がいないのは当然ではないかという

認識をですね、ちょっと改めてお互い持ちたいなということで、再度、強調をしておきたいと思います。

今日の熊日でも出生率がどんどん下がるばかりだと言われております。子どもが本当に大切にされる、そのための保育士確保を真剣にやっていただきたいと。また、改めて経過をお尋ねしたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

第2問目は、町内のボランティア的活動の支援ということで、町民のボランティア活動は大いに奨励されるところでありますが、やってみて事故なんか起きた場合、どうしようかということですね。町民の皆さんのボランティア活動は多種、いろんな場でもあるかと思います。これがこの前ちょっと気になったのは、昨年か一昨年ですが、矢護川方面で水と緑保全事業、農道の脇の木を切ってたんですかね、その方が事故を起こされて死亡をなさったと。町のボランティア保険が適用になるのかなと思ったら、ああそうか、保全事業だから日当が出ているから、これはだめなんかなということで、保全事業のほうの保険でカバーがなされたそうであります。うちの部落でもその保全事業やっています。参加者はほとんど今までの区役と思っています。これが日当が直接支払われないということもあるかと思いますが、そういった何ちゅうかな、日当が支払われる、半ばボランティア的活動、あるいは町内にはほかにもPTAの活動、それからスポーツ振興会で張り切り過ぎて骨を折ったとか、アキレス腱を切ったという事故もございました。こういう場合ですね、事故が起きたときに、主催者が一番心配するんですね。私も美咲野校区スポーツ振興会で実際やるときはスポーツ保険をまた掛けにやいかんわけですね。町にはコミュニティ保険があるはずなんだけど、それが何か周知されていないということです。

実は、先ほど質問がありました、ネットで調べたんですよ。コミュニティ傷害保険で、したら出てこない。この前も言ったんですけどね。しょうがないから自治会活動というと出てくるんですね。さらに、その自治会活動の中にコミュニティ、説明はあるんですけど、肝心の補償内容はPDFを開きなさい。これは何だということで、要するに、役場の担当のところ、町民のためにこういういい制度があるんだということを知らしめるというかな、知らせなくちゃいかんという意識がどうも薄いんじゃないかと思うわけです。それでですね、こうしたコミュニティ活動、あるいは何ていうですかね、先ほど有償ではありますけど、保全事業もほとんどボランティア的活動ですよ。そういうものを全部把握をして、こういう場合はこうですということをね、きちんと説明できる部署、あるいはネットだけではなくてね、ちゃんと冊子みたいなのをですね、きちんとつくって、区長さんあたり、あるいはPTAの役員とか、活動家とか、そういうところにきちんと知らしめるべきではないかということでお尋ねをしたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 荒木議員のコミュニティ活動関係の支援についてのご質問でございますけども、地域の環境美化、あるいは祭りやスポーツ関連等につきまして、介護予防や健康づくりの活動などに多くのボランティアの皆様の活動によって支えられていることを常に実感し、深く感謝をしてお

るところであります。

また、福祉協議会の中におきましてボランティア連絡協議会が結成されており、団体同士の意見交換や連携活動などに携わっていただいております、これらはボランティア育成に尽力いただいておりますところでもあります。

一方、活動している際に、どうしても事故発生というリスクがあり、活動をされる方々も一番心配とされておられます。その心配や不安を払拭するために、町ではボランティア活動内容に応じた補償制度を準備しています。例えば、スポーツ安全保険であれば、事前に団体員名簿を提出して申し込みによる補償制度や、ボランティア活動中の事故に対応する社会福祉協議会を通じて加入するボランティア活動保険、農業エリア内での活動で有償であっても対応可能な補償制度、あるいは無償でのコミュニティ活動のときの事故に対応可能なコミュニティ活動補償制度等があります。

もともとどのような活動で発生した事故に対してどのような補償が受けられるのか、明確でなければボランティア活動での不安を払拭することはできません。また、どの部署が窓口になるのか、どこに聞けば対応できるのか、住民の不安を払拭するためにも重要なことであり、そこで、各種補償制度の対応については、住民にわかりやすく周知していくとともに、時代に合った補償制度の内容の整理、あるいは相談体制の整備や補償内容の充実を図りたいと考えております。多くの住民がボランティアに参加できるような安心・安全な情報もしっかりと流していかなくちゃならないというふうに思っております。

コミュニティ活動関連等について、担当部長よりご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 私のほうからはコミュニティ活動災害保障保険制度の現状等についてご説明をさせていただきます。

このコミュニティ活動災害保障保険は、町が掛け金を支払いまして、コミュニティ活動中に発生した事故に対して補償するものでございまして、年間で約220万円掛け金を掛けております。

保険の目的としましては、町民の方が安心してコミュニティ活動を行うことができ、その結果、良質な地域社会の実現を図ることを目的としております。

対象につきましては、5人以上の共通の目的を持った町民により自主的に組織された団体または個人になります。具体的には、地域社会活動、あるいは青少年育成活動、社会福祉・奉仕活動等の公共性のある活動を、継続的、計画的に、そして臨時的に公共性のある活動を行う場合で、企業活動として活動する会社、事業体内の団体ではなく、政治や宗教または営利を目的とする団体でないものが対象となりまして、無報酬であるということが条件となっております。

主な活動例としましては、地域社会活動では、防犯、防火、それから区の祭り、運動会とPTA会の活動等になります。それから、青少年の育成活動につきましては、子ども会、それから、社会教育活動では、スポーツ・レクリエーション活動、あるいは料理、歴史学習といった文化活動にも対象になるような状況になっております。

補償内容につきましては、当該活動に参加されています個人が死亡または障がいを負った場合と、

参加者または参加者以外の第三者の身体あるいは財物に損害を与え、団体の主催者、責任者等が法律上の賠償責任を負うことになった場合に保険会社から保険金が支払われることになっております。

ちなみに補償額につきましては、事故の日から180日以内にその傷害が原因で死亡した場合には1名につき1千万円、同じく、その傷害が原因で身体に障がいが残った場合は、程度に応じまして30万円から1千万円、同じく、その傷害が原因で入院した場合には、1日につき5千円というような、通院については3千円といったような内容になっております。なお、1日当たりの通院費につきましては、平成30年度から従来2千円だったものを通院費については3千円、入院費につきましては3千円だったものを5千円ということで見直しを行ったところでございます。

次に、直近2カ年間の補償状況について説明をさせていただきます。

平成29年度は8件の申請がございまして、合計84万6千107円が補償をされました。具体的には、8件のうち5件が傷害に対する補償、主なケースとして、活動中に骨折等の怪我をされたものになります。また、3件が賠償責任に対する補償で、主なケースとして、環境美化活動で刈り払い機の使用中に第三者の車の窓ガラスを破損したといったような事例になります。

ちなみに、平成30年度は3件の申請がありまして、合計5万5千400円が補償されております。具体的には、3件のうち2件が傷害に対する補償、主なケースとして、環境美化活動中の怪我、それから、ミニバレーの練習中の怪我といったようなものになります。

議員からご指摘いただきました、どの活動での事故の場合、どの補償制度に該当するのかどうかの、それからどの部署に行けばいいかとわかりにくいというところのお話につきましては、各補償制度に関係する関係課がそれぞれありますので、十分連携をとりながら、相談があった際に補償制度内容についてしっかりと説明できるような体制づくりをして、町民のだれもが安心してボランティア活動ができるよう補償内容の充実を図るとともに、今までは行政嘱託員を中心に制度説明しておりましたが、広く住民の方に知っていただけるように広報紙、あるいはホームページを通じてよりわかりやすいような形でお伝えをしていきたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 私からは、ボランティアセンターとボランティア連絡協議会の状況について説明させていただきます。

ボランティアセンターは、福祉協議会に設置されており、ボランティアの養成や登録、斡旋、需給調整のほか、各種ボランティア講座の実施など、個人や団体のボランティア活動の支援を行っております。

多くのボランティア活動がありますが、配食ボランティア、施設訪問、学校での読み聞かせ、子育て支援、防災、環境保全、交通安全など、様々な分野で活動を実施されており、団体のみならず、個人においてもボランティア活動に取り組んでいただいております。

現在、ボランティアセンターでは46の団体が登録されており、会員数は約2千名、個人で登録されている人も約60名と聞いております。

そして、ボランティアを進める者同士がつながりあい、お互いが協力して幅広い活動をするために

大津町ボランティア連絡協議会が平成25年に設立されております。この協議会には、41の団体が登録され、会員数が1千800人、ボランティアセンター登録の約9割が加盟されております。ボランティアフェスティバルなどの交流会などを開催されておられます。

ボランティア活動を安心して行えるように社協では、ボランティア登録をした個人や団体、または社協が認めるボランティア活動をされる皆さんにボランティア保険を勧めているところでございます。

ボランティア保険は、各種行事などに対する1日保険である行事用保険と1年間のボランティア活動に対する活動保険があり、用途によって選べるようになっております。

1日保険であるボランティア行事用保険は、地域福祉活動やボランティア活動の様々な行事における主催者や参加者の怪我や、主催者の賠償責任を補償するもので、保険料は行事内容により変わりますが、1日1人当たり28円となっております。

年間の保険であるボランティア活動保険は、ボランティア活動中の様々な事故による怪我や損害賠償責任を補償するもので、こちらは補償金額により変わりますが、1人当たり年間350円からの保険料となっております。

ボランティアの広報について、毎月発行の生涯学習情報誌の後半部分に掲載されている社協広報ふれあいネットワーク通信の中で、あなたのまちのボランティアセンターの記事が毎回掲載されており、その中でもボランティア保険の周知をされているところでございます。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） もう一度お聞きしますが、一つは、コミュニティ傷害保険ですけど、広報あるいはホームページで普及するというので、できれば、いわゆる冊子みたいなのがあればですね、高齢の方なんかは理解しやすいんじゃないかということです。

じゃあお尋ねは、こっちの福祉部長のほうに、そのボランティア保険ですね。ボランティア保険は個人が払うんですね。ですから、事故が起きた時、ボランティア保険からその内容によって補償がある。同時に、町が掛けているこのコミュニティ傷害保険両方から補償が出るのかどうか。要するに、本当にこれはわからんとですよ、私たちも。そこはどうなんですか。お聞きしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 荒木議員の再質問にお答えいたします。

両方とも支出をされます。補償されます。

○議長（桐原則雄君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 個人が掛けるやつですから上乗せされるということであれば、より安心が増すということで、私も大震災のときの確かボランティア保険に入った覚えがありますが、両方から出るのかどうか確認できませんでしたので、そういうことがきちんと説明されればですね、入っておられる方もより安心が増すということ、さらにその何ですかね、ボランティア活動が広がってくるとお思いますので、ぜひ知らせていただきたいと思います。

3問目に入ります。

私道などの公共下水道設置対策ということで、熊本地震のときにですね、この大津町内の市街地は公共下水道の整備計画区域内ですから、私は合併浄化槽がきてない地域があることは知っていましたが、相談があって、家がもう解体せないかと。ところが、合併浄化槽であって、下水道区域なんだけど、道路が私道と。ですから、全員の了解がない公共下水道も引けないと。また、全員の了解がとれたとしても、町が工事してくれるのは予算の都合上、いつできるかわからない。家を建て替えたけれど、建て替えられないと。何とかならんかという相談だったんですが。まあこれは何ともならんなどということであったんですが、そういう地域がまだあるのではないかと。もしあるのであれば、何ですかね、同意をとって公共下水道につないだほうが長い目でみれば本人にとっても負担は少なくすむはずなんです。そういう事例を示しながら、同意を進めて、区域内の下水道整備を促進すべきではないかということです。

もう一つは、ミニ開発などで、要するに、本管がきてないという場合、それは合併浄化槽で対応するしかないんですが、下水道の本管がきたときにすぐつなげられるように先行配管を指導するべきではないかと、この2点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 公共下水道の設置関連と合併浄化槽関連についての質問というふうに考えておりまして、下水道事業区域内における浄化槽の破損関連等につきましては、もう担当のほうでしっかりと対応しております。おっしゃるように、また、開発地域関連等については、開発の時期に十分担当課とご相談しながらやっておりますので、その辺の開発関連の状況で公共下水道の管が走っておるか、走っていないかというような問題もあるかと思っておりますけども、その辺につきまして、担当のほうからちょっと説明させていただきます。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） ただいまの荒木議員のご質問にお答えいたします。

議員のお尋ねされた場所については、地震後の平成28年7月に私道への公共下水道設置についての申請があり、平成29年度で予算計上し、下水道の管の施工を完了し、現在は申請者すべての方が下水道へ接続されております。

また、公共下水道区域内での浄化槽の破損により、住宅に支障がある箇所についての対応については、平成28年熊本地震に伴う大津町合併処理浄化槽の設置に係る補助金要綱により、そちらについては、住宅の再建をした方について合併処理浄化槽の設置に要した経費に対して補助金交付をいたしており、対応しております。公共下水道区域内での私道への下水道工事については、私道等への公共下水道設置要綱に基づき、本人からの申請後に予算を計上し、施工いたしております。

また、ミニ開発などの場合、先行管の布設義務づけなどは指導はできないかということですが、こちらについては、大津町開発事業等指導要綱で開発行為により造成を行う際、開発区域に接している道路に下水道管が整備済みであれば、開発負担者で開発区域の下水道整備を行っていきませんが、接している道路に下水道管が未整備の場合、合併処理浄化槽での汚水処理となります。ただ、その場合、接している道路の下水道事業の測量設計が完了しているものについては、先行配管については、でき

るものと思われます。いづれにしても、可能な限り下水道に接続できるよう対応を行っていきたくと思っております。

○15番（荒木俊彦君） 終わります。

○議長（桐原則雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後3時08分 散会

本 会 議

一 般 質 問

令和元年第3回大津町議会定例会会議録

令和元年第3回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第3日)

令和元年6月9日(日曜日)

出席議員	1番 三宮美香 2番 山部良二 3番 山本富二夫 4番 金田英樹 5番 豊瀬和久 6番 佐藤真二 7番 本田省生 8番 府内隆博 9番 源川貞夫 10番 大塚龍一郎 11番 坂本典光 12番 手嶋靖隆 13番 永田和彦 14番 津田桂伸 15番 荒木俊彦 16番 桐原則雄
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 矢野好一 書記 府内淳貴
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 家入勲 会計管理課長 坂本一正 兼 会計課長 副町長 田中令児 総務部総務課主幹 伊東正道 兼 行政係長 総務部長 藤本聖二 総務部総務課長 本司貴大 兼 財政係長 住民福祉部長 豊住浩行 兼 財政係長 兼 財政係長 経済部長 田上克也 兼 教育係長 吉良智恵美 兼 教育係長 土木部長 村山龍一 兼 教育係長 市原紀幸 併任工業用水道課長 総務部総務課長 坂本光成 兼 教育係長 野村宗生 兼 選挙管理委員会書記長 兼 農業委員会事務局長 荒牧修二 兼 農業係長 総務部財政課長 白石浩範

議 事 日 程 (第 3 号) 令和元年 6 月 9 日 (日) 午前 10 時 開議

日程第 1 一般質問

午前 10 時 00 分 開議

○議 長 (桐原則雄君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

永田和彦君。

○13番 (永田和彦君) 通告にしたがいまして一般質問を行います。今回は 2 点質問をしております。

まずは、マイナンバーカードの推進についてを質問いたします。

マイナンバーは、日本に移住するすべての人が保有する 12 桁の番号であります。失われた年金納付記録の問題をきっかけとしまして、複数の行政機関における個人情報と同一人物のものであることを裏づけるために導入されました。2016 年から社会保障、税、災害対策の 3 分野で利用が始まり、その目的の大筋なものは、公平・公正な社会の実現、そして、国民の利便性の向上、そして、行政の効率化であります。

では、世論におきましては、マイナンバーを受け入れているのか確認が必要と思われまます。同じ番号制度である住基ネットとマイナンバーの導入後 2 年間について、全国紙 5 紙におきまして記事を分析した結果がありました。住基ネットにおきましては、拒否、不安、反対、削除、不参加等々多くの言葉が摘出されております。

一方、マイナンバーについてはかなり異なってきております。制度そのものを否定する言葉は少なくなっており、誤配、誤交付、ミス、不信、流出、障害など、運用の問題を指摘する言葉に変化しております。振り返ってみますれば、住基ネットが導入されたときには、個人情報保護というものと重なったのではないのでしょうか。このような分析から番号制度に対する世論の見方もほぼ安定してきており、制度を否定する姿勢から番号制度は認めるが、もっとしっかり運用してくださいという姿勢へと変化しております。

このようなことから、マイナンバーが国民に身近になり、より積極的な展開が可能な社会環境になってきたと考えてもよいと思えます。

それでは、どうマイナンバーをまちづくりに活かしていけるのか。専門化の意見といたしましては、行政の効率化、これが真っ先にあげられておりました。特に、地方自治体の地方税業務におきましては、マイナンバーを使った課税資料と住民の自動マッチングで大きな効果が認めるとしてあります。

ただし、不動産や自動車、軽自動車における登記登録では、マイナンバーが使えないため、地方税で効果が期待できるのは住民税であるとしてあります。ただし、マイナンバーによる自動マッチングは実施されていないというのが現実でありまして、これはマイナンバーが普及が遅々として進まない、これが考えられます。マイナンバーが記載された電子データは、全体の3割程度のために、自動マッチングをしてもかえって手間がかかってしまうという現状があります。税務署から送付される確定申告の写しは、電子化されておりますが、マイナンバーが記録されているのは3から4割しかありません。

また、情報漏えい問題の影響で、日本年金機構からの年金支払い報告書にはマイナンバーはありません。また、民間企業からの給与支払い報告書の電子化は6割から7割程度がマイナンバーが入っております。この電子化された報告書については、6割から7割という数字が出ておりますが、紙の報告書の場合には1割から2割程度しかマイナンバーが記載されておらないというのが事実だそうであります。

地方自治体におきましては、マイナンバーで住民の検索と本人特定が楽になった。あるいは、課税できなかった件数が大幅に減ったという声もありますが、業務の負担を減らすには、マイナンバー記載の徹底が必要と考えます。別人への課税を防ぐためにも改めて記載を徹底するべきであると考えます。マイナンバーによる情報連携については、全面稼働を1年も経っておりませんが、住民の利便性向上や行政事務の効率化などを考えますれば、徐々にその効果が現れてきていると言われております。社会保障税関係業務でも一緒であります。従来は個人情報照会するため、ほかの自治体と書面、郵送による情報のやりとりをしなければならなかったが、ネットワークで確認できるようになりました。そういった意味合いで、政府が進めておりますデジタルファースト法制化は重要な意味を持つと考えられます。確実な行政データの標準化と活用が求められていると考えられます。今後はマイナンバー記載や民間の電子化などを徹底することにより、自治体にとって負担の高い厳格な業務運用を見直し、マイナンバーをもっと使いやすくするべきと専門家の文章にありました。

その他、マイナンバー活用といたしましては、災害対策分野での活用も考えられております。徳島県や愛媛県などでは、ケーブルテレビやスマートテレビを使ってマイナンバーカードで特定された個人宛に津波警報を送信し、カードで避難所のチェックインをする実証実験を行っております。このように、生命や身体財産の保護のためにマイナンバーが利用できるのです。このほかにも様々な活用法が考えられております。もっと進んだことを申し上げますれば、日本のみならず、諸外国とIDの連携が考えられます。医療情報や各種資格の連携、課税や納税、年金や医療保険、国籍変更、海外での出生・死亡など、世界との距離がものすごく縮まると考えられます。マイナンバーのメリットとデメリットを考えると、時代の流れに逆らわず、これからのまちづくりに活かすためにも町は推進体制をつくるべきだと考えます。

以上のような理由から町長にマイナンバーについて質問しますが、デメリットも多くあるのは事実であります。しかしながら、大局はデジタル化に向かっていると感じますので、こういった点も踏まえて、町長のご見解をお聞きしたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） おはようございます。本日の5番永田議員の一般質問につきまして、マイナンバーの件につきましてお答えしたいと思います。

マイナンバーカードの交付が平成28年からスタートしましたが、人口に対する交付率は全国で3月末現在におきまして13.3%と低迷しており、カードを普及させるためには、カードを利用できる機会を拡大する取り組みが必要であると考えております。

国におきましてもマイナンバーカードの普及に向けた対策として、2021年3月からマイナンバーカードを健康保険証として使えるための取り組みが始まっており、これがスタートすれば2022年度中にはカードの普及率は一気に伸びるものと考えております。

そのような中、町におきましても、来年1月から各種証明書等関係のコンビニ交付を実施することとしておりまして、マイナンバーカードの普及促進にもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

また、自治体独自の取り組みとして、自治体ポイントとして、健康づくりへの取り組みに対し、健康ポイントを付与したり、子育てポイントを付与したりする場合にはマイナンバーカードと連携し、ポイントを付与するような取り組みが今後必要になってくるのではないかと考えております。

一方、議員おっしゃいました信用スコアにつきましては、アメリカや中国ではすでに実施されていて、AI（人工知能）を用いた個人の各種条件（様々な支払い状況）によりそれぞれ点数化し、優遇措置があるなど、取り引きなどにも利用されているようでございます。

当然、このような流れもいずれ日本にも到来すると思われ、そのときのためにもこれから訪れるであろう時代を先読みし、しっかりとした対策を進めてまいりたいと考えております。

内容関連については、担当部長のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 皆さん、おはようございます。

平成28年の2月からマイナンバーカードの交付がはじまっておりますけれども、現在、大津町におきましては、4月末現在で3千77枚、人口比で言いますと約8.8%ということでなかなか伸びていないというような現状でございます。現在も申請はあっておりますけれども、大体月に50枚程度の交付の申請があつておるといような状況でございます。身分証明書、あるいは税のe-TAXなどの電子申請の利用にですね、使われている方は多いということで聞いております。

また、マイナポータルということで、行政機関がもっている自分の個人情報をも自分のパソコンなどによって確認できる機能がありまして、当然、データの管理あたりもしっかりとですね、国もあげて注意を行っていくということで、今取り組んでいるところでございます。

町では来年から、先ほど町長申しましたけれども、マイナンバーカードを利用して全国どこでもとれる住民票、それから印鑑証明、所得証明書を取得できるコンビニ交付のシステムを導入するということが今予定をしております。それから、5月の22日に医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律が公布されたということで、これについて、もう新聞紙上も出ておりますけれども、保険証と兼ねたマイナンバーカードになるといった取り組みも今国のほうで

はされているような状況です。こういった活用方法が広がってくればマイナンバーカードの交付もですね、当然進んでいくものというふうに思っているところでございます。

国のほうでもいろんな今の新たな普及政策について考えておられますので、当然、町としてもですね、先を読みながらやっていくべきだということのご質問だと思います。そんな中で、例えば、社会保障面でみますと、個人でいろんな健康づくり活動をされておりますけども、例えば、そういった健康の維持増進に努めれば、社会保障費の削減、あるいは健康維持につながったということで、いわゆる自治体ポイントというか、そういった形でポイント制にして、それを個人データとして積み上げて、マイナンバーと連携してやっていくというような方法も今後出てくるんじゃないかなというふうに思っております。そのようなことから、今後の国の動向、あるいはほかの自治体等の取り組みもしっかり注視しながらマイナンバーカードの推進に向けて頑張っていきたいと思っております。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。

普及しない要因は何なのかということは、やはり不信があるんですね。実際、私自身マイナンバーカードは持っていません。住民基本台帳カードは持っています。これはもう更新して2枚目です。有効期限が2025年まであるんですよ。この住基カードというものがあまり役に立たなかったんですね。ですから、マイナンバーカードをつくる気になれなかったんです。このときは物入りでいろんなものに使えてという宣伝がありました。ですが、時代はやはり変わってきておりますので、もうつくらんといかんなど。そして、時代の波に乗らなければならないと思っております。実際、そういったどの時点で、私は理解したつもりです。しかしながら、変化は刻一刻と繰り返されます。この第4次産業革命の中で混とんとして将来が見えづらいのが、前回も言いましたけれども不確実性の時代であります。ですから、そういった中でも国の施策と民間企業のこの速度の違いと申しますか、進化の違いというものは歴然でありまして、今日の新聞あたりの経済新聞あたりにはですね、法人税がどこかに消えていると、企業収益は増えているのにそういったデジタル化によって世界をその仕事、商売自体が飛び回りますので、課税客体として存在しないような、そういった抜け道みたいなことも行われていると。売り上げが伸びて、それに正比例して法人税が伸びないという事実が書いてありました。要するに、政府は、デジタル経済を補足しきれてないということを指摘してありました。そしてまた、熊日新聞におきましては、論壇で、最近熊日の論壇がものすごくいい方々が出てこられるので、堤さんでしたかね、女性の国際ジャーナリストの人が指摘しております。個人情報集約のリスクという形で寄稿されておりました。実際、なぜそんなリスクがあるのか、その個人情報ってそんなに大切なものっていうことを思いますが、医療と介護は今や高値で売買される情報だそうです。そういったことも指摘されております。ですから、メリットとデメリットをきちんと今確認できるだけでも明らかにして、町民の方々に知らしめないで普及は進めないと。そういうふうに考えます。

まさしく私がこの一般質問の通告書で下段のほうになりますけれども、一番怖いのは信用スコアというこの考え方です。この信用スコアというものは、言い換えればデジタル保存されて、個人のスコアがですね、これ一生残ります。どうかすると小孫の代まで、死んでからも残るかもしれませんね、

こういったデジタル化されたら。これが非常に怖いんです。ですから、信用スコア対策というものも持っておかないと町民の理解は進まないのかなと考えました。あたかも今福岡市でG20が開かれておりますが、こういった中でもですね、貿易戦争ということで非常に今後の景気に危ない要素も多々あるというような指摘がなされておりました。いろんなそういった世の中の中で、我々はこの町民の方々を保護しながら、そして、時代の波に乗りながらよりよきまちづくりへつくりかえていくということを考えますれば、メリット、デメリットはあったとしても我々はメリットのほうを追求しながらデメリットを防備しなければならない。こういうふうに考えます。

そういうことによって、こういった変化の時代を、荒波を乗り越えていくという体制が必要だと私は考えております。実際、その防備か、それともメリットか知りませんが、ほかの国におきましてはですね、天安門事件から30年が過ぎておりますが、やはりこの天安門事件を振り返ってみて、これ熊日にですね、書いてありました。民主化が非常に遠のいているということで、こういったほかの国におきましてデジタル化の波というのは違う方向に行ったりもしています。例えば、中国は、世界第二の経済大国になりました。そのときに、中国とビジネスをしよう、個人的に、例えば、渡航して中国で遊んでこようとか言ったときにですね、おそらく信用スコアの提出を求められる。それとも、事前にその番号によってその人の今までの履歴が調べられるような感じかもしれません。実際、天安門事件も30年も過ぎてはいるんですが、私もテレビを見てびっくりしました。民主化運動を軍事でもって水平射撃するんですね。必ずだれかに当たるといような打ち方で政府が殺していくんです、国民を。そういった中を目のあたりにして、それでは、次どういふうにそのデジタル化の波を変えていったかという、全国民の監視というふうに隣の国ではやっておられるということで、非常に怖い、その上にその強権的な統治手法を世界に広める野心もちらつかせたということですね、このデジタル社会の怖さがここに書いてありました。強固な監視システムによる治安維持にしても、中国政府の幹部はテロに悩む国にとってよい参考になるだろうと。個人認識のこう極みをうちの国は言っているんだよという形です。そこまで日本がなるかならんかは知りません。しかしながら、信用スコアという言葉がもう広く広められたからには、おそらくそういった企業で、うちの信用スコア、うちのアルゴリズムが素晴らしい結果、また評価が出してくれますよというような売買合戦が出てくるものだと私は考えております。そういったことを考えますれば、私は信用スコアの得点をよくするような町の対応も必要になってくるのではないかなと、そういうふうに考えます。

実際、人工知能によって裁いて、そして信用スコアを算出して、アルゴリズムに充てはめて、その人の点数を2桁から3桁という点数で評価していくわけですが、この信用スコアを高くする、そして、また、信用スコアでこういったことが評価されるだろうなということ予測しながらですね、施策に盛り込むことができれば、町民の信用スコアがぐっと上がっていくんです。ここはポイントだと私は思っています。この信用スコアをどうやって上げるのか。明確に今専門家もわかってはおりません。このアルゴリズムというのは、非常にプログラムではないけれども難解なんですね。だからどういった結果が出るかというものは、まだ予測がしにくいということです。ただし、信用スコアを高くするためには、行動データ、よい行動データを蓄積させるということが大切ということは、ほとんどの専

専門家の方は指摘しております。その行動データを蓄積していくということが非常に大切でして、それを様々なデータを合致あわせて回帰分析による予測に変えていくと。要するに、フィードバックさせて、そういったものをすべてまぜくってですね、それからその人の信用を出していくというような社会は、もうすでにきているんです。ですから、それにはいち早く良質な信用スコアを町としては、その応援するようなですね、施策が求めておられる時代じゃないかなと考えるわけです。ですから、デメリットの点を克服する。そして、町民の方々にメリットのほうが多いんだよというような形をですね、きちんと理解していかない限りは、普及はままならないと、そういうふうに思います。メリット・デメリット様々ありますが、その点をきちんと踏まえて、施策を打たないと広まらないと、こういうふうに思います。再度質問いたします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 永田議員の質問にお答えしたいと思います。

町民の皆さんにどのように理解し、どのように使っていただくかというようなことのPRとともに、その中で我々行政の果たす役割を今後をもってしっかりと町民の皆さんにPRしていかなくちゃならないというふうに思っております。これまでの時代につきまして、本当に産業革命を順番に並べてみますと、第1次が蒸気機関、第2次は石油とそれを動力とする重機械、そして電気でしたが、第3次は、1880年、ドイツの物理学者ヘルツによって電波の存在が証明され、それ以来、電波の果たす役割は、人と人とか、人と物というののつながりなどによって人間社会に大きくコンピュータやロボットなどによる産業の自動化やインターネットの普及による通信の変化によって、人の暮らし、地域での生活が大きく変化して便利で豊かなICTの時代がきているというふうに思っております。また、これからAI（人工知能）、IoT（モノのインターネット関連等）と言われますが、AIは蓄積したデータを活用し、処理を行います。IoTはモノがインターネットにつながることでいろいろなデータを収集できます。

第4次産業革命のお話から始めましたが、時代を見てみると、第1次が18世紀、第2次が19世紀末から20世紀にかけて、第3次は1980年代から現在に続いておりますが、確実に次世代への変遷は早くなっておりまして、町民の皆さんの大切なデータを適切に管理し、有益に活用できること、また、町も住民サービスや事務の効率化を図る上での活用を研究していかななくてはなりません。

今後、ソサエティ5.0と言われるシステムによりまして、経済的発展と社会的課題を克服し、人間中心の社会を目指してもらいたいものでありまして、例えば、公道、道路交通システムや自然災害に対する強靱な社会の実現、健康立国のための地域における人と暮らしのシステムなどにより社会の変化がICTとなります。このような技術は、自分とは縁遠く難しいものと考えてことなく、まず取り組んでいただく支援、知識経験やそのような学習が必要かと考えております。若者はともかく高齢者には受け難いものでありますが、地域におけるICTの学習を今後考えていかなければならないというふうに思っております。

○議 長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 1問目につきましては、まだまだいろんなジャーナリストや評論家の方々が

論じておりますが、どれが本当か、また、我々が考えるとおりに進んでいくのかというのは、混沌としているのは事実であります。しかしながら、先ほど言ったように、世界の流れ、産業のほうから、第4次産業革命のほうから考えれば、歴然として進んでいくだろうなというのはわかってくると思います。実際、その数値化された信用力、信用スコアというのはですね、おそらくその方の信用を明確にさらさないとあなたはうちの売買はできません。お金を貸すことはできません。うちの学校には入れません。そういったですね、時代がくるかもしれません。ただ、それは本当に好ましいかと申すれば、民主主義に反するものだと思いますが、ところが、産業というものは利益を追求していきますので、そういった意味合いにおきましては、非常に危険性がありながらも時代は進んでいくということを認識されて、今後の政策に取り入れていただきたいと思います。

次に移ります。

政府の統計不正問題についてであります。

通告書に書きましたとおり、こういったことが中央の国家機関ですね、あるのならば、もう不信しか募らないという形になってしまうんですね。もうここでどの不正が、例えば、悪いとか、いいとかいうようなそんな問題じゃないと思います。もうすでにそれを大所高所から考えてみますれば、そういった緩んだ体制が中央省庁にもはびこっていると。そういうふうには私は考えます。それを政治家自体が是正することができないならば無能としか言いようがありません。やはりどんなに公務員の1級に通ったとしてもですよ、やっぱり人とですね、やらなければならない、自分の任務として与えられた職責を全うしないようなですね、ことを出してきて、これは故意なものか、それとも過失なのか、わかりませんよね。結局曖昧にして、森友加計問題とか、そういったものも同じような感じで、もう何もかんもが何か変なふうになってきているのが事実ではないかなと思うんです。ただ、そういったものが中央であたっとしてもですよ、我が大津町のこの例えば役場の中の職員と重ねてみますれば、うちの職員が品格高く、そして優秀であるというようなそういった体制づくりは非常に大切です。中央は中央でしょう。もう我々が手を出せるところではないですね。全くそういった国民の感情とか無視して、わからなければいいんじゃないのというようなですね、うぬぼれた感情さえ私は思ったりするんですよ。ですから、そういったことがこの町の役場の職員の中に、国がこがんしょっとだけんぐらいのもんでですね、浸透するのは非常に怖いと思っております。我々は違うんだというような思いが必要だと思います。そのために、町長が町長としてですね、やはりこの統治能力を発揮されて、いかにそのどういったガバナンスを引いていくかというのはですね、非常に注目される点ではないかなと考えます。

例えば、その中央のですね、文句ばかり言ってますけれども、何でそんなことが起きるのかなと。最近では防衛省も起こりましたよね。イービス・アショアの問題ですね。山の角度、傾斜角とか、いろんなものがグーグルアース、自分のパソコンでいつも使っているもんですから、そういったもので土台も叩きもしないで出してきているというような、もう本当ですね、この辺で言う「おろえー」というやつですよ。もうそういったことを聞くと、本当頭にきてもしょうがいなんですけど、町長はですね、そういったこともひっくるめて、うちはそやんわけにはいかんぞというようなですね、リーダー

ーシップはやっぱりここで求めておかないと、やはり緩みが生じるような組織ではいけない。そういうふうだと思います。そのためには、町長はどんな指示、また体制を改めてしいて、また、幹部職員から末広がりになって意識を高めて、どういうふうな体制づくりをするのかというのは非常に興味があります。それが町民の皆様方の利益になるような、やる気が職員が出てですね、住みよい町だということに波及していくような体制づくりというのは非常に大切だと思いますので、この2問目の質問につきましては、まさにその統治能力、どう高めていくのかということですね。昨今のこういった事件はもう悲しゅうございますけれども、うちはうちで毅然とした態度で品格高くやっていくというような答えが望まれますので、この点について、町長に質問いたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 永田議員のご質問にお答えしたいと思います。

おっしゃるように、国のほうでも今年の1月、賃金や労働時間の動向を把握する、厚生労働省の毎月勤労統計の調査が不適切であり、過去の失業給付や労働保険などの過小支給のあったとの報道がありまして、また、その後、総務省の調査によると、毎月勤労統計のような特に重要とする統計を点検すると56のうち22の統計にミスがあったというようなことを聞いております。

その後、外部有識者による毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会による報告書がとりまとめられておりまして、その報告書の中では、「常に正確性が求められ、国民生活に大きな影響を及ぼす公的統計で、不適切な取り扱いが長年継続していたことは、行政機関の信頼が失われた」または、「閉じた組織の中で、安易な前年踏襲主義など、組織としてのガバナンスが欠如している」さらには、「組織の改革とガバナンスの強化」が必要などと述べられております。

そこで、大津町において、私の統治能力のご質問でございますが、町長の統治能力として言い換えれば、「町長自身が自ら先頭に立って、リーダーシップを発揮しながら、町の明確な指針、ビジョンを示し、行政組織として、目標の実現のために強い実行力で推し進める」ことであると考えておりまして、今後につきましても、不正や不祥事が発生しない組織や体制づくり、また、発生した場合であっても、行政組織のリーダーとして強いマネジメント力を発揮するとともに、不正を許さない組織づくりや、職員の一人一人が能力を発揮でき、風通しのよい職場環境に今後も努めてまいりたいと思います。

そのような中で、やっぱり仕事の量関連等も大変多くなり、また、人手不足ちゅうか、そういう状況の中において、今の若い職員が時代の流れに即対応していける能力を持っておりますので、その辺は相互連携をとって、責任ある仕事で住民サービスと職員の資質向上にあってくれと考えておりますが、そのために、私たちはRPAという、ロボティック・プロセス・オートメーションと呼ばれるソフトウェアで業務の自動化が可能であると言われておりますので、現在、2市2町においてAI時代を迎える中で、広域で事務事業の効率化に取り組もうということで考えておりまして、そのような考えは、県のほうからもご指導いただきながら、菊池市を中心に、ソフトバンクのほうから菊池市に支援職員がおられるというようなことでございますので、各2市2町の担当をそこに勉強しながら、今後の広域的な業務の自動化を図りながら効率性を図って、次世代に対応しようと、生かしていきたい

いというふうに思っておりますので、今後につきましては、県の指導とともに、ソフトバンク関連の皆さんのご支援によりまして、まずは人手不足関連等についてしっかりと事務能率の上がるようなRPAを導入しながら職員の能力発揮に努めることが今後の行政のトップとしての責任ではないかなというふうに思っておりますので、今後、職場環境関連等について、しっかり力を入れ、職員の風通しのいい職場につくっていければなというふうに考えております。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。

町長の答弁を聞きまして、ん、そこは違うんじゃないかなという点が2点ほどあったかなという感じですけど、町長の意気込みというものを感じました。自らリーダーシップを発揮してということはわかります。ただ、その町長が言われたときに、町長が現場に出て何かするというのは愚策なんですね、やっぱり。これは過去に徳川家康だったですか、剣の修行をするときに、やらないと。「何でやらんのか」と師匠からおごられたら、「大将が戦場に出て戦うのであれば、もうその戦いは負けです」と。ですから、大将というものはでんと座ってですね、やはりその指示を出す側なんだというようなことを言ったという横着なその家康の幼少時代の言葉を思い出しましたけれども、しかしながら、やはりこう時代の流れにこう乗ってきちんとやらなくてはならないということを町長が、例えば、RPAとか取り組んでいきたいというようなことは、それは正解でしょうね。実は今日の新聞にも菊池市職員が既存のソフトを使っているいろんなシステムですね、例えば、この死亡届だったですか、いろんな煩雑になるようなことをワンストップサービスでできるようなそういったサービスも始めたとかいっこのを見て、私も思いましたもんね。やっぱ素晴らしいなって、これっていうのは、職員のやる気が出てきている証拠です。実際ですね、私も1日1ページを朝から読んだりするんですが、その中のちょうどタイミングがおもしろいんですね、今日の1日1ページの主題は自己啓発だったです。自己啓発に最大の責任を持つのは本人であって、上司ではないというようなことを、要するに、本人がやる気を出さなければ、いくらやれやれ言ったってだめなんですよ。だからそのところをくすぐるようなリーダーシップと申しますか、その指示なり、方策なりが必要なんです。で、その自己啓発に最大の責任を持つということで、責任に焦点をあわせるとき、自己刷新が始まり、人としての王道による成功につながると書いてあります。まさしく王道ですよ、自ら学ぶということを始めのわけですから、ですから、例えば、体にいいことということは、皆さんよく考えられます。適度な運動と、そして良質な食事、そういったものを考えます。しかし、そういった考える能力を伸ばす。脳にいいことって案外皆さん知らない人もおられるんですね。その脳にいいこと、言うなら、人間としてのソフトウェアを高めることというのはですね、知識なんですよ。知識を入れることですよ。新たなる知識はどんどん出てきている。時代は流れているんですね。そういったものを入れられないから、例えば、大学を卒業してどっかに就職しました。勉強はずばっとそれでもう辞めました。だから陳腐化していくんです、その人の能力というの。実際そういった人たち多いでしょう。それが先ほど言った中央官僚なのかなと。すでに陳腐化してますもんね、退化しているんですよ、どうかすると。もうそういうふうなですね、知識がもう以前のものを今に持ってきてもですね、残念ですけど、その乗り出す海はもう変

わっています。潮目は変わっているんですよ。ですから、そういったことをきちんと考えられる職員に育てなければならないという思いから町長はリーダーシップを発揮するべきだと、そういうふうに私は思います。

もう国の文句ばかり言いますけれども、最近では議員さんも何か国会議員さんが何かいろんなことで問題になっておりますけれども、ああいった人たちは学校の勉強はできたでしょう。しかしながら、人間の形成ってというのはいろんな要素が集まってから一つの人間になるんです。だからああいった人たちは、若いなり、すましたくもないですけど、ほかのところは全く頭が悪いんです、そういったところは。だから、人間が一つのできあがりには全く到底達してないんですね。その様々な要素というものを焚き付けなければならないということですね。そして、人格が高まっていくというのが望ましい支持であり、体制整備のあり方です。これは本当手本となるようなことになりなさいというようなことを言ってますけど、私もそんなにですね、できた人間でありませんので、私も60になってもう考え方をまた少しずつ変えんといかんと思う年頃でありますので、そういったことを踏まえてですね、町長自らやるぞという後ろ姿、背中を見せるのはこれ大切でしょう。しかしながら、そのですね、もうやる気を出させる。職に責任を持たせるというような意識まで改善される統治能力が望まれると考えます。

この点について、再度質問いたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 永田議員のリーダーとしてのやり方についてのご質問でございますけども、議員おっしゃるように、若者のその知能関係をいかに活かしてやれるかと、そのために己のやる気こそが彼たちが喜びと感動を覚え、次の知識を生かし、開発が進んでくれるというふうに思うと、やっぱり若者の力をどう指導していくかというようなことで、日頃から私の経験のもと、時代の流れというのが我々の時代のときと現在の流れというのは相当、もう50年も経っておりますので変わってきております。そういう経験の中で感じ取って、いいこと、これはと思うことについては職員にしっかりとこういうことがあったよというようなことでお話をしております。もちろん決済関係持ってまいりますけども、その決済の折に、しっかりとやり方、あるいはそれでいいのかというような形で指導をしております。そういうことで、私の言うことでなく、あなたの、己の意見としてはどうねというような形で、若者のあるいは職員の気持ちをしっかりと聞きながら、意見を聞いて、職員の育成にあたっていききたいと。そういう意味において、今私たちは人材育成というような形で、これはやっぱり地域や多くの皆さんの方々から育てられるというようなことで、職員の研修はもちろんでございますけれども、地域とのつながりをしっかりとって、経験をいただいた意見を己に活かしていける、そんな職員の育成を今考えながら実行を今しておるところでありますので、きっと素晴らしい職員に育てられるものと信じて、今後とも自分でやる気、そのやる気によって素晴らしい行政サービスができる職員になってもらいたいという願いで、今職員としっかりと意見交換をさせていただいておるところであります。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 最後に、今、町長の言葉の最後の言葉がよかったですね、職員と意見交換をするっていいことですね。これは非常に重要なことです。実際、先月にまちづくり懇談会というものに参加させていただきましたけれども、そこでご年輩の方々が、役職を持っている方々なんですが、三者三様の、今のアパートに住んでいる人とか、若い人たちに対して文句ばかりだったら並べられたんです。じっとして聞いておりました。その人たちの時代と今の時代の違いを認識されてないんですね。ですから、それを言ったら自分たちのほうが苦しみますよと、今は昔の海じゃないんです。今は新しい海なんです。ただ、いいところ、変わってない部分もありますよね。そういったところは大切にしながら、今でも通用するものと、もうすでに陳腐化して通用しないものというものを選択しないと苦しみますよということをぼくは指摘しましたけれども、理解されたかどうかわかりません。それだけ時代が変わっているということを拒否されているのか、それとも、認識をしようとされないのか知りませんが、もう私からみるならば苦しんでおられたんですね。それでおそらくそういった地域は活性化しないでしょう。一段と若者たちは拒否するようになるかもしれませんね。ですから、そういった話し合いをもとに、ああ今は時代はこういうふうに変化しているんだというものを、一問目でも言いましたけれども、認識されて任にあたる。町長は町長の任がありますので、そういった形で今の時代を見方につけていくという考え方ですね。それに話し合いはとて、ミーティングですね、大切です。やはりそういった姿勢があるのならば、大きく期待されるものと感じます。

これで終わります。

○議 長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

11時より再開します。

午前10時49分 休憩

△

午前11時00分 再開

○議 長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山部良二君。

○2番（山部良二君） こんにちは。2番議員、山部良二が通告にしたがい一般質問を行います。

それでは、「中小企業地域振興基本条例」の制定についてお伺いいたします。

なぜ、条例が必要なのか。従来の工業用地は困難さを増しています。地域経済を底支えしてきた公共投資も財政悪化という名のもとで年々規模を縮小されています。これからは国土強靱化のため、公共事業も重要性を増し、10年後、20年後先を見据えた産業振興が必要となっていて、今後の急激な少子化、高齢化の進行に伴い、財政収入の激減期をいずれは本町も迎えると考えています。ですから、地域産業の空洞化だけは絶対避けなければなりません。比較的に財政力の強い菊陽町や合志市は、基本条例の制定をしています。本町も遅れをとるわけにはいかないのではないでしょうか。皆さん、思い出してください。熊本地震のときに真っ先に現場に駆け付け、被災者の救援やその後の復旧・復興事業に尽力を付してくれたのはだれか。それは地元の建設事業者ではないでしょうか。東日本では、近年、震災特需が終わり、建設事業者を中心に企業の倒産件数が増えています。熊本でも同じような

現象がおきるはずです。そのような兆しが現れたときには、保育園や町営住宅の建て替え等々、地元の業者ができる身近な公共事業を矢継ぎ早に行うべきではないでしょうか。考えてみてください。もし、地元の業者が倒産、もしくは廃業し、本町から土木、建設業が消滅した未来を。大規模災害はいつ、どこで発生するかわかりません。そんなとき、真っ先に現場に駆け付けるはずの業者がいなければどうなるか。自衛隊が駆け付けるまでの時間、そして、地元の情報を知らない自衛隊は救助活動にもかなりの時間がかかってしまうのではないのでしょうか。現在、大津町の災害公営住宅の整備スケジュールの工期延長など、頻繁に行われています。これは熊本地震前に事業者の保護、育成をするための政策の欠如があったのではないのでしょうか。特に九州は豪雨災害や地震、大規模災害が毎年のように起こることを考えれば、私たち町民はどう災害に備えればよいのかわかりません。だからこそ、業界を守り、育成し、地元技術を持つ人材、供給能力を有する建設業界が未来永劫を存在するための政策が必要ではないのでしょうか。現在、緊縮財政による公共投資、公共事業の削減に加え、公共入札の一般競争入札化等々で事業者には厳しい時代が続いています。ピーク時の約60万社から2017年度には47万社を割り込むところまで激減しています。今現在、熊本県では、地震の復旧復興のための工事量が増えています。ほかの地方では、公共事業削減が深刻化していて、10年で出来高が4割減も当たり前となり、東京一極集中が進んでいます。これから2020年、東京五輪に続き、大阪万博など大都市の大規模開発事業がさらに活発化すれば、工事の大都市圏一極集中が一段と進む可能性があります。インフラの整備、維持管理と共に、災害対応等の役割を担う地域の土木、建設会社社員や、重機を維持していくために必要な受注量をどう確保していくか、地域に必要な工事量や分配のあり方をめぐる議論をするべきです。今、行政、市民、企業、関係団体が中小企業、小規模企業が果たす役割の重要性について共通の認識をもち、その振興を図ることが必要ではないのでしょうか。今こそ未来への投資を始める時期にきていると思います。

これらのことを踏まえまして2点お伺いいたします。

建築建設事業者を含む中小・小規模企業、地場産業を守る政策、中小企業地域振興基本条例の制定を再度お伺いいたします。

2番目です。地元優先発注を定めた公契約条例の制定を提言いたします。

町長の見解をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 山部議員の中小企業振興基本条例の制定と公契約条例の検討についてのご質問かと思えます。

中小企業、あるいは小規模業者は、地域経済の基盤を形成し、町の発展や町民生活に欠かすことができない存在であります。全国で3千万人を超える雇用を要する中小企業、小規模業者こそ日本の経済の屋台骨でもあります。地域資源の活用による産業の活性化や販売拡大の促進や人材育成等雇用安定が必要になってまいりますが、国は、地方創生起業支援事業、あるいは地方創生の移住支援事業を地方でのビジネス環境整備などを考えておられ、都市と農村との体験交流などでの人材育成と中小企業の活性を考えておられる事業が始まります。裾野の広い中小企業の生産性を底上げするために、も

のづくり商業サービス補助金により、新たな製品開発など、挑戦あるいは生産性を引き上げる設備投資を支援するなど、小規模事業者持続化補助金などにより、販路開拓への支援を行うために、町内の企業や商工会をはじめ、JAあるいは金融機関との現状を把握し、推進をしてみたい。

中小企業振興基本条例の制定については、条例制定に伴う取り組みや効果等について情報収集、検証に努めながら考えていきたいと思っております。

次に、公契約条例の検討につきましても、町が発注する契約においては、適切な賃金を確保することは重要な課題であると考えておまして、一方、賃金などの労働条件は、最低賃金法などの関係法令に反しない限りにおいて労使は自主的に決定することとされており、それとは別に賃金などの基準を設けることについては、十分な検討が必要であると考えております。また、企業及び労働者の良好な労働環境が確保されるよう注視するとともに、町内業者への発注や適切な価格で実施をできる環境づくりにより一層努めることで労働環境の向上への一翼を担っていくべきと考えております。

今後も公契約条例の運用面も含め、様々な面で引き続き調査や研究を行っていききたいと思っております。

詳細について、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） こんにちは。中小企業地域振興基本条例の制定についてご説明いたします。

中小企業基本法における中小企業の定義は、製造業で資本金が3億円以下、従業員300人以下、卸売業では資本金1億円以下、従業員100人以下、小売業では資本金5千万円以下、従業員50人以下、サービス業では5千万円以下、従業員100人以下と定められております。

小規模企業の定義は、製造業などでは従業員20人以下、商業・サービス業では従業員5人以下と定められております。

中小企業地域振興基本条例は、中小企業基本法に基づき、中小企業の健全で持続的な発展を図ることを目的に、振興に関する基本理念及び施策の基本方針を明示するとともに、国、自治体、事業者、住民等の役割を定めるもので、全国で363市町村、県内では、熊本市など8市、2町が制定しているところでございます。

また、平成26年6月には、安定的な雇用等を含む事業の継続的発展を位置づけた小規模企業振興基本法が制定されました。

県内では、熊本市がこれまでの中小企業振興基本条例の一部改正を行い、中小企業・小規模企業振興基本条例に改め、本年4月1日から施行されております。

全国商工団体連合会に確認を行いましたところ、市町村の条例制定では大半は中小企業の振興に関する施策等を審議する活性化会議等を設置しているが、国の施策に反映させる機能が不十分な自治体が多く、施策反映の体制づくりが肝要であるとのことでした。

町では、商工会などとともに地域に密着し、様々な支援策を実施しており、今後も商工会、中小企業者の方、小規模事業者の方と意見交換を行いながら実態の把握を努め、引き続き支援を進めてまいりたいと思っております。

条例の制定につきましては、先進自治体における実施状況や効果、課題等の情報収集を行い、あわせて、毎年実施しておりますJA、森林組合等の農業団体、企業連絡協議会、商工会等との経済団体との意見交換会におきますご提案を踏まえ、調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 公契約条例につきましては、公共事業に携わる民間労働者に適正な勤労条件を確保し、業務の質を保持する目的で、平成21年度に全国で初めて千葉県の野田市において条例が制定されまして、現在、65以上の自治体で導入をされております。

この条例につきましては、自治体が発注します工事や業務委託契約について、受注業者の従業員最低賃金を指定できるなど、自治体が労働者の質を確保することで、事業の質を担保する狙いがございます。

大津町では、これまで地域経済の発展や地元雇用の創出の観点から技術的に困難な工事、あるいは特殊な物品を除き町内業者への発注を行っておりまして、過去5年間の工事関連の発注件数が475件のうち、町内業者の落札件数が435件と受注割合が約92%というような状況でございます。

また、熊本地震で得た経験を踏まえまして、災害時の迅速な対応などにおいて、町内業者の役割は今後ますます重要であるというふうに考えております。

町発注の工事などにおきましては、地元業者で働く労働者の適正な労働環境が確保され、町内企業が健全に発展するためにも発注者として基本的な労働環境が確保されていることを確認するために、労働関係法令の遵守状況を確認するための報告書の提出を求めるなど、低賃金での就労とならないよう適正な価格での発注に努めておるところです。

地方自治法の主旨でもありますが、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないという観点から、経済性の原則を確保することが求められている一方で、地元業者の育成や地域経済の活性化とともに、品質向上のための新技術やノウハウ等を要素に含めた契約手続きの手法や、より一層の透明性及び競争性などを含めた入札制度の検証及び工事施工管理状況や工事成績の採点方法など細かくチェックする検査制度も含めて様々な面で制度の充実と改善を行い、業者とそこで働く労働者を守る取り組みを行っております。

今後も周辺自治体等ですら、取り組み等を確認しながら、引き続き公契約条例については検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） 町内企業92%、かなり高い率ではあります。公契約条例について、再度お伺いいたします。

地方公共団体の事業、業務に民間委託が広がり、公的施設における指定管理者制度の導入や競争入札の拡大が進む中、委託料や入札価格が大幅に低下してきました。その結果、新庁舎建設における入札の不調など関連性のある問題が起きているのではないのでしょうか。これらの要因で委託、入札企業で働く労働者の賃金、労働条件の低下、悪化、雇用不安を引き起こすだけではなく、委託企業が安定的、継続的な事業が困難にさせ、本町が提供する行政サービスに関わって、住民生活への大きな困難

や被害をもたらします。労働者の権利を守り、雇用を安定させる公契約条例の必要性が高まっています。

その上で、地元企業優先で検証し、時給1千500円以上支給や、よかボス宣言、ブライツ企業認定された地元企業の発注率を高める政策が必要ではないでしょうか。

また、この条例はブラック企業対策になると思いますが、この点について伺います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 議員がおっしゃいました公共工事に関してはですね、厳しい財政状況の中で、その受注をめぐる価格競争が激化しておりまして、著しい低価格による入札が増え、あるいは手抜き工事等の発注、労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質低下が懸念されるところでございます。このような状況から、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要であり、発注者の責務として品税法の規定にも業者の適正な利潤を確保することができるよう、経済社会情勢の変化を勘案し、市場価格等を反映した予定価格の設定を行うこととされておりまして、あわせて、能力のある業者の選定により、それが実現できるものと考えます。それにより、施工不良や工事の安全性の低下、不適格業者が廃除されるなど、技術と経営に優れた地元企業が育成できる環境が整備されるものだと思っております。

今後も引き続き、公契約条例については検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） 今後も引き続き質問してまいります。調査、検討をよろしく願います。

それでは、2点目に入ります。

高齢者交通事故対策について伺います。

高齢者が加害者となる死傷事故が多発しています。犠牲者の方々のご冥福をお祈りいたします。

この状況を何とかしないと悲惨な交通事故が幾度も繰り返されることとなります。免許保有率が高い団塊の世代が加わる2025年前後には、75歳以上のほぼ2人の1人が運転免許を持っている時代がやってきます。そのころには、自動運転の車が増えると思いますが、ですが、それまで待つことはできません。今できる対策が必要です。最近、社会問題となってきたのが、高齢ドライバーによるペダル踏み間違い事故ではないでしょうか。こうした事故は、年間約6千件も発生しています。特に加害者は20代と70代以上の高齢ドライバーに集中しています。しかし、重大事故を起こしやすいのはやはり高齢ドライバーの方に顕著な傾向があり、若年ドライバーは、踏み間違いに気づき、すぐにアクセルを緩めることで被害の軽減することが比較的可能であることに対し、高齢ドライバーは、自分の想像と違う車の動きに驚き、緊張で体が硬直してしまい、そのままアクセルペダルを強く踏み込んだままになってしまうケースが多数発生しています。

通告書には、自主返納しか対策がないと書きましたが、当然、自主返納を促す政策が絶対に必要ですが、それと同時に、踏み間違いを防止する予防策を講じておく必要があります。そのことも踏まえまして2点質問させていただきます。

高齢者の踏み間違いで母子が死亡するなど、痛ましい事故が多発していますが、事故を防止する対

策は、現状としては自主返納しかないのでしょうか。本町でも免許返納を促す早急な対策が必要であると考えられます。

2点目です。

高齢者が免許自主返納した場合、交通弱者となる可能性が高くなると思われませんが、現行の乗合タクシーは利便性に問題があり、フルデマンド交通システムへの移行や巡回バスの導入が早急に必要ではないでしょうか。

以上、2点見解をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 山部議員のご質問にお答えする前に、全国で交通事故による死亡された方々に対しましてご冥福と、また、負傷された方々に対しましてお見舞いをまず申し上げたいと思います。

ご指摘のように、高齢化に伴う高齢者による交通事故については、もう全国的な問題となっておりまして、近年の交通死亡事故は全国的に減少傾向にあるものの、75歳以上の高齢者運転による死亡事故件数は高止まりの傾向にあると言われております。

議員のご提案の運転免許証の自主返納につきましては、運転能力や各家庭の協力状況など個人の判断に委ねるものでありますが、交通事故防止という観点からみれば有効な手段の一つであると思われま

す。

県内の自治体では、自主返納を促すために、乗合タクシーなどの運賃割引などの優遇制度を設けておられるところもございますが、買い物や通院だけでなく、農作業など働くために車を運転されている高齢者の方も多く、車が必要であり、返納をためらう方が多いものかと現状で思っております。

そのようなことから、交通手段の確保という観点からも乗合タクシーをはじめとする公共交通の充実は不可欠であります。

議員の提案のフルデマンドの交通システムの移行や巡回バスの導入については、現在取り組んでおります地域公共交通網計画に基づく町内の公共交通体系の見直しを進めながら、十分検討していかねばならないと考えております。また、高齢者の方が運転免許を返納しやすい環境づくりにつながる利便性の高い公共交通体系の構築に取り組んでまいりたいと考えております。

細部につきまして、担当部長よりご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 高齢運転者の交通事故防止対策につきましては、国におきましても道路交通法を改正するなどし、免許更新時の高齢者講習の高度化をはじめ、適性検査制度の見直しや臨時認知機能検査制度の導入など、高齢者交通事故防止のための政策を進められておられます。市町村におきましても地元の警察、あるいは安全協会等と連携しながら高齢者の事故防止や啓発活動に力を入れているところでございます。

熊本県警の資料によりますと、高齢者運転者、いわゆる65歳ですけれども、による死亡事故件数は、平成28年が13件、平成29年が16件、平成30年が23件となっておりまして、ここ数年は増加傾向にございます。また、大津警察署管内におきましても、平成30年の高齢者運転者、これ当事

者ですけども、による交通事故は68件起きておりまして、うち死亡事故が2件ということになっております。

一方、運転免許証の自主返納の状況でございますけれども、平成30年には、65歳以上の高齢運転者で県全体では5千277件、大津警察署管内では48件の自主返納があつておりまして、このうち大津町在住の方は21件というような状況でございます。こちらも増加傾向にあるというような状況です。

これは、高齢運転者の交通事故問題への関心、あるいは返納制度がある程度浸透してきたことが背景にあるのではないかというふうに思われます。

しかしながら、高齢者運転者の免許保有件数に対する返納率はまだまだ低い状況でありまして、返納を促すための手段としまして、県内の自治体の中には乗合タクシーの運賃割引、あるいは回数券の配布、それから、返納者への優遇制度を実施しているところもございます。また、県内の複数のバスやタクシー事業者が運賃割引などのサポート制度も行っており、また、一部の各地区の交通安全協会等では、返納者に対して、運転経歴証明書交付手数料の助成、あるいは交通安全グッズの贈呈などの支援も行っておられるようです。

本町におきましても、これらの返納を促すための手段につきましては、交通安全対策としての側面と、サービスの公平性についての両面から検討を行っているところでございますけれども、先ほど町長の答弁にもありましたように、町内の公共交通体系の整備と併せて高齢者の方が運転免許を返納しやすい環境づくりを進めていくことが重要であるということで考えております。

町では、大津町地域公共交通網形成計画に基づきまして、公共交通体系の見直しを進めており、その一環として、今年3月末で利用者の少なかった内牧環状線を廃止しまして、それにより公共交通空白地域となります地域において4月から乗合タクシーを導入したところでございます。導入直後にも関わらず、新規導入の4月の利用人数は約100人ということで、バス路線運行時よりも高齢者の利用人数は増えておりまして、利用者からも路線バスに比べ便利になったというような声もいただいております。

また、他の地域からも乗合タクシーの導入を求める声もありまして、今後は、既存の路線バスとの調整を図りながら、より乗合タクシーの利便性や効率性を高められるよう検討を進めてまいります。

また、議員ご提案の一つであります巡回バスにつきましてですけども、大津町では、現在、交通関係者、それから住民の代表者で構成されます大津町地域公共交通会議の中で、町全体の公共交通体系について検討を進めておりまして、さらなる公共交通の充実に向けて、関係者の方々のご意見を伺いながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） 再度お伺いいたします。

今まで一般質問や総務委員会の中で何度も地域公共交通網形成計画に関する質問を行ってまいりました。必ず周辺部は乗合タクシーで中心部にアクセスを確保しながら、中心部においては、公共施設等を結ぶような循環型のコミュニティバスの導入が必要だ。そのことを検討することを示されてお

ます。

また、同僚議員も同じような問いかけをしていますが、毎回、この回答ではないでしょうか。このような悲惨な事故が本町でも起こり得る可能性がある昨今、検討する時期は過ぎていると思います。ですから、スピード感をもって対応策を協議していただきたいと思います。

平成29年3月定例会におきまして、私、高齢者の自動車運転の安全性を確保するため、先進安全自動車購入の補助金制度の導入推進についてお伺いいたしました。執行部は、国際基準案が合意されれば先進安全機能が標準装備となるため、補助金制度については不要との回答をいただきました。また、多額の費用がかかるということでした。インターネットで調べてみますと、最近注目を浴びているペダル踏み間違い防止装置、ペダルの見張り番と呼ばれるものがあることがわかりました。金額も3万3千円等で安価であり、適合車種が軽自動車からスポーツカー、ミニバンまでの約100車種以上と幅広い車種に対応しています。全額補助とはいかないまでも半額補助等の補助金制度導入を検討する価値があると思われませんが、その点についてお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 山部議員の言われるように、ここ最近、ペダルとブレーキとあれが間違いと、踏み間違いというような事故が多く出ている関係で、福岡の企業の中でそのような改造関係がなされ、製品が出ておるといようなことを聞いておりました、大津町内においても、住民の方でそのような改造に取り掛かっておられる方もおられるようございまして、今後につきまして、その改造されることがブレーキ板と、その辺の状況を検討しながら、また、それに対してどれくらいの改造をされる人たちがおられるかというような状況を見ながら、予算関連等とも検討しながら今後について考えさせていただければなというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） この問題に対しては早急な対策が必要だと思われまますので、今後も提言してまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは、3点目に移らせていただきます。

昨日、同僚議員から子育て支援について質問がありましたので、私は違う視点から質問したいと思います。

本町では、共働き家庭の増加や転入も多く、今後も保育を必要とする子どもたちが増加することが考えられます。地域におけるニーズや特性を考慮し、きめ細かな対応が必要です。

また、今年10月の保育料無償化など、保育士不足が懸念されています。兵庫県の明石市では、保育士への家賃補助8万2千円を実施しています。明石市では、これだけではなく、様々な子育て支援等の改革を断行中です。例えば、認可保育園の定員を1千人規模で毎年拡大中であり、新たに働く保育士には最大30万円の一時金支給、保育士の給料の補助、認可外保育所の利用者に月2万円の助成、待機児童を在宅で育てる世帯には、月1万円の助成、これで一部の保育支援に過ぎません。すごくないですか。確かに、市職員の数を減らしたり、給料を一律4%減らしました。また、下水道関連の予算削減を断行し、子育て支援予算を捻出しています。私思うんです。これはその他の予算削減を断行

しなければ市民の理解は得られないという前提があったからだろうとっております。

しかし、本町では、明石市の成功事例があることから、ここまでの予算削減はしなくてもできるのではないかと考えております。実際、明石市の財政指数の推移を見ますと、経常収支比率は93.9%、実質公債費率は、平成23年度の8.4%から平成28年度には3.4%まで低下しております。経常収支比率は、財政構造の弾力性を示す指標となります。100%に近づくほど財源に余裕がなくなり、財源が硬直しているという意味になります。また、実質公債費率は、一般会計の公債費合計が市民税や交付税などの一般財源の標準的な規模に対し、どの程度かの割合かを示す比率で、明石市の平成28年度の決算数値は3.4%となり、地方財政健全化法において、早期健全化計画を策定しなければならない基準25%を大きく下回っています。明石市は、社会全体で子育てを応援し、1人の子どもも見捨てないまちづくりに特化したため、結果、子育て世代が集まり、活気に満ち溢れています。子育て予算は何と2倍以上、担当職員は3倍に増えています。このことからわかるように、子育て支援対策に大規模な投資を行えば財源が生まれてくることを証明したのではないのでしょうか。これが本来の意味での未来の子どもたちに負の遺産を残さない投資のあり方ではないのでしょうか。

現在、明石市は、人口30万人、平成24年度まで緩やかな人口減少が続いていましたが、平成23年度に泉市長が就任し、徹底した子育て支援対策を実施した結果、平成25年度から増加に転じ、平成29年度8月以降、毎月のように過去最高を更新を続けていて、文字通り、V字回復を達成しています。その結果、平成30年4月には中核都市へステップアップしています。

一方、前回の一般質問で申しましたが、身を切る改革、財政健全化、プライマリーバランスの黒字化というDVみたいな政策を行った大阪府は、経常収支比率が平成29年度は全国平均94.3%を大きく超える105%、実質公債費率も17.9%と高く、全く改善していませんし、財源も生まれていません。

このことからわかるように、子育て支援対策は、本町の財源を生む柱となる可能性が高いわけです。明石市が取り組んでいる政策を本町でもやれるのか。いや、やるべきでしょう。これらのことを踏まえまして、保育環境の充実、子育て支援の充実、子どもを安心して産み育てられる地域づくり、3点についてお伺いいたします。

保育所等の充実、保育士不足を解消するための取り組みは、多様な保育サービスを提供とありますが、具体的な取り組みは。

子育て家庭・ひとり親家庭に対する支援取り組みは。

こども医療費18歳までを無料を提言します。

母親が安心して出産できるサポート体制の構築とあるが、具体的な取り組みを教えてください。

病児保育事業の設立時期をお聞かせください。

町長、教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 山部議員の3番目の保育環境の充実、あるいは子育て支援の充実について、明石市の状況等についてお話がありましたけども、大津町におきましても、人口増とともに、大変な

子どもたちの増加を見ておるといような状況でございますので、そのような状況の中で、子どもを育てるための県の支援関係についてもしっかりと県のほうに、あるいは国への要望関係をお願いをしておるところでもあります。

少子高齢の社会の発展におきまして、社会情勢の急速な変化の中におきまして、子どもたちや高齢者や障がい者など、すべての人たちが地域で生きがいをもちながら人と人とのつながり、支え合う地域社会の中での生活をしていくことが重要となっておりますので、子育て支援の充実につきましても子育て家庭やひとり親家族に対する支援をはじめ、子ども・子育て支援の充実、安心して出産や子育てしやすい環境づくりに向け、関係機関や団体との連携を図りながら、地域の皆様からのご支援・ご協力をいただきながら、元気で健やかな福祉のまちづくりに向けて総合的に取り組んでおります。

こども医療費を18歳まで無料にという提案でございますけども、こども医療費の助成につきましては、子育てに関する経済的負担の軽減等を目的に、平成25年12月から対象者を小学6年生から中学3年生まで拡大し、実施しております。

こども医療の対象年齢の引き上げについては、こども医療の対象者である中学生まで人口が増加、毎年増加している状況でございますので、厳しい財政状況も踏まえ、当面は現状を維持したいと考えております。

母親が安心して出産できるサポート体制についてのご質問にお答えしますが、町では、安全に、安心して出産ができるよう、乳幼児健診などの法令で市町村に義務づけられている事業以外にも、妊娠前、妊娠期あるいは出産後のそれぞれの各段階に応じた様々な支援やサービスを行っております。

今後につきましても、関係機関や関係部署の連携を強化し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の充実を図り、さらに安心して出産できるように取り組んでまいりたいと思います。

細部については、担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） こんにちは。私のほうは、山部議員のご質問の中で、（1）保育環境の充実についてお答えさせていただきます。

保育所の待機児童や保育士不足につきましては、全国的な課題でございまして、本町におきましても、残念ながら待機児童の解消には至っておらず、保育士の確保などが大きな課題となっております。

また、多様な保育サービスの提供につきましては、後ほど担当部長から説明させていただきますけれども、様々な保育ニーズに対応するための各種事業を実施しているところでございます。今後、保育所の業務改善や保育士の負担軽減により、保育士確保や離職防止を図るとともに、現在、実施しております各種保育サービスにつきましても、各事業を検証しながら先進地の事例なども参考に効果的な推進に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

次に、（2）子育て支援の充実における子育て家庭に対する支援につきましては、現在、親子の遊び場や保護者同士の交流の場を提供する事業や保護者の仕事と子育ての両立を支援するための事業、育児、出産に対する不安や悩みを解消するための事業など、関係機関等と連携しながら、大津町で安心して子育てできる環境づくりに取り組んでいるところであります。今後も引き続き、子育て支援の

施策を推進していきたいと考えております。

3点目の子どもを安心して産み育てられる地域づくりにおける病児保育事業につきましてでございます。

現在、町内では実施されておりませんので、該当世帯は熊本市や近隣の施設を利用されている状況でございます。町内での病児保育事業の実施につきましては、事業者等とも協議を進めていきたいと考えております。

なお、現在実施しております各種事業等につきましては、担当部長のほうから説明させていただきます。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 私のほうから、まず、ひとり親家庭に対する支援についてご説明いたします。

大津町におけるひとり親世帯数は、児童扶養手当やひとり親医療費の助成の資格を有する世帯が5月24日現在、451世帯であり、町全体の約3%がひとり親世帯となります。この451世帯のうち347世帯は児童扶養手当を受給している世帯になりますので、全体の約77%は生活の安定のために経済的支援が必要な世帯ということになります。

これらひとり親世帯、低所得者の状況等を踏まえ、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、県の委託を受け町社会福祉協議会が自立相談支援事業を行っています。町でも普段の生活の中で不安を抱えている方を直接窓口でお受けし、電話でも随時対応をしているところでございます。

次に、就業支援につきましては、これは県の事業ですが、働きたいひとり親世帯を応援する職業支援の講習会や、資格を取りたい方へ職業訓練の給付金の制度等も紹介し、仕事への意欲と個人のスキルアップを図り、経済的負担を支援する事業を奨めているところでございます。ほかにも、子どもの学習・生活支援事業では、経済的支援の一つに、地域の公民館等を利用し、子どもの日々の勉強をサポートしながら居場所を提供する事業を行っております。

次に、こども医療費に関するご質問についてお答えいたします。

18歳まで対象者を拡大した場合の財政負担の試算や、県内の状況等についてご説明いたします。

まず、こども医療費の助成は、平成25年12月から対象者を小学生から中学生までに拡大し、4月1日現在、対象者が6千390人で、前年度より61名増加しております。

次に、対象者を18歳まで引き上げた場合の財政負担の試算については、高校生の医療費のデータがないため、本町の中学生の助成実績と厚生労働省が公表しています平成28年度国民医療費の概況に掲載されている数値を基に推計をしたところでございます。それによりますと、中学生の助成実績2千300万円に、国民医療費の概況による推計の77%を乗じますと試算上では、18歳まで対象者を拡大した場合、約1千800万円の経費が必要となります。

次に、県内のこども医療費の助成状況ですが、平成31年4月現在で45市町村中、半数に近い21市町村が高校生まで対象を拡大している状況でございます。また、こども医療費に係る財源の一部については、県から補助があります。県の補助につきましては、4歳未満の乳幼児と多子世帯の就学

児だけが補助対象となり、補助率が2分の1となっております。補助対象の枠が狭いため、平成30年度の実績では、町の助成額1億6千万円の支出に対し、県からの補助は約1千400万円であり、助成額の8%と非常に厳しい要件となっております。

熊本県は、全国でも助成水準が低い状況ですので、県に対しまして、助成内容の拡充を要望しているところでございます。

以上を踏まえ、町長が申しましたけれども、現時点では、こども医療費の対象につきましては、現状を維持することとし、近隣市町が対象年齢を引き上げたり、県が補助要件を拡大するなど大きな状況の変化があった時点で改めて判断したいと考えております。

次に、母親が安心して出産できるサポート体制に関するご質問について説明をいたします。

まず、妊娠を希望する方に対する支援についてです。

妊娠初期に妊婦が風疹に感染しますと、胎児が重篤な先天性の疾患にかかるリスクがあるため、町では、妊娠を希望する女性や同居する配偶者等を対象に風疹の予防接種費用の助成を行っております。

また、特定不妊治療に要する費用の助成を本年度からはじめ、高額な不妊治療の経済的負担の軽減を図っています。

次に、妊娠された方に対する支援について説明をいたします。

妊娠届を受け付ける際に、必ず保健師と管理栄養士が妊婦と1対1で面談し、母子健康手帳を交付するようにいたしております。また、歯周病菌は早産のリスクとなるため、昨年度から早産予防対策として、妊婦を対象としました無料の歯科健診事業を実施しております。

最後に、出産後の支援について説明をいたします。

乳児訪問指導や乳幼児健診の実施を通じて、母親の様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供や、母子の心身の状況や養育環境の把握や助言を行っております。

以上が妊娠前から子育て期における母子保健事業に関する町の主な取り組みとなります。

今後につきましては、さらに安心して出産できるための取り組みとしまして、妊娠から子育て期まで、切れ目のない支援ができる体制づくりに取り組んでいきたいと考えております。

以上、説明を終わります。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） こんにちは。私からは、最初に保育環境の充実の取り組みについてご説明させていただきます。

保育所等の充実、保育士不足を解消するための現在の取り組みとしまして、平成30年度から保育士の負担軽減や保育士の離職防止を図るために保育体制強化事業及び保育補助者雇用強化事業を実施しております。そのほかには、私立の認可保育園全園に対して、業務負担軽減のためのICT化への財政支援を行い、昨年度までに完了したところでございます。本年度から新たに就労する保育士に対し、保育士就職支援金の交付を実施するなど、保育士の確保や業務負担軽減に向けた取り組みを進めているところでございます。

また、待機児童となり、認可外保育所に入所している世帯に対して、本年度から待機児童支援助成

事業補助金の交付をはじめるところです。

次に、多様な保育ニーズに対応するための保育サービスとしましては、延長保育や一時預かり、障がい児保育、病後児保育、休日保育などの事業を実施しているところでございます。子育て支援の充実の子育て家庭に対する支援につきましては、現在、子育て支援センターやあぼり美咲野広場、児童館等で親子の遊び場や保護者同士の交流の場となるような事業を実施しており、また、保護者の仕事と子育ての両立を支援するために、ファミリーサポート事業、病後児保育、一時預かり事業等の事業も実施しております。出産後の母親のサポートとしましては、乳幼児健康支援訪問ヘルパー事業や育児、出産に対する不安や悩みを解消するため、本年度からあぼり美咲野広場で月1回、保健師や周産期メンタルヘルスコordinatorを配置したプレママデーを実施しております。そのほか、気軽に相談できます子育てカフェを月1回実施する予定としております。

子どもを安心して産み育てられる地域づくりの病児保育事業につきましては、現在、連携中枢都市圏構想における広域利用で熊本市との協定により実施しているところです。これは大津町の方が熊本市の病児・病後児保育事業を利用するもので、昨年度の利用者は延べ9人です。また、熊本セントラル病院敷地内にありますあおぞら保育園の病児保育室あいあいにつきましても、大津町の方の利用があっているということで聞いております。

以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 山部良二君。

○2番（山部良二君） 18歳まで子ども医療費無料、予算1千800万円だったですかね。先ほども申しておりますけれども、子育て支援は財源を生みます。これ先にやれば必ず子育て世代が集まるわけですので、財源は生まれてくると私は思っております。明石市では、子育て世代の増加は、様々な面に普及効果が出ていて、明石市の平成29年度決算の税収363億円は、5年前より21億円増加し、平成28年度の住宅着工件数は2千674戸、4年前より780戸増であります。このことからわかるように、子育て世代の増加が地域経済に与える好循環は計り知れないと考えています。これこそが経世済民のあり方ではないでしょうか。本町でも明石市の子育て支援の取り組みを研究していると聞いていますが、そのことを受けて、今後どう取り組んでいくか、もう一度お聞かせください。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 山部議員の再質問にお答えをいたします。

大津町においても、先ほど説明しましたが、ひとり親家庭の方に対する相談事業や経済的支援や生活支援、子どもたちへの学習支援などを実施しておりますが、明石市では、中には今までサポートする公的機関や団体がなかったような問題にまで踏み込まれて対応されているようでございます。自治体のおかれている状況は、また背景は違いますが、先進的なこれらの事例を参考にですね、大津町として取り組むことができないか、さらに研究をさせていただきまして、子育て支援環境づくりに努めたいと思っております。

以上です。

○2番（山部良二君） 以上で終わります。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

午後1時より再開します。

午前11時55分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 皆様、こんにちは。お許しをいただきましたので、議席番号4番、金田英樹が一般質問をいたします。今回は、通告書に記載のとおり2点、町営住宅のマネジメント、そして、LINEの利活用について質問いたします。

それでは、一つ目の質問、町営住宅の空室期間圧縮による入居待機改善と財源確保について伺います。

まずは別紙にて概要のほうを説明いたします。1ページ目になります。ここにありますとおり、町営住宅は、住宅困窮者へのセーフティネットとしての役割を果たすものである一方、家賃は町にとって行政サービスの提供の財源でもあります。空室期間を短縮することは、入居希望者にとっても、町にとっても有益ですというところで、今、現状の私の認識でもあるんですけども、こちらにあるとおり、たくさん部屋が空いているように見えるけども、入居できないような状況も発生していると。状況は様々ですが、単に空室なことがあったり、あるいは修理待ちであったり、清掃待ちであったり、あるいは募集準備期間であったりということが発生しております。

そこで、(1)住宅の修理・清掃サイクルの早期化や、入居募集期間の短縮が必要であると考えております。理想は、退去後速やかに修理・清掃して、その修理・清掃とも並行して即座に入居者募集して入居する。これは民間市場でも通常の流れだと思います。しかし、今のほうでどのようなことが起こっているかといいますと、退去後に修理・清掃待ち期間が数カ月単位で発生しているものもあると。そのあと、修理・清掃が終わったあとの募集準備・周知期間というものが年4回、3カ月に1回の募集ですので、本当は入れるはずだけでも募集がしてないから入れないというような状況も発生していると聞いております。

そのほか(2)のところ、入居条件の見直しによるギャップの解消の可能性というところで、例えば、単身の若い方が入居したいと思ったときに、単身向けの、例えば、立石住宅等は埋まってしまっていると。ただ、あけぼの団地の高層階等は空いている。ただ、あけぼの団地に関してはファミリー向け物件なので入居できないという、そういったギャップも生まれておまして、そういったことをどうにかして解消できないかというのを考えています。

もう1点は、今後、入居者の高齢化や外国人の増加、あるいは前の一般質問でもあったと思いますが、保証人を探せない人が増えてきている。あるいは、今後そうなってくると遺品等をどうするかという問題も出てくると、そういった現状等先を見据えた住宅行政をどうするかという観点で質問をさせていただきます。

それでは、まず、前提となる部分をお話いたしますと、公営住宅は憲法第25条にある生存権の補償の主旨に則り、公営住宅法に基づき、国と地方公共団体が協力して住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉の家賃で供給されるものとされています。したがって、この趣旨にあうよう入居者資格、入居制度、家賃などは国によって一定の方針や基準が示されております。この公営住宅の全国的な動向を俯瞰しますと、主に4つの傾向があります。

一つ目は、大規模災害による災害公営住宅を除けば、平成17年度をピークとして減少傾向にあること。二つ目は、60歳以上の高齢者世帯の割合が増加傾向にあり、入居者の高齢化が進んでいること。三つ目は、入居者のうち、特に所得が低い方の割合は近年増加傾向にあつて、低所得化が進んでいること。最後、四つ目は、犯罪被害者、DV被害者などを一時的かつ緊急に住宅を提供する必要がある方が増加するなど、居住ニーズが多様化していることです。

さて、本町においては、公営住宅、ここからは町営住宅と呼びますが、この需要は高く、入居待ちの方もおられ、物件によっては抽選によって入居者が決まるケースもあります。しかし、一方では、先ほどお話したとおり、政策的なものを除いても数箇月以上にわたり空室となっている部屋が存在しております。この入居対象者がいる一方で、空き部屋が多数発生するという状況の改善は、先ほどこちらもお話したとおり、入居希望者の方にとっても、町にとっても有益なものになります。なぜならば、町営住宅はセーフティネットの役割を果たす一方で、家賃は住宅物件の維持管理や行政サービスの提供にもつなげる財源でもあるからです。したがって、空室理由をつぶさに検証しながら解消し、空室期間を圧縮することは入居希望者にとっても、町にとっても有益だと考えております。

以上を踏まえ、5点について伺います。

まず、1点目、本町における公営住宅の基本方針と中長期計画、つまり、本町における公営住宅の位置づけと目的、そして、それらを踏まえた中長期的な維持管理や供給級数の計画について伺います。

2点目は、本町における公営住宅の状況について伺います。具体的には、一つ目に、単身世帯向け、子育て世帯向け、2人以上世帯向けなどの部屋の属性別の空室率。二つ目に、平均的な空室期間。三つ目に、半年以上の長期空室物件数。四つ目に、空室はあるが単身向けの部屋がない。身体上の理由で2階以上のエレベーター無し物件は難しいなどの入居希望者の状況別の入居退去率をわかる範囲でお示しただければと思います。こちらもちろん顕在化しない数字も多くありますので、おおまかな数字と、わかなければ基本認識でも結構でございます。

3点目は、空室期間を圧縮するために次の2つの観点から検討する考えはないか伺います。一つ目は、町営住宅の退去後の改修・清掃サイクルの手法の見直しによる早期化です。ここに関しては、改修・清掃業者への発注方法やタイミングに見直しはもちろん、退去時の確認や復旧責任、費用負担なども検証する必要があると考えております。例えば、退去時の原状回復のトラブル、あるいは、遺留物の存在などによって長期間物件が貸せない塩漬け状態になることなどは、入室契約の段階で措置を講じ、可能な限り回避する必要があると考えております。二つ目は、現在、3カ月に一度行っている入居募集を、例えば、毎月あるいは2カ月に一度や条件付きで随時募集にするなどの募集手法の見直しです。なお、条件はありますが、佐世保市では、市営住宅の定期募集において、申し込みのなかつ

た住戸については、先着順で入居申し込みを受け付けています。また、福岡市の住宅供給公社では、市営住宅の入居にあたり、ひとり親世帯、高齢者世帯など、特定の要件を複数満たす世帯の入居申し込みを随時受け付け、資格審査会で承認後、登録制により対象住宅に空き家が出た場合に入居者を決定する制度もございます。

4点目は、入居条件見直し等による需給ギャップの解消についてです。例えば、私も単身者の方から入居したいがあけぼの団地の高層階などの空き物件は複数人での入居者向けで応募ができないとの相談を受けたことがあります。実際に空室が多い自治体などでは、家賃を下げないことを条件にファミリー向け物件の単身での入居を可としている場合もあります。町の現況を踏まえた見解を伺います。

5点目は、多様化する住宅困窮者や入居者の高齢化等の時代の要請への対応についてです。冒頭で述べたとおり、公営住宅は、入居者の高齢化が進んでおり、高階層への入居が難しい方や保証人の確保ができない方も増加しています。また、単身者や低所得者層が増えて、さらに犯罪被害者、DV被害者など一時的かつ緊急に住宅を提供する必要がある方が増加するなど、居住ニーズは多様化しております。さらに、文化や生活習慣、マナーや母語も異なる外国人の入居が加速しているような自治体も増えており、今後、本町でも同様の流れがくる可能性はおおいにあります。1点目の内容と一部重複するかもしれませんが、こうした時代の要請をどのように考えるか伺います。

以上、5点について、町長の答弁を求めます。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、こんにちは。午後の一息というようなことで、失礼になりますけども、1番目の金田議員のご質問にお答えしたいと思います。

議員ご指摘のとおり、住宅に困窮する低額所得者に対しての低廉な家賃で住宅を賃貸することは、住民の生活環境の確保を図る役割があります。また、空室期間を圧縮することは、入居を希望される方にとっても、町営住宅を管理する町としても有益でございます。

大津町におきまして、町営住宅の管理をしていくにあたり、あけぼの団地、あるいは立石、西鶴、上鶴、鍛冶の上、その他西嶽や室関係の住宅入居者に対しまして、説明会を開き、意見を聞き、検討した結果、平成26年2月に大津町公営住宅等の長寿命化計画を策定に基づき、現在、各住宅に応じた維持管理に努めており、あけぼの団地では、大規模改修を実施することで、長寿命化と住民への良質な住宅環境の提供に努めてまいりました。

しかし、平成28年度の熊本地震の影響で、あけぼの団地の大規模改修が一旦中止となり、通常の修繕についても業者の不足により入居者の退去後の修繕もすぐにはできず、新たな入居まで時間を要しております。

町施設を有効活用し、収入を得ることは町の収入増や収入を原資としてさらなる住宅環境整備につながることで、一方でキャンセルされた理由を十分に分析し、中長期計画での大規模改修の時期等も十分に踏まえ、その費用対効果と住民への良質な住環境の提供という町営住宅の意義を見据えた上で、実際に起こっている需給ギャップを解消し、空間期間の圧縮による入居待機の改善にも努めていきたいと考えております。

それぞれ議員ご指摘のように、各若者や高齢者関連等の住宅入居等についても、特に高齢者社会を迎えますので、今後につきましては、災害公営住宅関連等の今後の利用についてもしっかりと大津町の住宅管理について考えていきたいというふうに思っております。

詳細について、5項目につきまして、担当部長のほうより説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） それでは、説明いたします。

まず、大津町の既存の町営住宅の状況ですが、県内の町村の中で一番多く、一部の市よりも多くなっております。全部で16団地、805戸を管理しております。

先ほども町長が述べられましたが、町営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で住宅を賃貸することで住民の生活環境の確保を図るとともに、住宅セーフティネットとしての役割があります。

これらの町営住宅を管理していくにあたり、平成26年2月に策定しました、大津町公営住宅等長寿命化計画を基に、各住宅に応じた維持管理に務めております。室西団地や室東団地など、老朽化が進んでいる団地は用途廃止を、あけぼの団地では大規模改修を、その他の団地につきましては、屋根、外壁等の改善を進めることで長寿命化を図るなどして対応をしております。今後は、今年度完成予定の災害公営住宅全74戸も含めたところで中長期的な維持管理等を実施してまいります。

次に、空室の状況ですが、総入居戸数は707戸で、現在の空き部屋等は98戸あります。

98戸のうち、老朽化に伴い新規入居募集を実施しない部屋や、大規模改修の際に一時利用していただくために確保している政策空室が合計で30戸あり、残り68戸が、現在、入居者の入っていない、いわゆる空室状態の部屋となります。

空室状態の部屋68戸のうち、修繕等が終わり提供可能な状態にあるのが15戸、それらのうち、あけぼの団地が12戸と大半を占めており、そのほとんどが大規模改修前の物件となっております。未修繕物件については、個々に調査を行い、大規模改修の時期等も踏まえ、費用対効果も考慮しながら早期に修繕を行い、募集したいと考えております。

町営住宅の提供可能な状態の部屋も含めた属性別の空室状況につきましては、まず、単身世帯の入居を認めている立石団地には2戸、西嶽団地には3戸空室がございます。

次に、子育て世帯向けの物件である平川天神団地や矢護川団地には、現在、空室はありません。

その他、2人以上の世帯向けの団地では、合計63戸の空室がございます。

次に、平均的な空室期間ですが、68戸の空室状態期間を平均いたしましたところ、おおよそ1年半となります。半年以上の空室物件につきましては、5月20日時点で50戸ございます。

入居希望者の状況別待機率につきましては、大津町では空室が提供できるようになった折、毎回募集をかけ、その都度完結しておりますので、把握できておりません。

空室となる理由としまして、大規模改修前のあけぼの団地では、内部設備が古い上にエレベーターがないため人気がなく、修繕を行ったあとに公募し、入居が決定した方でも物件を内覧した後に入居をキャンセルされるなど、入居者がなかなか決まらない状況にあることがあげられております。

また、実際に入居した場合でも、老朽化や熊本地震の影響などから、生活するうちにトイレの配管から水がしみ出したり、風呂場の床の細かな亀裂から下の階に水漏れが発生したりするなど、様々な不具合が生じ、追加の修繕が多々発生している現状でございます。

町営住宅の改修・清掃サイクルの早期化につきましては、現在、遅くなっている一因としまして、熊本地震前に空室ができるとその都度修繕を行っていたところですが、熊本地震以後、業者不足等によりまして個別発注するとなかなか改修業者が見つからないため、平成29年度からは入札によりましてまとめて発注を行った結果、空室になってから入居できるようになるまで、以前より期間を要するようになったことがあげられます。

熊本地震から3年が経過しましたので、今後は、以前の個別発注での対応ができないか、業者の皆様と相談をしながら、また、退去検査時には復旧すべき範囲の指導などにつきましても、これまで以上に的確に実施したいと考えております。

次に、入居募集期間の短縮等による空室期間の圧縮につきましては、昨年度は年間4回、広報おおづやホームページを使って公募を実施しておりますが、公募期間でないタイミングでの入居相談もございますので、5月より公募した結果、入居者の決まらなかったあけぼの団地の高層階に限定しまして、住民課住宅係前に公募内容を提示し、随時、入居相談等に対応できるように工夫をしておりますが、議員ご提示の手法を含む、他自治体での取り組みにつきましては、今後研究していきたいというふうに考えております。

入居条件見直し等による需給ギャップの解消についてですが、あけぼの団地は、間取りが3Kと比較的広く、国の住生活基本計画における単身世帯の住居面積水準以上になりますので、あけぼの団地高層階に単身世帯を入居させることにすぐ取り組むことは難しいかもしれませんが、この辺につきましても、議員提案の先進事例等を研究させていただければというふうに考えております。

次に、多様化する住宅困窮者の一例としまして、町営住宅には現在、約10世帯の外国人の方が入居されております。特に目立った近隣とのトラブル等の報告は受けておりません。また、DV被害者等のシェルターとしての町営住宅活用になりますと、町単独での取り組みは加害者が同じ町内に住んでいる場合が多いため難しく、広域的な連携が必要になってくると考えております。

また、入居年数の経過とともに、町営住宅入居者の高齢化問題も懸念されております。既存のあけぼの団地へのエレベーター設置は難しい状況ではございますが、西嶽団地や上鶴団地といった既存町営住宅や現在整備中の立石や町民グラウンドの災害公営住宅にはエレベーターが整備されます。今後は、これらのエレベーター付きの町営住宅をうまく活用することで、多様化する住宅困窮者に優しい町営住宅の運営に努めていきたいと考えております。

最後に、多様化する住環境整備において、需給ギャップが解消されるよう、キャンセルされた理由の分析や大規模改修実施時期、町営住宅の意義を総合的な視点で、時代の要請に応じた住環境を整備しまして、空室の解消に努めなければならないと考えているところでございます。

以上です。

○議 長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 状況は承知しましたが、再度数点質疑をさせていただきます。

ちょっと場合分けとしたいんですけども、1点目が需要のある物件の話、2点目が需要のあまりないというか、物件の話、3点目が今後想定されるトラブル等の話という観点でお話したいと思います。

まず、需要のある物件に関してという、例えば、部長にも以前お話ししましたが、単身世帯では入りたい人がいるけども、ファミリー向けの物件しか空いてなくて入れないケースがあると。それは先進事例等も調べながら、前向きに検討という、調査等していただけるというお話だったと思います。そのほか、やはり改修が間に合ってなくて入れないというケース、あるいは、募集期間を空けすぎて入れないというケースは、非常に入居希望者にとっても、町にとっても不利益であると思っております。聞いた話ですと、例えば、立石ですと、現状復旧がその前住んでいた人との間でまとまらなくて、次に貸し出せない。もうステイタス上は退去にして、家賃支払いも終わっているけども、元の状態に戻してくださいという何か条件がまとまらず、数カ月からもしかしたら数年単位で長期化したような物件もあると聞いております。そういった物件がほかにないのかどうかというのが気になるのと。もし可能であれば、可能な範囲でその詳細について伺いたいと思っています。それにプラスアルファでそういった問題に対して入居時の契約等で解消できないのかですね、別途契約を結ぶことによって、そういったことを伺いたいと思います。

もう1点はですね、そうしたトラブルのときに部屋自体は物理的にはもう入れる状況ですので、町のほうでもうそこは直すなり、壊すなりしてしまっ、そのお金のほうを別途請求して、部屋は先に貸し出すとしたほうが個人的には合理的だと思いますので、そういった取り組み等もできないのかというのを伺いたいと思います。

2点目に、需要のない物件の話なんですけども、先ほどお話したとおり、入りたい人の需要と供給のところではどうにかできないのかというところと、もう1点が、エレベーターのほうなかなか収的に難しいと思うんですけども、今後高齢者が増えていく中で、結局必要となってくるのは、身体の不自由な方等の入居できる物件であると思っております。住宅困窮者等の増加も増えますので、その点についてももう一度詳しくお話いただければと思います。

3点目が入退去のトラブルというところで、今回別の議案でも入出時にトラブルがあってという報告があがってございましたけども、今後、やはり考えるのが保証人を立てられない方の話、そうした中で、他の自治体の状況をみると、なかなか収入がないとその要件すらも通らないんですけど、保障会社等を通して部屋を借りるようなやり方、あるいは、身元の承認みたいな形でクリアする方法もあります。ただ、そこで次に考えないといけないのが、そうしたときに、遺品等がもし発生してしまったときにどうするかというところで、いろいろな記事を調べてみますと、都市部では10年単位で貸し出す内容な状況になっている自治体もあると伺っております。それが数十戸に達すると。ただ、今後高齢化等も含む中で、本町においてもそうした状況が発生してくる可能性というのは高まってくると思いますので、そうした中で、そちらも入居時の契約等で何かできないかというところの見解を伺いたいと思います。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 金田議員の再質問にお答えをいたします。

3点ほどございましたけれども、まず、ファミリー向け物件で多く空いている一方で、単身の入居待機者が存在しているということで、条件を付けてですね、何か取り組みができないかということでもございましたけれども、多く空いてるファミリー向け物件とはあけぼの団地のことだと存じますけれども、同団地は3Kと比較的広く、先ほども説明しましたけれども、国の生活基本計画では、単身世帯の住居面積があけぼの団地の場合はですね、ちょっと面積が広がっているところでございます。また、立石団地や西嶽団地につきましては、単身世帯の住居面積の水準になっておりますので、こちらの団地が空きがですね、生じたときには、単身世帯の募集を行っております。また、仮に大規模改修前のあけぼの団地の高層階に単身世帯の入居を認めますと、大規模改修後のファミリーの方が住みやすい物件にということで、単身の方が以前入られてますとなかなかそのファミリーの方が入居できないということで、こちらにつきましても、議員ご指摘の先進事例をですね、研究させていきたいというふうに思っているところでございます。

また、前の入居者自身の方で原形復旧してもらえないというような方がおられて、新たな入居を募集できないということはどうなるのというような質問でございましたけれども、確かに、増築分の解体が進まなくてですね、次の入居者を入れる準備ができていない事例があります。通常ですね、増築を行う場合には、模様替え申請をいただきまして、退去時に原形復旧するなどを条件に認めておりますけれども、しかし数十年も前から入居されていた方が亡くなった際、相続関係者が入居する前から増築部分は存在していたか、住宅を入居する前からですね、もともとあったというように主張されてまして、町に提出されているであろう模様替え申請も見つからずにですね、簡単に現状復旧ができないような事例もございます。このような物件につきましては、今後、顧問弁護士等もおられますので、どのように対応すべきかですね、実費請求の可否等も個別に相談しながら、必要であれば町として解体する予算をですね、確保していきたいというふうに思っております。

それと単身世帯の町営住宅の入居の方が亡くなった場合ということではございますけれども、議員ご指摘のですね、遺品の整理ができない案件が確かに1件ございます。解体予定の物件でございますけれども、今後もですね、相続関係にある方と連絡を取りながら、努めて、接触を重ねていきたいというふうに思っております。

また、事前に遺品整理に関する契約を取り交わすことにつきましては、必要性も含めてですね、また、先進事例等もまた参考にですね、取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

それと高齢者向けのエレベーターの設置ということもございましたけれども、エレベーターの設置につきましては、高額な金額もかかるということと、以前、住民の方にアンケートをしたときに、家賃が上がるならばエレベーターの設置はないというような声もあったということをお聞きしたところでございます。

すみません、以上でございます。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 詳しい答弁いただきましたが、民間の住宅とはもちろん違うので、空き家があるから絶対埋めなければならないということはないと思うんですよ。それは完全に民間の発想です。ただ、現に住宅困窮している方がいらっしゃって、それは町に相談くる方もいらっしゃるでしょうし、ずっと広報紙等で待っている方もいらしゃると。そういう状況で、例えば、随時募集のお話ありましたが、そういったものであれば、役所内に貼り出すのではなく、ホームページ等に掲載する方法もあるでしょうし、あるいは、これ発想は民間と違いますが、事務としては民間の不動産会社とほぼ同じだと思うんですよ。私も最近民間のお部屋を探すために不動産会社出入りしていますけども、例えば、入退去のときもちゃんと入居シートがあって、1週間以内に何か瑕疵がある場合には報告しなさい。もし出さなかった場合には、それはもうあなたの責任ですよと、そこまで行政がやるのか、できるのかは整備の仕方次第だと思うんですけども、そうすると後のトラブルも減らせますし、民間の場合は保障会社を立てて、さらに、保障会社あるいは保証人が機能しなかったときに、この遺品等だとかをどうするかというのは契約の時点で結んで、それは処分できるというふうな形に、もう割り切った形にもやっています。もちろん、住宅困窮者のためにできるだけ優しいやり方が望ましいんですけども、そこで不利益が発生したときにだれがその負債を被るかという、すべて納税者の方々になりますので、そこはバランス感覚を取りながら、まさに先進自治体だけではなく、先進というか、民間のやり方も研究しながらぜひやっていただければと思っておりますので、どうかよろしくをお願いします。

それでは、2つ目の質問に移ります。

2点目は、LINEを活用した情報発信およびコミュニケーション戦略というものです。こちらも別紙のほうから簡単にご説明したいと思うんですけども、情報はなるべく確実に伝えてこそ初めて意味をなすものだとこのころで、LINEの利活用率が全年代で75.8%、60代でも45.1%、これ2年前の数字なんですけど、これだけ伸びてきておりますと。町のいろんな方とお話しますと、ああこんな講演会あって広報に報告出てるけど知らなかったというお話だとか、あるいは、例えば、男女共同参画なり、子育て支援なり、町のほうでいろんな素晴らしい講演やっているけども、なかなか人が集まらないと。ただ、もちろん情報知ったからといって来るとは限らないんですけども、もう少し適切に情報が拡散できてればもっと住民の方はよりよいサービスを受けれて、町のほうも果たすべき役割というのを果たせるんじゃないかというところで提案しております。

からいもくん便りもありますけども、LINEのほうが使用者も増えてきているだとか、登録しやすいとかいろんなメリットもあるので一度考えてみませんかというのが1点。

LINEの別のサービスであれば、興味あるところにだけ情報を送れると。

次のページになりますけども、そのLINEを活用していじめ等の相談窓口を活用できないか。そして、住民のアイデア等をもっと効率的に取得できないかというところで考えております。

それでは、改めてなんですけども、社会における情報発信やコミュニケーションのあり方は大きく変化しております。特に先ほど述べたとおり、LINEの利用率は非常に高くなっており、その親し

みやすきや簡易性から性別や人口、地域、年代などに偏らずに幅広い層に普段使いされているのが特徴です。そして、利用者は現在もさらなる増加傾向にあります。こうした動向を背景に、多くの民間企業において誘客や販売促進、ファンづくりのツールとしてLINEが積極的に活用されています。

自治体にも同様の動きがあり、80を超える市町村がLINEを活用した情報発信等に取り組んでいます。情報はただ単に発信するのではなく、伝えるべき人に確実に伝わってはじめて意味をなします。例えば、災害等に関する緊急情報は速やかかつ確実に伝えることが原則です。

さらに、町では様々な講演、イベントが実施されており、より確実かつ効果的に情報が伝われば、町としても一層多くの集客が見込め、より高いレベルでの実施目的の達成にも寄与しますと。

LINEを使われていない方にはわかりにくいかもしれませんが、基本的な使用としては、大津町が自治体版のLINE公式アカウントを作成し、LINE内での検索やQRコードによって友達登録をしてもらうことで、登録者に対して各種情報を通知するという流れです。実際にやってみると住民側の作業も非常に簡単であり、町や社協主催のサロンや福祉イベントなどを通して登録者を増やすことも考えられます。

以上を踏まえ、次の5点について伺います。

まず1点目は、防災無線での放送内容をLINEの大津町公式アカウントから住民向けにメッセージ通知する考えはないか伺います。

現在は、防災無線の内容は、大津町の総合情報メールサービスからいもくん便りでも配信されています。これも数年前に導入されて非常に便利だという声も私も聞いております。しかし、大津町外の事案の割合が多いこともあって、メールを受信しても開封しない、受信を辞めたという声も出てきております。また、昨今では、キャリアメールやWebメールを使わない層も増加しております。当時はものすごくいい取り組みで、今もいい取り組みなんですけども、別の切り口でいくと、さらに別途情報を文字で送付するというやり方の見直しができるのではないかという旨での提案でございます。費用はかからずに、発信側の手間としても、現在、すでにからいもくん便りで配信している内容をあわせて送信するだけですので、手間も2、3分程度、両立した町と関係のない内容は取捨選択して配信しないことも容易ですと。より親しみやすく、簡易性の高いLINEでの情報発信は、時流を捉えた効果的な取り組みであると考えております。

2点目は、個々の住民が事前登録した興味のある分野の情報のみを発信する仕組みを導入する考えはないか伺います。こちらは有料ですが、項目③のLINE相談窓口で活用できるチャット機能とセットで月額7万円と、行政向けのサービスとしては比較的安価な設定かと思えます。近隣では、このメッセージ配信ツールKANAME TOを熊本市が導入しておりまして、私も登録しておるところです。発する情報は個人によって異なります。また、広報紙による情報発信では、紙面の都合上、限られた情報しか発信できず、情報の鮮度も落ちます。ホームページの発信であればその課題は解消できますが、住民は自分に必要な情報を逐次確認するとともに、取捨選択しなければなりません。しかし、この仕組みを活用すれば、LINEを通して、一度登録した自らの興味がある情報のみがプッシュ型でタイムリーに送られます。また、受信したリンクからより詳しい情報を見たり、参加申し込みを行

ったりすることも可能です。住民側の流れとしては、LINEの配信登録時に世代や性別、校区あるいは欲しい情報、例えば、町内イベント、子育て、健康、ボランティアなどを選択して登録します。そうすると、その登録者には選択した分野の情報のみが届きます。さらに、一部の自治体では、情報発信とあわせて該当イベントで使えるクーポンを配信するなどして、参加者を増やす工夫を凝らしております。

また、例えば、この仕組みを応用し、町のボランティア連絡協議会と連携するとともに、ボランティアへの参加意欲がある方に登録いただき、急募、来週の子育てイベントで5名が不足していますなどの情報を流すことで、各取り組みの人材不足解消につなげる活用方法も考えられます。

こうした手法によって多くの方に少しでも町を身近にするとともに、さらに多くの人と人がつながることになればと考えております。

3点目は、いじめなどのLINE相談窓口の設置についてです。

行政サービスにおいては、年代を問わず最後の最後に紙の申請書が書けなかったり、相談窓口に行けなかったり、電話の発信ボタンを押せなかったりで支援とつながらないラストワンマイル、いわば最後の一步の問題があります。そうした問題に対して、書類申請よりも口頭申し出、対面よりも電話、電話よりもメールのほうが相談までの心理的な障壁が低く、出来る限り気軽に相談できる窓口の拡充はそれだけで価値のあるものと言えます。

総務省の平成29年の調査報告書によると、10代の1日当たりの情報通信メディア利用時間は電話が1分弱、SNSが5分4秒となっており、青少年の主なコミュニケーション手段は、電話からSNSに変化しています。このような現状を踏まえ、いじめを含め様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談窓口の拡充が求められており、実際に多くの自治体がすでに取り組んでおります。平成30年4月から12月に実施された文部科学省SNS等を活用した相談体制の構築事業では、都道府県19、指定都市8、市町村3の合計30自治体で1万1千39件の相談が寄せられ、心理的ハードルが低いSNSへの相談から電話や対面相談、あるいは専門の支援機関へとつながっているケースもみられます。また、長野県の教育委員会が2017年に行ったLINEによる相談時間の実績によると、9月10日から23日の2週間の夕方から夜、LINEの相談専用アカウントで中高生の悩み相談を受け付けたところ、2週間で1千579件のアクセスがあり、10人の専門相談員が547件の相談になったということで、これは前年度1年間の電話相談259件を軽く上回る数字でした。これは助けを求めたいけれども、その一步を踏み出せない児童生徒がたくさんいるとうことではないでしょうか。本格的なLINE相談窓口を設置するのか、まずは申し込みの窓口として導入するかなどのレベル感は様々ですが、子どもたちの悩みに寄り添い一人一人の学校生活がより幸せなものになるように当該取り組みを行う考えはないか伺います。

4点目は、LINEによる町民の多様な意見やアイデアの収集と活用についてです。

内容は様々ですが、私もふとした話の中から生活当事者ならではの着眼に啓蒙されたことが何度もあります。こうした生活者視点での課題認識や困りごと、解決に向けたアイデアを住民がLINEという身近な窓口経由で何気なく送信し、行政側が効率的に集めることができれば、多様化する生活課

題の把握や解消にも非常に優良であると考えております。もちろん一つ一つに丁寧な回答をしていては通常業務に支障が出るため、制度設計は慎重に行う必要があります。実施の場合には、例えば、個別解答はしないが幹部会議や担当者間で毎月共有し、まちづくりに活かすこと。さらに、効果の高いと思われる内容は、各課内な住民座談会などでも具体的な議論を深めて実現していくような流れにするとともに、住民からの投稿段階でその趣旨をご理解いただくという全体像で考えております。情報量におおぼれずに、適切に処理できるという前提に立つのであれば、情報は多いにこしたことがなく、それがよりずれや漏れのない、そして機知に富むより効果的な施策の創造にもつながります。また、こうして住民にとって行政がより身近になることは、町長が標榜する行政と住民の協働によるまちづくりにもつながると考えております。

最後、5点目は、その他、多様な利活用方法の検討についてです。

今議会でも交流人口、関係人口が何度か話題になりました。現時点では時期尚早かもしれませんが、将来的には京都市のような、観光者への情報発信、町の新たなファンづくりや本町出身者と継続的につながることを通して、来町者やふるさと納税を増やすことにつなげるなど様々な取り組みが考えられます。

以上、5点について、町長の答弁を求めます。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 金田議員の5点について、大変貴重な提案をいただいております。ありがとうございます。

町につきましても、今後、スマートフォンの利用率が全年代で80%を超えておるという状況でございます。日常の様々な場面において情報の取得やコミュニケーションの手段などとして使われていますが、それに伴って様々なソーシャルメディアサービスが普及しています。

一方で、ソーシャルメディアサービスを利用していない人には、従来のコミュニケーションを併存させていくことも必要ですが、今後、様々なソーシャルメディアサービスが流行し、自治体もそれらを利用し、いかに多くの住民に情報を届けることができるか取り組んでいます。

今後、大津町でも行政情報や町のイベント情報など様々な情報がより多く住民にお伝えできるよう手法を検討していかなければなりませんけれども、先の一般質問にありましたように、町民が知り得るような情報、知りたい情報、行政からお願いするような情報、いろいろあるかと思っておりますけれども、この辺につきましても、それぞれの担当の連携をしっかりと取りながら、窓口をやっぱり一つに絞りながら、その情報発信を今後やっていかなくちゃならないんじゃないかなというふうに思っております。

5つの提案の関連等につきまして、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 教育長吉良智恵美さん。

○教育長（吉良智恵美さん） 私からは、金田議員の3番目のいじめ相談などのLINE窓口設置についてのご質問にお答えさせていただきます。

議員がおっしゃるとおり、近年、LINEなどのSNSを活用したいじめ等に関する相談受付などに取り組む自治体が増えております。平成30年度では、国の補助を受けてSNSによる相談事業を

実施する自治体が東京都をはじめ、北海道、岡山県、熊本県、名古屋市、熊本市、大津市など、18都道府県と9市がSNSのLINEを利用した相談事業やアプリを使った独自の取り組みをされています。特に滋賀県大津市では、全国に先駆けて、平成29年11月からLINEのいじめ相談窓口を開設され、その有効性や運用方法等について、実施検証しながら試験運用を繰り返されています。

また、大津市以外にもLINE等による双方向による相談の仕組みではなく、アプリを活用した一方の通報型の仕組みで実施運用されている自治体もあるようでございます。

現在、先進的に取り組まれている自治体の多くは、運用面での課題や改善等も繰り返し検証しながら、試験的に運用を実施されている段階にあるようです。

なお、現在、取り組まれている自治体は、都道府県や政令指定都市などの大きな自治体であり、今後、深く検証され改善を繰り返し、広域的な取り組みも視野に、市町村へもフィードバックされていくものと考えております。

SNS等を活用した各種の相談窓口はさらに拡大していく方向にあると考えますし、大変有効なものであると考えます。熊本県全域での取り組みや、広域的圏域の自治体による取り組みなども一つの手法として捉え、今後も情報を収集し課題等を整理しながら研究を進めてまいりたいと思っております。

詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 現在、町では、情報発信の手段として広報おおづ、それから、生涯学習情報誌、町のホームページ、そして、からいもくん便り等で情報発信を行っております。現在のところLINEを利用した情報発信については行っていないというような現状です。

熊本県の自治体では、熊本市、宇城市、上天草市などがLINEを利用した情報発信を行っておられ、各市町村の防災情報、行政情報、それからイベント情報などを発信しているところです。また、LINEを利用してごみ分別の周知や様々な相談などにも利用されており、今後も増えていくものと思っております。

議員おっしゃいましたように、LINEについては、様々な年代に幅広く利用されておりまして、情報発信やコミュニケーションのツールとしても有用であるというふうに思っております。今後の課題としまして、LINE等のソーシャルメディアサービスを使いこなしていくためには、体制づくりについてもしっかりと考えていく必要があるのかなというふうに思っております。

ご提案いただいた、まず①ですけれども、①の防災無線での放送内容の同時配信でございますけれども、現在、からいもくん便りのメール、約2千100名の方が登録をされておりますけれども、防災無線の放送内容の同時配信を行っておるところですけれども、これとLINEをですね、うまくリンクさせ、簡略的な作業で同時配信できないかのですね、検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

その運用がうまくできれば、町民の多くの方がLINEに登録していただいて、そして②で提案いただいております、各分野の情報発信にもつながり、より実効性のある情報配信の手段となるのではないかとこのように思っております。

また、4番目の町民の多様な意見やアイデアの収集と活用につきましては、現在、ホームページで町政への提案、あるいは各課への問い合わせということで対応しておりますけれども、LINEですとなれば、その活用の仕方や運用方法については十分検討する必要があるというふうに考えております。

⑤の多様な利活用の検討についてということですが、その辺も含めまして、LINEを活用した情報発信やコミュニケーションについて、先進の事例をですね、参考にしながら検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 先ほど教育長からもありましたように、近年、全国的にSNS等を活用したいじめ相談等に取り組む自治体が増えております。これは、電話、手紙、面談等による既存の相談窓口に加え、現代の子どもたちが日常のコミュニケーションとしての利用が広がっているSNSの一つであるLINEなどを利用して、いじめ等に関する相談受付を行うことで、相談窓口の選択肢を増やし、気軽に相談できる環境を整備することを目的として取り組まれているところでございます。

県内におきましても、熊本県と熊本市が他自治体に先駆けて取り組みをされております。

熊本県では、匿名でいじめを通報できるWebサービス「キッズサイン」を平成29年に県立高校3校に試験的に導入し、外から見えないところで起こっている「ネットいじめ」などの通報を匿名で受け付け、その情報を学校に届けるシステムを試験的に導入、その状況を評価・検証したうえで、平成30年度に県立の中学校・高等学校の全校へ導入をされて、運用をされている状況でございます。

また、熊本市では、昨年の夏休み明けの前後、8月24日から9月6日までの2週間を相談窓口開設期間としまして、市内の中・高校生からLINEを活用したいじめなどの相談を受け付ける「ほっとLINE」を試行的に取り組まれております。相談時間は、夕方5時から夜9時まで。対象は、熊本市内の中学生と高校生で45校、約2万2千人が対象となっております。

その中で、いじめ等について135人から相談等があり、これは既存の電話相談の1年分の2倍以上の相談件数ということで、この結果からもSNSを活用した手法は、中・高生にとって気軽に相談しやすいものであると考えられます。相談内容には、いじめ以外に、友達や家族関係、進路の悩みなども含まれ、幅広く生の声が寄せられておるようでございます。

熊本市は、この結果を検証して、本年度も夏休みの後半から相談窓口の開設期間を見直し、拡張して実施する予定ということで聞いております。

このように、現在、文部科学省からのSNS等を活用した相談事業の補助事業を活用して、複数の自治体に取り組まれております。補助事業の実施主体としましては、原則、「都道府県・指定都市」となっております。ただし、指定都市を除く市区町村につきましては、広域的な相談体制の構築に資すると認められる場合に限るというふうにされております。

国は、将来的には都道府県等による広域的な相談体制の構築を想定したモデル事業を実施している段階でございますので、今後の状況を注視するとともに、広域的連携による取り組みの展開が見込まれるような状況になれば、前向きに協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 再度質疑いたします。

まず、このいじめ相談に関してなんですけども、その例えば、費用対効果等みたときに、広域でやったほうが合理的で、確かに、ぼくも県がやってくれるのが一番いいと思います、それはですね。ただ、それもいつになるかわからないんですよ、近いとは期待したいんですけども。そうした中で、やはり我々の1年間と中高生、小学生の1年間で、やっぱり違うんですよ。もう彼らにとっては一月後がもう永遠のように長くて、1年なんてもう気が遠くなるように長くて、その中で、もし苦しみを抱えて、それを相談できる場所がないのであれば、それは非常に悲しいことで、保護者さんにも相談受けたことがあります。子どもがいじめられて、気づいてあげられなかったという話を聞いたことがあります、すごい泣きながら話されるんですよ、そういったことも含めて、大津の取り組み、例えば、今、電話で受け付けるとか、口頭で受け付ける窓口でLINEでもちょっとできるような受け皿として設けるような、ちょっと先んじた取り組み等はできないかというところを改めて伺いたいと思います。

2点目の、2点目というか、一般的な話なんですけども、この情報発信に関して、正直行政って、情報がちゃんと伝わらないから明確に困るということ、確かにないと思うんですよ。実際、困っているんですけど。例えば、民間の場合、このLINEとかどんどん導入しています。それなぜかというところ、同業他社がメールじゃなくLINEとかでどんどん情報投げて、その中でしっかり有益な情報を掴んでもらって、誘客等につなげていくと。ただ、町のほうも実際それができるのであれば、今、本当に町の中でいろんなアンガーマネジメントとか、子育て支援とかものあっている方が知らない方がものすごく多くて、それもったいないことであって、そうしたものを各課等がその広報の仕方考えて、このあなたがツールを使って発信していくことができれば、町の果たすべき役割も果たせるし、住民の方も喜ぶし、だからこそ、スピード感を持って前向きに考えていってほしいと思っているところです。

その2点を踏まえて、改めて答弁をいただければと思います。

○議長（桐原則雄君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 再質問にお答えいたします。

子どもたちもですね、いろいろな悩みも多いということで、急いでですね、単独あたりも含めて取り組むべきではないかなというところがございますけども、現在、先ほど言いましたように、国のほうも広域的な取り組みあたりを前提としてですね、実証実験あたりをされております。いろいろ単独である場合の課題等もですね、いろいろ出ているようなところもございますので、実際の先進地、先進の事例あたりも当然研究を進めていくところではございますけども、現段階で、単独というのはですね、非常に厳しい状況もあるかなと思っておりますので、できれば広域的な取り組みあたりをですね、町としてもできるだけ早くできるような形でですね、推進していければというふうに思っております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 情報発信のツールについてはですね、いろんな形があったがよいと思います、多くツールは必要だと思っています。

それと情報発信、あるいはコミュニケーションについては、時代とともに大きな対応の仕方も変わってきますので、新たな時代に今対応しているものは何がよいかということについては、十分検討したいと思います。

○議長（桐原則雄君） 金田英樹君。

○4番（金田英樹君） LINEのいじめに関しては、今回、LINEの話なのでLINEの話で言いましたけども、やはりできるだけ重層的に子どもたちが相談しやすい、あるいは助けを求めやすい仕組みというのを、今もしっかりやってらっしゃると思うんですけど、より一層やっていただければと思っています。

さっき部長がおっしゃったとおり、社会ってものすごい速度で変わっておりまして、それに対して、民間はついていかざる得なくてついていってると。行政は、まあついていなくても何とかなることは確かになると。ただ、今回、町長もおっしゃってたとおり、そういったAIとかITとか取り入れながら、より住民サービスに寄与できるようにしていただきなと思っています。

もう1点、1点目の話になりますけども、先ほど空き物件がたくさんあるという話がありました。入居したい方が一方にいるという話もありました。それって、でもやっぱり我々一般人とか、民間のサイドから見ると、かなり異様なことなんですよ。業者が見つからないのであれば、もしかしたらお金をあげて早めにもやってもらって貸し出すこともできるし、何かそういった工夫な、全般的なことも含めて、今回、一般質問をさせていただきましたので、何かしら、私もしっかり協力していきますので、一緒に頑張りたいと思います。よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（桐原則雄君） しばらく休憩します。

2時10分より再開します。

午後1時58分 休憩

△

午後2時10分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

坂本典光君。

○11番（坂本典光君） こんにちは。坂本典光が一般質問をいたします。まずは、病気入院のため3月議会最終日を欠席したことを町民の皆様、議会および役場関係者の方々にお詫び申し上げます。

第1問目は、職員の民間企業への出向についてであります。

ものの感じ方、捉え方、価値観の違いは、人によってまちまちです。男女による違い、大人と子どもによる違い、世代間の違い、国民性による違い、地域による違い、職場による違いなどです。自分

が当然と思っていることが当然ではないのです。違いの差はそれぞれにより大きな差、問うに足りない差があります。時間がありますので少し遠まわしに話していきます。

今、日本と韓国は徴用工問題で鋭く対立しております。以前の政府間交渉で解決済み、国と国の約束を守らない韓国は国の体を成していないと主張する日本に対して、違うと反発する韓国。日本人から見るとおかしな国に見えます。ですが、韓国からすれば、それなりの考え方があるのでしょうか。これは大きな価値観の違いです。

日本の国内でも環境、働く職場の性格で考え方、感じ方は大きくはないですが、違います。今まで大津町から国の省庁、県、一部事務組合に出向して、よその職場を体験してまいった職員がいっぱいあります。研修制度を利用して、よその都市の視察にも行き、知識を磨いてこられた方もおります。いい流れです。大津町民の方々は、様々な業種の仕事に従事されております。米作、野菜、酪農、畜産などの農業を営まれている方々、物品販売を中心とする商業関係者、建設業、土木業など工業を営まれている方々、県庁や市町村などに勤務する公務員の方々、本田技研をはじめとする民間企業に勤める勤労者の方々などですが、公務員を除いて大半が民間で働いております。民間企業に出向し、民間のものの考え方を学び、スピード感を養うのはいい経験、いい勉強になると思います。ものの考え方や価値観も変わると思います。民間に終身雇用はありません。従事する業界が将来どのように変化するかわからないからです。国内のみならず、技術革新、マーケット改革、強国の派遣争い等で世界の経済は急激に大きく変化します。日本では戦後、繊維産業が盛んでした。東レ、帝人、日清紡、東洋紡、菊陽には都築紡績、大津には神戸生糸がありました。ここにいる皆さんもよくご存知だと思います。ついこの間のことです。風のごとく去ってしまいました。お世話になっている自動車産業も永遠ではありません。最近では、ネット通販のAmazonが商品販売業界を接見しております。民間で働く勤労者に安心できる未来は保障されておられません。受け身ではなく、自分で、自分たちで時代についていく。自分の食い口は自分で獲得する。自分たちのまちは自分たちでつくりあげるしかないのです。

大津町も町長を中心に努力と先見性を持って進まないで、大津町の今後が思いやられます。小泉内閣のころから非正規の社員が多くなり、正規社員との賃金格差がついてしまいました。真面目に働いてもやっと生きていくだけのという人たちが多くなりました。そういう社会情勢の中で、公務員を見て、常識がずれている、仕事にスピード感がない、やる気に欠けるといふ苦情を言う人たちも多くなりました。民間と公務員、目的も仕事内容も異なり、当然、常識も食い違ってきます。公務員は全体の奉仕者、町民へのサービス業です。公務員である職員から民間で働く人の気持ちが理解できるような努力も必要かと思えます。役場職員はそれなりの試験を受けて採用されており、高い能力を持っているはずで

さらなる資質向上のために、職員の民間企業への出向を検討する時期にきているのではありませんか。先ほど申しましたように、民間の仕事現場を体験し、あるいは様子を見るだけでも意識が変わると思います。当然、常識も変化すると思います。出向する職員にとって損することはありません。将来に向けた大きな体験、財産になるはずで

昨年、平成30年に大津町人材育成基本方針が策定されております。大体、国・県・町などで行われる方針などは、点数を付けると、書類満点、中身30点ぐらいです。多分に願望が入っており、どこまでが実現可能かわかりませんが、ちょっと入り込んでみますと、人材育成基本方針の目的は、限られた人員の中、業務の質の高度化や事務量の増大化に対応するため、職員一人一人のレベルアップや意識改革を図るとともに、多様な住民ニーズの対応や専門的知識の習得など、能力向上、並びに社会情勢の変化に伴う共生課題への対応や、新たな分野への政策形成など、組織力のさらなる向上を図ることにあります。また、併せて、職員が働きやすさ、業務へのやりがいを実感できるような職場環境を整備する必要がありますとしております。抽象的な言葉の羅列ですが、私が述べてきたようなことと大きな違いはありません。職員の役割と責務では、まちづくり基本条例第9条において、第1項で、町職員は、町、町民全体の奉仕者であるとともに、自らの地域の一員であることを自覚し、この条例の理念にしたがい、誠実かつ効率的に職務の遂行に努めなければなりません。また、第2項で、町職員は、まちづくりの専門スタッフとしてまちづくりに必要な能力の開発と自己啓発に努めるものとし、規定されております。また、期待される職員像として、信頼される職員、大津愛を持った職員、チャレンジする職員の3つをあげております。信頼させる職員とは、公務員としての高い倫理観と責任感を持ち、公正、誠実、町民だけでなく、職員からも信頼を得る職員。大津愛を持った職員とは、大津町への愛情と地域の一員としての自覚を持ち、町民の人権を尊重するとともに、町民に対し、温かい心で接することができる職員とされております。チャレンジする職員とは、社会情勢の変化等を敏感に感じとり、新たな課題や困難な仕事に対して創意工夫をしながら使命感を持ち、果敢に挑戦する職員とされております。後で出てきますが、これらはスピード感を持ったポジティブな職員が求められることと思います。特に管理職で人事交流として、多様な行政ニーズに対応するために、役場職員とは違った立場からものを見る目や、幅広いものの考え方を養うことができるよう、熊本県や他の地方自治体、中央省庁、その他一部事務組合や民間企業等への人事交流を行いますと述べております。熊本県や中央省庁との人事交流は、町の位置づけやほかの自治体の状況など、広域的な考え方を身につけることができ、幅広い視野を持った職員の育成に効果的であるため、今後も長期的な人材育成の観点から人事交流を推進してまいりますとしています。また、人事交流により、外部の人材を役場に受け入れることは、町と他自治体や中央省庁とのパイプ役となるだけではなく、それぞれの専門分野に基づく意見を町政に取り入れることや、業務に取り込む姿勢及びその過程を見ることができると、役場職員の見識を深めたり、意識を高める効果も期待できるとしています。

ここで、民間企業との交流という言葉が出てまいりました。ぜひ実現していただきたいものです。これは、私が感じるのですが、行政は、前年に習って予算書を作成します。それが議会で議決されたら支出額は制約を受けます。その額を超えて支出することはできません。それぞれの部署の担当者は、契約や見積もりにしたがって支出負担行為という稟議書を作成し、係長、課長、部長、重要な案件は副町長、町長と許可の印鑑を求めて歩きます。許可をもらったら発注し、工事が完成、あるいは物品の納入、役務の影響を受けた後で業者から請求書が届きます。すると担当者は、支払い命令書を作成して、係長、課長と印鑑を求めてまわります。そういう規定になっているから仕方がないと言え

ばそれまでですが、民間的な目で見れば、無駄な時間に見えます。会計的な表現をすれば、費用ではなくロス、つまり損失になります。

ここで、Webサイトに出てくる体験談から拾ってみます。神奈川県職員Aさんは、IT企業への派遣研修制度で短い期間ではあったが、ベンチャー企業で業務を体験しました。その感想は、ベンチャーの生きるか死ぬかという厳しい環境を2週間経験するだけでも、公務員である自分がいかに安全に守られている場所にいるかがわかり、意識が変わると述べております。福島県職員Bさんは、1年間旅行会社に出向しました。その感想は、民間だとメールでやりとりをして、上司と話しして、ぱっといろいろなことを決めるのに、公務員は稟議制といって決済をいろいろな上司や職員にまわして取ります。恐ろしく時間がかかります。民間企業は、個人個人にもっと裁量があって、いろんなことにチャレンジさせてくれると感じました。公務員なら3日かかるものが民間なら30分だったりするイメージです。ミス一つも出してはいけない公務員と、民間企業の世界はもちろん違うと思いますが、それくらいのスピード感を公務員に降ろしていけば、もっと効率したことができるのではないかと思いますと述べております。

1回目の質問を終わります。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 坂本議員の民間企業へ出向とともに、職員の育成についての提案でございますけれども、町といたしましても、これまで専門的知識や技術、情報収集などをはじめ、幅広い視野や高い見識の醸成など、庁内だけ業務経験で身に付けることが困難な専門知識や経験を取得させるために、多くの職員を国や県のほうに派遣しております。現在まで国のほうに3名、経済産業省と、現在、農政省のほうに1人派遣しております。県のほうには行きたがりますけれども、国になるとなかなか行ききたがらないちゅうか、この前、農水省の課長とお話しましたところ、大変頑張っておるということで、夜はやっぱり12時過ぎまで仕事をして、大津町で働いている以上に頑張っておるなというようなことをお聞きしておりますけれども、やはり、国のほうからも農水省のほうにキャリアの3年生の職員が来ておりますけれども、この前も会計検査に十分対応していただいております。そういうふうには、人事交流関係について、官公庁となれば我々の専門職の知識を覚えるために行っておりますし、また、自主的な自己申告による研修についても、現在の職場業務の内容をもう少しレベルアップしようというような形で研修に行っております。そういう研修の復命書を見ると、もう素晴らしい復命書をいただいております。そういう形で職員のレベルは上がってきておるものというふうには思っております。ただ、議員指摘のように、民間企業へというのは今まで1回もやっておりますけれども、今後につきましては、やはり大津町も70社以上の誘致企業がきておりますので、企業連の関係では町との連携も密になっておりますので、そういう企業の皆さんと話をしながら、人事交流ができるかどうかというようなこと、これはもう長期でなくして、短期間の中で何かをわかっていただけるというような形になれば、民間の頑張っている姿が、そうすれば、議員おっしゃるように、信頼される職員や、大津を愛する職員、そしてチャレンジに挑戦できる職員が育っていくんじゃないかなというふうには思っておりますので、この件については、今後、企業連の皆さんとも相談しながら、まず、地元の企業の中

での交流ができればなというふうに思いますけども、相手がおることですので、十分そちらのほうともご相談しながらやっていければなというふうに思っております。そういう中におきまして、やっぱり今臨時職員も450名ぐらいおるといような状況でございますので、人手不足というような形で、大変職員も苦勞しておりますので、自主申告についてもなかなか回りに心配しながら研修を行っておるといような状況も多々あるようでございますけども、そういう心配しないで自らしっかりとチャレンジできるような職員が大きく育ててくれればなというふうに思っております。

今後につきましては、そういう人材育成にいろいろと検討しながら進めさせていただきたいと思っておりますけども、細部については、担当部長よりご説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 職員の資質向上や人材育成の取り組みにつきましては、先ほどご紹介がありました、大津町の人材育成基本方針に基づいて、職階ごとの研修、あるいは自己啓発の研修などを行いながら職員の意識改革、能力向上を促す取り組みを行っているところで。

一方で、常識がずれている、あるいはスピード感がない、やる気に欠けるなどのご意見が寄せられているということで、職員の現在の資質と住民から求められている行政サービスのところに若干のギャップと申しますか、そういうのがあるのかなというふうに思っております。

民間企業への出向については、長期間・短期間を含めて、人事交流、あるいは派遣研修とも今のところは実績はないという状況です。

しかし、職員を企業等に派遣することによりまして、企業の合理性やスピード感、コスト意識を現場で体験し、民間の立場から改めて自分の業務を見つめ直すことで、新たな発想が生まれるなど幅広い能力が体得できるというメリットがあると思われま。短期的な研修派遣につきましては、要綱等定めて実施している自治体の事例もあるようですので、今後、調査・研究を行ってみたいと思います。先ほど企業連の話も町長からございましたので、まず、民間企業さんとのですね、連携・交流を図りながら、例えば、まず、最初に民間企業から講師を招くなどして、民間の手法を取り入れた職員研修あたりについてもですね、今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 戦前の行政制度は、中央集権の強いものでした。中央省庁からの上意下達、市町村役場は、国・県の下請けでした。市町村は上から言われたことを従順にこなせばよかったわけです。それを解消しようと地方分権が生まれたわけですけども、そのためには、自ら考え、実行する優秀な職員が求められます。

同じく、戦前の民法では、家庭制度に家の制度がありました。戸主が家の決め事を司る。家族の婚姻に対する同意権、戸主の同意を得ずに婚姻したものの離籍、いわゆる勘当ですね。これは当時の民法で定められていたことです。とにかく75年ほど前までは上下関係の強い、秩序維持の強い社会だったわけです。未だにその習性が続いているのだと思っております。早く時代にあった制度、実力主義の制度にもっていかないと次の時代の世界の競争に負けてしまいます。

第2問目に入ります。

職員の昇格試験についてであります。係長、課長、部長などの組織の長には昇格試験をし、やる気があり、かつ優秀な人が就くべきです。年功序列でなれば、部下の能力を活かしきれない。部下からの評価も参考にすべきです。やる気があるとは、私にさせてください、自身がありますと手を挙げてくるような人のことです。年功序列でやる気のない人を長にしたら、町も職場も部下も困ります。特に部長の選定はものすごく大事です。部全体に影響を与えます。能力があり、スピードと実行力と社交性のある人は年齢に捉われず登用すべきだと思います。そういう人が長にならないとこれからの社会は乗り切れません。

大津町職員の職の設置に関する規則によれば、役付け職員の職にある職員は上司の命を受け、所管事務を処理し、部下職員を指揮監督するものとし、一般職の職に職員は、上司の命を受け、業務に従事するものとするがあります。役付け職員の職として、課付き主査、参事、係長、主幹、局長補佐、室長、審議員、局長、課長、次長、部長があり、段階が上がるごとく時の経過とともに上に上がっていくこととなります。今までは秩序を重んじて上司の評価と面接を中心とした試験であったと思います。昨年、新しい人事評価制度が制定されました。人事評価を能力評価及び行政評価で行うというものです。今回、はじめて評価が行われたはずですが、コメントするにはまだ早いといったところです。公務員制度はどうしても秩序維持の傾向が強い制度です。いつもいうように、民間で仕事をする人は生きていくために自分と家族のために利益を上げなければいけません。実績を上げる必要があります。この先社会全体として退職金も下がってくると思われまます。年金は70歳から支給という時代がそこまできております。民間で守られてきた人は、それでもたくましく生きていけるでしょうが、役場の仕事しかわからないという人は大きな苦勞をすることになります。樂をしないでポジティブに仕事をしましょう。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 職員の昇格試験関係についてのご質問でございますけども、地方分権が進展し、町行政に対するニーズもますます高度化・多様化し、町民の期待に応えられる町政を推進していくためには、職員一人一人がその持てる力を最大限発揮することが必要であり、町において、これまで職員研修の充実などによる人材の育成や職員の能力や適性に応じた適材適所の人事配置に努めてまいりました。

職員の昇任・昇格に当たっては、業務の遂行過程を通じて各々の職員の能力や経験、適性を的確に把握するとともに、職務経験や実績等を十分に考慮の上、上位の職において求められる資質や能力に照らしながら総合的に判断し、年功序列でなく、新たな人事評価に基づき能力本位の適切な選考を実施しているところであります。

現在のところ、昇任・昇格試験は実施しておりませんが、昇任昇格制度において、試験は客観的や公平性の確保する上で、昇任・昇格時における職員の評価方法の一つとして重要と考えております。

しかしながら、他の自治体の実例をみますと、試験導入による優れた面が認められる一方で、受験者が限られるなどの課題もあるようです。他の自治体の事例を今後慎重に検証しながら、適切な人事管理制度の運用に努めてまいりたいと思っております。

担当部長のほうより、詳細について説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 地方公務員法におきまして、職員の昇任は、任命権者が職員の受験の成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて、適性を有するものの中から行うものとされております。大津町におきましては、人事評価やその他の能力の実証として、職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則などに基づき、新たな人事評価制度により、職員一人一人の性格、仕事への理解度、職員の所属年数や勤務経験状況などを考慮し、上位の職において求められる資質、あるいは能力に照らしながら総合的に判断し、年功序列ではなく、能力本位の適正な選考を実施しているところです。

試験制度につきましては、実施している自治体もあるようではありますが、若手職員の早期登用、客観性や公平性の確保、職員の自己啓発の促進など、優れた面が認められる一方で、その職に求められる指導力・判断力や、多様な職種・職場に求められる能力を一律に判定できるのか、業務量や業務内容等の違いから有利不利が生じないか。通常の業務遂行に支障を及ぼすことがないか、あるいは能力があっても昇任しなくてもいいといえる職員は受験しないなどの課題もあるようです。

また、現在の人事評価を補完する手法の一つとして、部下・それから同僚等多方面から評価を行う多面評価がございますけれども、現在の制度が定着しているということが前提になりますので、現在の人事評価の質や精度を高めながら、実施している自治体の事例等を参考にしながら、昇任・昇格制度や多面評価の導入のあり方について、検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） こういうのはある程度研究しないとすぐに実行できるというものではありません。日本は敗戦国にも関わらず、工業が発展し、世界の工場といわれるまでになりました。その後、アメリカとの貿易戦争に進み、やがて経済戦争へとつながります。アメリカは日本の技術をアメリカを脅かすとみなして、中国と組み、世界の工場を日本から中国に移したと言われております。それからは、中国の独壇場であることは皆さんご存知のとおりです。今から約30年前の1990年の日本の経済成長率は4.89、1991年は3.41を最後に急激に低下し、1から1.5ぐらいを推移しています。要するに、この20年から30年の間、日本はほとんどといっていいほど経済成長はしておりません。よく失われた20年と言われております。前回も言いましたが、今、日本と韓国の勤労者の給与はあまり変わりません。アメリカは今、中国をアメリカを脅かす驚異とみなしてきました。特にファーウェイを叩こうとしています。もはや世界の覇権競争です。日本にとってはプラスになるかもしれません。そういう時代です。大津町役場も実力主義を確立して、組織を合理化し、将来に備えましょう。

3問目に入ります。

昨年、職員の失念により議会に提出すべき案件を漏らしたという事件がありました。原因はいろいろ議論されましたが、直接的には、担当者、係長はじめ課長、部長の法的知識の貧弱さではないでしょうか。その対策として、職員全員を対象に勉強会、講習会が行われました。同時に、各課で失敗事例をデータベース化して全体で共有するということでしたが、そのデータベースはその後どうなりま

したでしょうか、お尋ねします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 坂本議員の昨年の職員の失念による大変町民や議会の皆さんにご迷惑かけたことをまずもってお断りしたいと思います。

こういう事案につきまして、職員の不適切な事務処理等が相次いで発生し、重く受け止めながら再発防止等の検討を行い、事案の検証と再発防止等の検討を進めてまいりまして、再発を防ぐための取り組みとしてチェック体制の強化や契約事務や地方公務員法などの職員研修を実施し、また、昨年発生した事案の検証やコンプライアンスや懲戒処分などの事例、あるいは組織的要因の課題やリスクなどの具体的な取り組みについてまとめた不適切な事務処理に係る再発防止策を策定し、全職員に配布しながら不祥事を起こさない対策を職員一丸となって取り組んでいるところでございます。

担当部長より説明させていただきます。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 昨年は、議会の議決が必要だった契約関係について、議会の議決を失念していた事案、あるいは介護保険料の特別徴収の事務処理ミスなどの事案、それから、職員の不適切な事務処理等が相次いで発生し、町ではこのような事態が発生したことを重く受け止めまして、再発防止策の検討を全庁的に行いながら、事案の検証と再発防止策の検討、職員研修などを実施してきたところです。

再発防止策につきましては、短期的には、チェックリストを活用し、チェック体制の強化を図ることで、ミスの未然の防止や業務改善に向けた取り組みを行っております。また、契約事務や地方公務員法などの職員研修を実施し、法令順守の意識の徹底についての取り組みを行い、職務を行ううえで職員一人一人が常に意識しなければならない事項について、改めて確認を行いました。中期的な取り組みとして、システム改修や失敗事例のデータベース化を掲げており、段階的に再発防止の取り組みを行うことで、職員の意識改革や再発防止策の浸透を図ることとしております。また、組織的要因の課題やリスクなど具体的な取り組みについてまとめた再発防止策を策定し、昨年発生した事案の検証や再発防止に向けたコンプライアンス、懲戒処分等の事例の確認、各課に共通するリスクを洗い出し、リスクごとに過去の失敗事例として、懲戒処分や指導上の措置となった例、あるいは改善策を示し、全職員で情報共有をしているところでございます。

全体的なデータベースにつきましては、現在、監査等でご指摘を受けた事項についてデータベース化を行っておりますけれども、今後、各課での失敗事例、あるいは「ヒヤリ・ハット」の事例等についてもそれぞれ入力できるように今再構築を行っておりまして、今後の課内学習や全体研修への活用を図っていきたいと思っております。

今後も継続的に再発防止に取り組み、不祥事を未然に防ぐ取り組みを強化し、町政への信頼回復に取り組んでまいります。

○議 長（桐原則雄君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 期待しております。また、状況を見ながら質問をしていきたいと思っております。

終わります。

○議 長（桐原則雄君） これで一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後2時47分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

令和元年第3回大津町議会定例会会議録

令和元年第3回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第4日)

令和元年6月11日(火曜日)

出席議員	1 番 三 宮 美 香 2 番 山 部 良 二 3 番 山 本 富 二 夫 4 番 金 田 英 樹 5 番 豊 瀬 和 久 6 番 佐 藤 真 二 7 番 本 田 省 生 8 番 府 内 隆 博 9 番 源 川 貞 夫 10 番 大 塚 龍 一 郎 11 番 坂 本 典 光 12 番 手 嶋 靖 隆 13 番 永 田 和 彦 14 番 津 田 桂 伸 15 番 荒 木 俊 彦 16 番 桐 原 則 雄				
欠席議員					
職務のため出席した事務局職員	局 長 矢 野 好 一 書 記 府 内 淳 貴				
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 町 長 家 入 勲 副 町 長 田 中 令 児 総 務 部 長 藤 本 聖 二 住 民 福 祉 部 長 豊 住 浩 行 経 済 部 長 田 上 克 也 土 木 部 長 村 山 龍 一 併任工業用水道課長 総務部総務課長 選挙管理委員会書記長 総務部財政課長 </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 兼 会 計 管 理 者 坂 本 一 正 兼 会 計 課 長 総務部総務課主幹長 伊 東 正 道 兼 行 政 係 長 総 務 部 長 本 司 貴 大 財 政 課 財 政 係 長 教 育 部 長 吉 良 智 恵 美 教 育 部 長 市 原 紀 幸 教 育 部 次 長 野 村 宗 生 農 業 委 員 会 事 務 局 長 荒 牧 修 二 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 白石浩範 </td> <td></td> </tr> </table>	町 長 家 入 勲 副 町 長 田 中 令 児 総 務 部 長 藤 本 聖 二 住 民 福 祉 部 長 豊 住 浩 行 経 済 部 長 田 上 克 也 土 木 部 長 村 山 龍 一 併任工業用水道課長 総務部総務課長 選挙管理委員会書記長 総務部財政課長	兼 会 計 管 理 者 坂 本 一 正 兼 会 計 課 長 総務部総務課主幹長 伊 東 正 道 兼 行 政 係 長 総 務 部 長 本 司 貴 大 財 政 課 財 政 係 長 教 育 部 長 吉 良 智 恵 美 教 育 部 長 市 原 紀 幸 教 育 部 次 長 野 村 宗 生 農 業 委 員 会 事 務 局 長 荒 牧 修 二	白石浩範	
町 長 家 入 勲 副 町 長 田 中 令 児 総 務 部 長 藤 本 聖 二 住 民 福 祉 部 長 豊 住 浩 行 経 済 部 長 田 上 克 也 土 木 部 長 村 山 龍 一 併任工業用水道課長 総務部総務課長 選挙管理委員会書記長 総務部財政課長	兼 会 計 管 理 者 坂 本 一 正 兼 会 計 課 長 総務部総務課主幹長 伊 東 正 道 兼 行 政 係 長 総 務 部 長 本 司 貴 大 財 政 課 財 政 係 長 教 育 部 長 吉 良 智 恵 美 教 育 部 長 市 原 紀 幸 教 育 部 次 長 野 村 宗 生 農 業 委 員 会 事 務 局 長 荒 牧 修 二				
白石浩範					

会 議 に 付 し た 事 件

議案第40号 同意第1号	令和元年度大津町一般会計補正予算（第2号）について 大津町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
-----------------	---

議 事 日 程 (第 4 号) 令和元年 6 月 1 1 日 (火) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決

日程第 3 委員会の閉会中の継続調査申出書について 議決

日程第 4 令和元年度議員派遣について 議決

日程第 5 議案第 4 0 号 令和元年度大津町一般会計補正予算 (第 2 号) について

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

日程第 6 同意第 1 号 大津町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議 長 (桐原則雄君) これから本日の会議を開きます。

日程第 1 諸般の報告

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 1、諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第 2 各常任委員会の審査報告について

○議 長 (桐原則雄君) 日程第 2、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長永田和彦君。

○経済建設常任委員長 (永田和彦君) ただいまから、経済建設常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第 3 3 号、3 4 号、3 5 号、議案第 3 6 号関連、議案第 3 7 号、3 9 号の 6 件であります。

当委員会は、6 月 6 日に、審議の前に、5 カ所の現地調査を行いました。

午後から、グランメッセ熊本で熊本県及び熊本市の主催で開催されました「くまもとキャッシュレス体験会及びセミナー」に参加いたしました。セミナーでは、一般社団法人キャッシュレス推進協議会から「キャッシュレスの動向と今後の活用に向けて」と題した講演があり、キャッシュレスの必要

性や国が推し進める消費者還元事業について学ぶことができました。

その後、オークスプラザ1階の研修室1・2において、執行部より付託議案の説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議の経過の概要と結果を要約してご報告いたします。

まず、議案第33号、損害賠償の額の決定及び和解についてであります。

土木部建設課におきまして説明を求めました。

委員より、ほかに今回のような事故が想定される地域があると思うが、例えば町で巡回しているパトロールカー等でどれぐらい道路の状況を詳しく見ているのかとの問いに、執行部より、建設課では、毎年、管内道路維持修繕業務委託を行っております。平成29年当時も行っております、その当時の内容で道路のポットホール修繕を195カ所、落下物の除去等については22カ所行っております。また、建設課職員も巡回を行っており、住民の方から連絡があった箇所の修繕等を行っております。区長会等の機会を通じて地域に精通しておられます区長さんから道路に不具合があった場合など建設課へ連絡していただくようお願いしております。それから、当然職員にも周知をしており、建設課まで連絡をお願いしております、と答弁がありました。

また、維持修繕業務の契約上、道路上で事故が起きた場合に受託者の管理瑕疵等はあるのかとの問いに、執行部より、契約上、その場合の管理瑕疵については謳っておりませんが、受託者の管理責任にはなりません、と答弁がありました。

採決の結果、議案第33号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号、町道の路線廃止についてであります。

さしたる質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第34号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号、町道の路線認定についてであります。

さしたる意見はありませんでした。

採決の結果、議案第35号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第36号関連、令和元年度大津町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

経済部農政課関係におきましては、委員より、攻めの園芸生産対策事業等で、農家等の担い手は利益を上げられるのかとの問いに、執行部より、白葱生産組合は葱の収益だけではなく、省力化に伴いアスパラガスの生産も始められますので、所得増が見込まれます、と答弁がありました。

意見として、攻めの園芸生産対策事業だけでなく、畜産クラスター事業等は、少ない自己負担で大きな補助金の事業なので多大な利益を上げ、補助に頼らない自立した経営体を育成すべきであるとありました。

また、委員より、園芸や畜産関係の補助は、国・県だけの補助であるが、町としての関わりはどうしているのかとの問いに、執行部より、町独自の上乘せ補助は行っておりませんが、新規就農者もいますので、事業計画書作成や補助金申請書類の作成のお手伝いや、県とともに農業指導を行っております、と答弁がありました。

経済部商業観光課関係におきましては、委員より、プレミアム付商品券について、今回の対象者は非課税世帯と3歳未満の子どもがいる世帯主の約7千200人ということだが、そうであるなら、対象者だけに周知を行えばいいのではないか。前回同様のポスターやのぼり旗は、全町民が対象の場合だったからであって、そもそも実行委員会を立てて、ポスターやのぼり等を立てて販売する事業なのかとの問いに、執行部より、ポスターやのぼりの利用につきましては、商品券が利用可能な店舗をお知らせするために設置するものになります、と答弁がありました。

また、委員より、販売の仕方はどういう方法で行うのか、郵便局とかではしないのかとの問いに、執行部より、実行委員会で決定してまいります。今想定しているのは、町の施設で一括して販売する予定であります。郵便局につきましては、最近、販売が可能という話が出てきましたので、今後、プロジェクトチームの会議で検討し、執行委員会でも検討をしていきますと答弁がありました。

委員より、スポーツによる地域活性化推進事業において、どういうものを開発していくのか。特化したものを開発するのか。スポーツ大会合宿誘致をどれぐらいしているのか。合宿誘致ではあまり広げず、特化したものをしたほうがよいのではないかと問いに、執行部より、アウトドア、武道、文化ツーリズムについてであります。調査対象にしているものが、居合い・剣道・弓道、川下り、トレイル、サイクリングを重点的に調査研究していきます。合宿誘致につきましては、サッカー、バスケット、バドミントンの3本の誘致活動を中心に行っていきます。

いろんなところに広げるとハードの整備も必要になり、経費も掛かってまいりますので、ご指導いただいたとおり、今後進めていきたいと思っております、と答弁がありました。

また、委員より、調査・研究の目的はわかるが、合宿誘致など含めて数値的な目標はあるのか。数値的な目標がないと目指すものがない。よかったのか悪かったのかわからないのではないかと。結果を出せるのかとの問いに、執行部より、数値的な目標は明確に決めてはおりませんが、東京・関西・東北に先ほどの3つの種目について誘致を行っているところであります。また、合宿については、おもてなしをしっかりとすることで継続してきていただけますし、全国大会になりますと大きなところを転々とするということもありますので、大会誘致も行いますが、合宿誘致に力を入れていくところであります。目標数値の設定は行っておりませんが、今後、総会等も予定しておりますので、活動の数値目標をしっかりと立て結果が出るよう事業を進めていきたいと思っております、と答弁がありました。

また、委員より、スポーツコミッションは、国への申請で当初計画より減額されているが、問題はないのかとの問いに、執行部より、当初は800万円で申請をしておりましたが、内示額は、今回補正で上げられております527万6千円になります。事業の内容、項目は減らしたわけではなく、若干事業規模を精査して縮小しております。全体事業計画について変更はしておりません、と答弁がありました。

また、委員より、今回、商業観光課が交流センターに行って一緒にやっていくことになっているが、実際、どのように行っていくのかとの問いに、執行部より、スポーツコミッションについては、ディレクター的な人が必要かと思っております。6月に総会を行いまして、ディレクターを1人決めまして、商

業観光課の職員が1人、地域おこし協力隊1人を専属で起きまして進めていくところであり、と答弁がありました。

また、委員より、ディレクターの予算はどこから持ってくるのか。予算が厳しいのはわかるが、町が最終的に責任をとるならトップの責任になる。観光協会などはいろんなところにあり、首長が代表で行っている場合、うまくいかず責任の所在がわからない状況が多い。そこの反省点をスポーツコミッションでどう活かしていくのか。国に申請しているスポーツコミッション事業の中長期計画の概要だけでも伝えていただきたいとの問いに、執行部より、今、想定している方については、予算計上はしておりません。団体に所属されている方をお願いするところで考えております。町も構成員の1つなのではっきり申し上げられないところはありますが、補助金を受けるにあたって首長が代表にならないとうけられませので、町長が会長になっております。6月議会で承認いただきましたら、総会のほうで収支や役員体制を話し合っていくところになります、と答弁がありました。

また、委員会に出席されました議長より、補助金をもらうのはいいが、2年目以降予算がない状況、体制として3年から5年の間でどのような計画でやっていくのか明確にしていけないと、次の年は財源がないから一般財源でという形になってしまう。それでは観光協会と同じような流れになるのではないか。そこはしっかり議論をして、整理していかななくてはならない。一過性の事業ではなく、逆にこの事業で町の活性化を図り、交流人口を増やしていくところが目的なので、中長期計画をしっかりと立ててやっていただきたい、と述べられました。

また、執行部の答弁で、ご指摘いただいたとおり、2年目、3年目以降、財源は必要となってきますので、しっかり中長期計画を立てて進めていきたいと思っております、と答弁がありました。

また、別の意見といたしまして、目標が明確ではない。責任が明確ではない。毎年同じことを繰り返しているのではないか。2年目、3年目商品が売れず、赤字になった時、また町が埋めることになれば、観光協会にも払って、コミッションにも払ってと厳しい状況になるので、厳しいとは思いますが、町のほうでしっかり関わりながら行って欲しい。こういう事業は、利益がないといい発想も出ないし、ボランティアでは続かない。利益があることから町が潤う形になる。成功例になるようしっかりと要点を抑えて進めていただきたいとありました。

次に、土木部建設課、都市計画課関係、下水道課関係におきましては、特に質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第36号関連は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号、令和元年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてであります。

これにつきましても、特に質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第37号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号、令和元年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

特に質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第39号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、当委員会が閉会中の継続調査の申し出により実施いたしました意見交換会についてご報告いたします。

まず、5月17日金曜日に、南阿蘇村議会総務常任委員会と意見交換を南阿蘇村庁舎会議室で行いました。

出席者は、当委員会、そして議長にもお出で願って、局長で合計7名で南阿蘇村のほうに出向きました。

南阿蘇村のほうといたしましては、合計8人、委員会5名、そして南阿蘇村の議長、事務局が2人です。

意見交換といたしまして、阿蘇ブランドを活用した地域振興、鉄道や空港アクセスなど、公共交通体系での県北地域連携について意見交換を行ったところであります。大津からの意見といたしまして、南阿蘇村では、インバウンド対策は何か行っておられますかとの質問に、南阿蘇村議会の方から、看板を多言語化したり、Wi-Fiスポットを増設しております。これにより、SNSを見て南阿蘇に関心を持ってもらう外国人を増やしたいと思っておりますとありました。

また、大津から、レンタル自転車を観光目的で導入されたが、状況はいかがかとの問いに、南阿蘇より、マウンテンバイクを導入いたしました。まだ、始めたばかりで結果は出ておりませんとありました。

また、大津より、南阿蘇鉄道の復旧状況はいかがかとの問いに、予定通りと聞いていると答弁がありました。

また、南阿蘇より、JR豊肥本線の電化により、南阿蘇や阿蘇については、肥後大津駅で乗り換えをしなくてはならず不便になりました。肥後大津から阿蘇方面への増便をしてほしい。また、立野駅までの電化も大津町を含め、沿線自治体に協力いただき、国土交通省等に提出いたしました。

蓄電式電車のデンチャの導入もおもしろいと思っております。

熊本市方面へのアクセス向上を図り、交通の不便さを解消したいと意見がありました。

また、南阿蘇村としては、企業誘致や商業施設については、ぜひ大津町にがんばってほしいと思っている。そして、交通の不便さを解消することにより、そこで働く人が南阿蘇に定住していただけるようなまちづくりを進めたいと思っております。

また、大津からは、電化はぜひ推進していきたい。これからは、日本武道などの体験型の観光が求められている。両町村にワンピース像の設置も決まり、お互いの交流人口が増すきっかけになればと思っております。

また、南阿蘇より、観光事業には力を入れたい。南阿蘇村では、株式会社くまもとDMCを活用した情報発信を計画している。このため、村の観光協会はなくなり、こちらへの移行をするかもしれないとありました。

また、大津から、それぞれの自治体がお互いの情報を共有し、今後も有意義な会となるよう継続していきたいという話をしまして、互いに意見を述べ合い、進めていったところでありました。

続きまして、令和元年6月7日金曜日の午後1時半より、我が委員会と大津町の建設業組合との意見交換会をいたしました。以下、その内容を要約して述べさせていただきます。

まず、大津建設業組合からの報告をいただきました。まず最初に、熊本地震後の現状と今後の展望について説明がありました。働き方改革への対応や労働者確保のため、週休2日の導入、社会保険加入対策が求められていることが各事業者の課題となっております。また、国の防災減災国土強靱化のための3カ年緊急対策により、県内でも集中的な追加投資が行われている状況であります。そしてまた、これからの課題は、建設産業の存亡に関わる担い手確保、育成、生産性の向上、安定的かつ持続的な事業量の確保及び適正利潤の確保をうたった品質確保法のさらなる徹底であり、行政機関等にも要請していきたいとありました。

次に、新庁舎建設への意見で、大津建設業組合といたしましては、熊本地震後の後片付けや復旧・復興に尽力をしております。災害時の拠点となる新庁舎建設については、町長及び町議会宛に要望書を提出しまして、技術者不足等の諸般の現状への課題もあるため、今後の組合員の技術向上、並びに地元企業の育成も含めて復興への一助として少しでもお手伝いできればと思っているとありました。

次に、意見交換の大見出し2であります。現在の建設業界の現状や大津町への要望及び提言について意見交換を行いました。

委員より、資材等の不足は、現在の事情を考えると仕方ないと思えるが、技術者など人手不足への対応は時間がかかると思える。今後の見通しはいかがか。外国人の雇用はあるのかとの問いに、組合より、資機材不足は東京の状況が一段落すれば解決に向かうと思っております。技術者については、各企業新規に雇用したりしております。人手不足については、外国人で対応している事例も県内にはあるようだが、町内は把握しておりませんとありました。

また、委員より、人材不足の件であります。若い人はどういった人が、どういった動機で就職してきているのか。また、東京などの状況が落ち着いたときは、熊本県内の仕事の量もはっきりわからないのではないだろうかとの問いに、組合から、若い人を雇用するのは業界の将来を見据えて行わなければならないが、将来どれぐらいの仕事があるのかはわからない状況であります。地元高校からの紹介でのインターンシップも活用しております。国の防災・減災国土強靱化のための3カ年緊急対策を活用いただき、仕事の確保ができればと考えているとありました。

また、組合より、組合からの要望としましては、下半期に工事量が集中するため、発注時期を平準化し、年間を通して安定した工事量を確保していただきたい。また、人手不足を考慮した工期の余裕期間の導入も検討していただきたい。

最後に、現地では不可能な積算がされている設計や、直接仮設費が企業努力でされているところがあるので、現地に見合った積算をお願いしたいとありました。

執行部におきまして、年度末に工事量が増える件については、補助金の交付決定が夏以降と遅れがちになることがあるが、国も今は指令前着工を認める方向になっております。また、用地交渉が関係する案件もあります。できるだけ工事量の平準化及び適正な工期の確保に努めたいと思っております。

ました。

また、委員より、議会としては公金を守る側の立場であるので、契約の変更が専決処分で報告されるのは嫌な部分である。建設業の方々からは現場の様々な諸条件等の情報も提供いただき、町とも十分なすり合わせをして施行することにより、議会の方への変更とか、遅れということについても理解を得られる説明になるのではないだろうかとの意見がありました。

また、委員より、様々な意見や要望をいただき、今後のまちづくりに活かして取り組んでいただきたいとありました。

2時30分まで約1時間意見交換を行ったところであります。

続きまして、観光3団体との話し合いもその後、午後3時から行いました。

おいで願ったのは、肥後おおづ観光協会から5名、ふれあい散歩道商店街繁栄会から3名、肥後大津にっこり会から2名、町執行部5名の出席であります。

議題といたしまして、町の観光振興の取り組みと観光協会の現状について報告を求めました。

まず、観光協会より、大津町の観光の取り組みについて、大津町は大きな観光地を有しているわけではないので、今ある資源を活用し、次の6点を柱に地域の特性を活かした観光を進めたい。

失礼しました。今申し上げましたのは、商業観光課からの説明をお聞きしました。大津町は大きな観光地を有していないということで、次の6点を柱に地域の特性を活かした観光を進めるとあります。

まず、第1に、観光マップ更新等による町のPR、第2に、南部地区サイクリングコースのサイン計画と設置、第3に、フットパスによる歴史、文化、自然を盛り込んだ周遊観光、第4に、大津三大まつりによるイベントを通じた交流人口の増加、第5に、体験型・滞在型観光、第6に、運動施設の活用による肥後大津スポーツ文化コミッションであります。また、交流人口増のための今後の検討課題としましては、ビジターセンターの地の利を活かす事業やワンピース像のゾロ像ですね、の設置の活用などあげられますということであります。

肥後おおづ観光協会の4月から5月の実績と6月予定であります。商業観光課が交流センターに移動し、観光協会理事や住民との打ち合わせ頻度が増し、以前より連携ができるようになったと。情報発信、地域イベント、連携、観光振興コンベンションの実績を報告されました。

理事会等での決定事項といたしまして、町の事務的支援、事業の計画、実行は、理事を中心に行う。町の支援期間は2年間に限定、事務的管理は総務で責任をもって行う。公認会計士による月2回のチェック、総務による週1回の事務事業進捗状況のチェック、部会主体の事業展開への商業観光課の支援などあげられました。

続きまして、各団体に意見をお聞きしました。

肥後おおづ観光協会からは、5月18日に観光庁長官が来熊し、県内の観光情勢を視察されました。交流人口の増加が地域振興の重要な鍵になると思います。大津町には、誘致企業が多数あり、飲食店とも連携し、賑わいを盛り上げていきたい。具体的には、ホンダと協力したレンタルバイク耐久レース等、障がい者用車いすマラソンの大会を開催の予定をしております。また、おもてなしの食べ物をセットにして提供してみたい。また、ビジターセンターは、駅の玄関口でもあるので、地域をアピー

ルする場所として活用するとともに、ワンピースのゾロを対外的にアピールしていきたいとありました。

次に、ふれあい散歩道商店街繁栄会の方からの報告です。

発足時のワークショップで商店街として子育て支援や人と人が触れ合える通りをつくっていこうと活動を始めました。今では金融機関等も加入いただいたということで、志をあわせてあの通りを明るくしていこうと頑張っております。一昨年、10月開催したハッピーハロウィンは大好評でありました。昨年は、台風で中止となりましたが、本年度も計画をしているとのことでした。

また、季節感のある観光づくりとして、つつじ苗の植樹、さくらの植樹を行いました。毎年計画をしていきたいと報告されました。

次に、肥後大津にっこり会の方からご意見をいただきました。報告とご意見です。

駅北側商店街の近年の衰退と分散した商店街にまとまり感がなくなってきたため、女性中心に活動を起こしたということです。上井手を中心とした歴史的景観の活用を考えております。会の名前の由来は、おもてなしの心で来町者ににっこり笑っていただきたいということで、昨年10月発足、会員現在26名であると申されました。

将来像といたしまして、上井手周辺の散策路の見直しや、もともとあった初市や地蔵祭りなど、開催場所が移転し、寂しくなっているので、旧行事を復活させたいと意見がありました。

続きまして、大津町の観光振興への考えや大津町への要望や提言について意見交換を行いました。

まず、にっこり会から、大津駅北口周辺は、客からも暗いと言われます。上井手までの動線が見えません。ぜひ検討していただきたいとありました。町執行部の答弁におきまして、一番よい方法を考えてみたいと思うと答弁がありました。

観光協会からは、都市部での催しで町特産物のPRを行うことがあるが、町の職員が行っても説得力がないと思われる。生産者が行って行くと消費者の受けも良い。また、Amazonなどのネット販売の手法も活用が遅れているとおもわれると意見がありました。

また、委員会からは、課題だけでは前進しないので、皆さんの意見を出していただき、改善ができるよう議会も応援していきたいとありました。

また、ふれあい散歩道の方からは、ふれあい散歩道商店街のイメージは総会資料の表紙のイラストに表しております。子どもやお年寄りが安全に歩いて、休める駅南口の商店街になるよう努力したい。駅南口で行った、イルミネーションは好評だったので、通年での活用も考えたいとありました。

町執行部からは、イルミネーションは町で保管しているので活用を考えたいとありました。

観光協会からは、ビジターセンターを大津町観光の入口として活用したいと考えていると要望がありました。

委員会からは、皆さんの意見をいただきましてたくましく感じました。これからの時代にマッチしたまちづくりに活かしていきたいということで、4時30分に閉会をいたしました。

当委員会に付託されました議会案件と報告は以上であります。

議員各位のご賛同をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

これで報告を終わります。

○議長（桐原則雄君） 文教厚生常任委員長佐藤真二君。

○文教厚生常任委員長（佐藤真二君） おはようございます。ただいまから、文教厚生常任委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第36号関連、そして議案第38号の5件です。

当委員会は、大津町町民交流施設研修室3で、執行部より説明を求めながら審議を行いました。

以下、その審議経過の概要と結果を要約してご報告します。

まず、議案第28号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、保証人の要件は何かという質問に、執行部より、連帯保証人になりますが、現行では保証人に関する要件等は特に規定はありません。今後、条例改正後に施行規則等で要件を詳細に定めていきます。保証人の要件（案）として、①能力者であること。②弁済の資力を有すること。③原則、借入申込人と同じ町内に居住していること。④借入申込人と同じ世帯の方でないこと、などを考えています。

委員より、保証人が後に、死亡または病気等で支払い能力がなくなった場合はどのようなかとの問いに、執行部より、ご指摘の場合も含めたところで保証人の要件について他の自治体の状況等を参考に対応していきます、とのことでした。

意見としまして、保証機関などによる保証についても研究してほしいとの意見でした。

委員より、貸し付け上限などはあるかとの問いに、災害援護資金の貸付限度額は、町条例において災害による被害の種類及び程度に応じて上限を定めておりますとして、詳細な説明がありました。

委員より、今回の改正に伴い、今後の利用状況について担当課としてはどのように考えているかとの問いに、今回の貸付利率を、保証人の有無により引き下げることにより、被災された方々の利用はしやすくなると見込んでいます。とのことでした。

採決の結果、議案第28号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号、大津町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、保険料の各段階の改定幅は均一になるべきだろうが、なぜ2段階の改定幅だけが大きく違うのかとの問いに、執行部より、2段階の保険料率については、国は0.75を標準とし、町は独自に0.7と設定しています。今回は次年度の完全実施の段階に最終的に合わせていくため、2段階の軽減率が一番大きくなっています、とのことでした。

討論はなく、採決の結果、議案第29号関については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号、大津町嘱託員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、乳幼児健診に従事する歯科医師を非常勤職員とするように菊池郡市歯科医師会から合志市、菊陽町、大津町に要望があったということだが、大津町への要望が遅れた理由は何かとの問いに、

執行部より、菊陽町と合志市については、昨年の11月頃に歯科医師会から要望があったため、いずれの市町とも3月の定例会に条例改正と予算を上程されたと伺っています。大津町については、2月26日に要望があり、時期が遅れた理由については、歯科医師会内の内部調整の問題かと思われます。

委員より、公務災害保険では、保健衛生嘱託歯科医が町の事業に従事した場合の医療行為に関する事故も対象になるかとの問いに、執行部より、町が加入している非常勤職員公務災害補償は、歯科医師が健診業務や健診会場までの移動中に事故に遭った場合の補償となります。万一、健診業務中に幼児等に怪我をさせた場合の補償については、歯科医師会が加入している保険で補償することになっています、とのことでした。

委員より、歯科医師会に加入していない歯科医師はいるか。加入していない歯科医師にも委嘱するかとの問いに、現在、歯科医師会に加入している町内の歯科医師は12名で、2名の歯科医師が未加入です。委嘱するのは、歯科医師会に加入している歯科医師のみです、とのことでした。

採決の結果、議案第30号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号関連、令和元年度大津町一般会計補正予算（第1号）についてです。

住民福祉部福祉課関係では、委員より、今回のプレミアム付商品券事業については低所得者に対してどのような効果が期待できるかとの問いに、執行部より、消費税・地方消費税10%への引き上げに伴い、消費に与える影響を緩和する目的で実施し、福祉課においては、低所得者の住民税非課税者約6千人を対象として見込んでおります。これから関係課で協議しながら、広報やチラシ等で周知し、より事業効果が出るよう、額面金額を500円、案として500円ですね。に設定するなど使いやすさを考慮し、購買力を高められるような工夫を図りながら取り組んでいきます、とのことでした。

委員より、以前同様のプレミアム付商品券事業があったが、当時の状況を教えてほしいとの問いに、執行部より、前回は平成27年に全世帯向けに実施され、約4割の利用実績となっています。なお、前回の低所得者の利用引き換え率は把握しておりません、とのことでした。

委員より、購入対象者について、町税等の滞納者でも利用可能かとの問いに、住民税非課税者が対象となりますので関係なく購入できます、とのことでした。

意見として、今回の事業終了後に菊池圏域などで実績を比較して事業の検証をしてほしいとの意見がありました。

住民福祉部住民課関係では、委員より、熊本地震から3年が経過し、仮設団地も老朽化していると思うが、問題等は発生していないかとの問いに、例えば、落ち葉が詰まるなどして、雨どいから雨漏りが発生するなどの不具合が発生したりしますが、その都度、管理会社に修繕を依頼し、対応しています。今回予算計上した点検につきましては、各団地の全体的な外観部分と、各棟における外壁・基礎・床下部分などの個別部分の2つの観点から、現存する4つの仮設団地を対象に業者に依頼するものです、との説明でした。

委員より、仮設団地入居者から暑さが厳しいなどの相談はないのかとの問いに、執行部より、担当が直接相談を受けたことはありませんが、地域支え合いセンター等に相談事があった場合などには、互いに情報連携して対応しています、とのことでした。

介護保険課関係では、質疑はありませんでした。

健康保険課関係では、委員より、中央公園ブロック塀改修工事の工事箇所は、公園東側のブロック塀のことか。それとも通りに面している柵のことかとの問いに、執行部より、公園東側のブロック塀です。南北に設置しているブロック塀が工事箇所となります、とのことでした。

中央公園のブロック塀改修工事の国の補助率が3分の1ということになっているが、地方債の190万円は3分の2の額になるのかとの問いに、執行部より、地方債の190万円につきましては、補助対象経費332万2千円から国庫補助金を差し引いた額に充当率90%を乗じた額となります、とのことでした。

委員より、歯科健診に従事する歯科医師への手当てについては、非常勤職員として委嘱する方法に変えたことで予算が増えているが、これまでが安すぎたということかとの問いに、予算は増えることになりませんが、菊池市、合志市、菊陽町とともに菊池郡市歯科医師会にお願いしている業務になります。報酬については足並みを揃える必要があり、今回の増額はやむを得ない措置と考えています、とのことでした。

次に、教育部子育て支援課関係では、委員より、子育て支援センターの乳児用ベッド破損に伴う買い替えは、老朽化によるものかとの問いに、破損によるものです。ただし、購入してから長期間経っておりしますので、老朽化の可能性はあると思われます、とのことでした。

委員より、管理上、ほかの子どもが危ない使い方をしたということが原因ではないかを確認したいということで、子どもが柵に乗って壊れた可能性がある、とのことでした。子育て支援センターの職員には、子どもや保護者に対する注意喚起をお願いしています、とのことでした。

ベッドが壊れたのはいつかとの問いに、3月18日です、とのこと、意見として、子育て支援センターに行ったとき、子どもが床に寝ているのを見た。安全の確保のことだからすぐにやる必要があったと思う。予算が必要だったらそれまでの間どうするのか。代替がなかったということだが、レンタルをすればすぐ済む話である。なぜすぐに対応しなかったのか疑問に思う。優先順位をきちんと判断すべきだと思うとの意見でした。

委員より、幼児教育推進体制の充実・活用強化事業について、県の委託であるが、どういう成果を目指しているのかとの問いに、1番目が保育士の研修の実施、2番目が幼児教育アドバイザー派遣の体制を町で整えること、3番目は、幼保小中連携のカリキュラムをつくり、とのこと、成果物は何かとの問いに、成果物として、物としてはカリキュラムになる、とのことでした。

教育部生涯学習課関係では、委員より、地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金の申請は終了したのかとの問いに、相談を受けているものについては、今回は最終であると考えています。

委員より、運動公園の故障した芝刈り機について、どのくらいの期間使用したのか。耐用年数はどのくらいかとの問いに、管理公社のときから使用していますので10年以上は経過しています。耐用年数は10年程度です、とのことでした。

委員より、地域コミュニティ施設等再建支援事業のコミュニティの定義は何かとの問いに、区民が集まる神社、祠等の地域コミュニティの場として利用されている施設です。

さらに、錦野区の忠霊塔は、地域コミュニティ施設として調査したのかとの問いに、区民が利用する公園の中に置かれており、地域コミュニティ施設として現地を確認しました、とのことでした。

採決の結果、議案第36号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号、令和元年度大津町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

委員より、地域包括支援センターシステム改修委託について、全額一般財源で賄っているが、国・県からの補助はないのか。また、昨年度、国保連合会にデータ送付誤りがあったが、システム改修したことでこのようリスクが発生するおそれはあるかとの問いに、執行部より、地域包括支援センターシステム改修委託については、地域支援事業交付金の対象となります。今後、変更交付申請などを行い、3月補正でこの改修委託費も含めて歳入の調整を行う予定ですが、最終的には実績に基づき交付金が交付されることとなります。また、システム改修にあたっては、消費税増税に伴う介護報酬改定によるものですので、9月までには改修を行う予定です。また、昨年度のデータ送信誤りについては、送信した内容に漏れがあったことが原因によるもので、システムに不備があったものではありません。チェック表などを作成し、改善を図っているところです、とのことでした。

採決の結果、議案第38号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、その他の事項として、教育部学校教育課から、令和元年度学校教育ビジョンについての報告があり、意見交換を行いました。

当委員会に付託されました案件は以上です。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同賜りますようお願い申し上げます、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（桐原則雄君） 総務常任委員長荒木俊彦君。

○総務常任委員長（荒木俊彦君） ただいまから、総務常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第27号、31号、議案第32号と議案第36号関連の4件であります。

当委員会は、審議に先立って、6月6日の午前中に関係する3カ所の現地調査を行い、その後、仮庁舎2階会議室Bにおいて、執行部より説明を求めながら、審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果を要約してご報告します。

まず、議案第27号、特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、今回改正予定の投票管理者等の報酬額は全国一律なのかとの質疑に、執行部より、基本的には、国基準の報酬額を採用しています。ただし、一部大都市では、国基準額より高い報酬額を採用しているところがあります、との答弁でした。

討論はありませんでした。採決の結果、議案第27号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第31号、熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてであります。

委員より、大津町は交通災害共済に対する負担金をいくら出しているのかとの質疑に、見舞金制度であり、今年度は133万8千80円を負担しています。平成27年の国勢調査の人口3万3千452人を基準とし、1人当たり40円を掛けた金額です。平成30年度では、見舞金支払額が44件で170万円ありました。平成29年度は83件、333万円ありました。申請も多い状況なので、引き続き加入することで考えています、との答弁でした。

委員より、見舞金の内容を具体的に示してほしいとの質疑に、執行部より、5等級あり、死亡の場合15万円、180日以上治療を要した傷害の場合は6万円、90日以上180日未満の場合は4万円、30日以上90日未満の場合は2万5千円、10日以上30日未満の場合は2万円です、との答弁でした。

委員より、対象に年齢制限はないのかとの質疑に、執行部より、事故証明に記載されている同乗者が対象で、年齢制限はありません、との答弁でした。

採決の結果、議案第31号について、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第32号、公有財産の処分についてであります。

委員より、説明資料集の平面図に赤く図で示されている場所は調整池なのかとの質疑に、執行部より、調整池として5カ所計画されています、との答弁でした。

委員より、今後の法的手続きはどのように進むのかとの質疑に、執行部より、森林法に基づく林地開発許可の手続きが進められます。その際の許可基準は4つあり、水害を防止する工法、洪水を調整するための施設、水質の悪化を防ぐための施設、森林の面積割合の確保となっています、との答弁でした。

委員より、除草剤の散布などに対する水質調査には対処するのかとの質疑に、執行部より、調査が行われる際は、町も一緒に対処をしてみたい、との答弁でした。

委員より、土地売買に関する協定書を契約書とは別に交わすのかとの質疑に、執行部より、弁護士にも相談をし、何かあった場合に損害賠償が検討できるような内容の協定書を交わすようにします、との答弁でした。

討論はありませんでした。採決の結果、議案第32号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第36号関連、令和元年度大津町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

総務部総務課関係では、特に質疑はありませんでした。

総務部総合政策課関係で、委員より、移住支援事業、新規の事業について、大阪などからの移住については対象とならないのかとの質疑に、執行部より、今回の事業においては、東京圏からの移住のみが対象となっています、との答弁でした。

委員より、移住支援事業については、市町村ではなく熊本県が主体となって実施すればよいのではないのかとの質疑に、執行部より、今回の事業は地方創生の一環であり、市町村にとっては税収増や地域活性化にもつながるメリットがあるため、市町村が実施主体となっています、との答弁でした。

委員より、移住支援事業を受けるにあたり年齢制限はあるのかとの質疑に、執行部より、年齢制限はありませんが、東京圏内に5年以上在住していること、対象企業に3カ月以上在職していることなど申請の条件があります。また、1年以内に退職した場合や、5年以内に転出した場合は返還を請求することとなります、との答弁です。

委員より、この支援制度は1年間だけでなくその後も継続されるのかとの質疑に、執行部より、県の説明では6年間継続される見込みです、との答弁でした。

委員より、3カ月以上在職していることが申請要件となると、お金はないが働く意欲はある若者にとってハードルが高くなるのではないかと。よって、対象者はかなり限られるのではないかと質疑に、執行部より、3カ月以上在職の条件設定によりハードルが高くなるのは間違いありません。これについては、雇用時の使用期間などを関連した企業側への配慮もあると思われ、との答弁でした。

意見として、転居の費用として支援金の一部を先に支払うなど町独自の取り組みを行い、移住希望者がすぐに転居できる仕組みが必要ではないかと意見がありました。

委員より、移住希望者に空き家バンクから空き家を紹介するなどできないか。執行部より、空き家バンク制度も含めたところで検討したい、との答弁でした。

委員より、移住支援事業の申請者が増えた場合の財源はどうするのかとの質疑に、執行部より、その都度補正で対応したい、との答弁でした。

続いて、委員より、プレミアム付商品券事業について、前回の取り組み状況はどうであったかとの質疑に、執行部より、前回は対象者の限定はなく、当時約1万3千400世帯のうち約41%となる5千500世帯の方が購入をされました。

委員より、金額の面ではどうであったかとの質疑に、執行部より、1億9千891万2千円の商品券が売れ、その販売額が1億6千156万2千円でしたので、差額の約3千700万円がプレミアム分となります、との答弁でした。

今回のプレミアム付商品券について意見があり、生活保護被保護者も消費税を支払うことになるので、制度の仕組み自体がおかしいのではないかと。また、地方自治体がプレミアム付商品券事業自体を拒否して補助金を受け取らないこともできるのではないかと意見がありました。

委員より、プレミアム付商品券事業について、年間スケジュールで各課いろいろ作業が予定されているが、事務を処理するあたりに非常勤職員等を雇うのかとの質疑に、執行部より、事務処理の中で人間的に不足する部分においては臨時職員等を雇用する予定ですが、商品券販売の民間委託なども含め、よりよい方法を検討します、との答弁でした。

委員より、プレミアム付商品券が買う側である低所得者にとって利用しやすいようにしてほしいがとの質疑に、執行部より、商品券の利用可能店舗数や商品券自体の額面など、利用しやすいように考えていきます、との答弁でした。

続いて、総務部庁舎建設推進課関係では、委員より、新庁舎建設について、2回の入札不調の原因は何かとの質疑に、執行部より、職人不足に伴う人件費や労務単価の上昇、鉄骨等資材費の高騰が大きな原因だと思われ、との答弁でした。

委員より、物価の上昇は想定できたのではないかと質疑に、執行部より、2回の入札に関しては、昨年10月の物価を基に積算し、価格上昇も見込んで積算を行っていますが、業者積算による市場価格との乖離が想定よりも異常に大きかったと考えています、との答弁でした。

委員より、庁舎建設推進課の職員数は、専門職員を多く配置すれば情報収集等がスムーズにできたのではないかと質疑に、執行部より、課員は、一般事務職員が2名、専門官1名、兼任技術職員1名となっていますが、兼任技術職員は他業務もあるので、一般事務職員も一部設計等の業務を行っている状況です、との答弁でした。

委員より、庁舎建設推進課に専門職員を多く配置し情報収集することができていれば、今回の増額を避けることができたのではないかと思う。スピード感を持って対応すべき事業に関しては、それなりの人員配置をするべきではないかと質疑に、執行部より、不調の原因について、国・県に相談に行ったところ、設計書は概ね妥当であるとのことでした。その後、詳細に確認いただき、国・県からも今のような社会状況では、見積もりに対する査定率が厳しいのではないかと意見もあり、今回の再積算を行ったところです。次の発注に向けて、役場だけで対応が困難な部分は関係機関にアドバイスをいただきながら、スピード感を持って対応していきたい、との答弁でした。

委員より、県内で庁舎建設が不調・不落となっている自治体などほかの状況はどうかと質疑に、執行部より、不調・不落となっている自治体は、本町と人吉市です。今後は、八代市、水俣市、益城町が発注を予定しており、宇土市が時期をずらして発注をする予定です、との答弁でありました。

次に、総務部財政課関係で、委員より、熊本地震復興基金の地域コミュニティ施設復旧事業の補助率や補助の上限はどのくらいか。執行部より、補助率は2分の1で、補助金の上限額は1千万円です。

委員より、申請はどのような方法なのかと質疑に、執行部より、まず、地区が町に申請後、町から補助金の交付を受けます。最終的には、町が県に補助金申請等を行い、交付した分の補助金を受け取ることになります、との答弁でした。

委員より、熊本地震で津町の復興基金の残高はどうかと質疑に、執行部より、平成30年度末においては、約2億1千500万円となっています。また、今年度の当初予算で2千100万円の繰入金を計上していますので、現在のところ、1億9千500万円程度となる見込みです。なお、平成30年度の創意工夫事業については、一部損壊世帯への住宅補修見舞金や、下水道区域内の合併処理浄化槽設置補助、半壊世帯への住宅修理工事利子補給事業などを対象事業としています。今後も県と協議しながらきめ細やかな対応を行っていきます、との答弁でありました。

討論はありませんでした。採決の結果、議案第36号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。これで総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（桐原則雄君） 以上で、各常任委員会の審査報告は終わりました。

しばらく休憩します。11時15分より再開します。

午前11時06分 休憩

△

午前11時15分 再開

○議長（桐原則雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、各常任委員長に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 質疑というよりも確認になるかもしれませんが、総務常任委員長と経済建設常任委員長に質疑したいと思います。

プレミアム商品券のですね、販売の方法の説明の中で、経済建設常任委員会からの報告の中では、民間委託というようなことは、まあ郵便局でも販売するようなやり方ではできますかという問いに対して、いや、そうではなくて、これは直接町のほうで販売するんだというふうに説明されたかと思えます。総務のほうでは、民間委託も含めて検討するというような答弁であったというふうな報告だったかと思えますけれども、そこがそういう内容だったかどうか、ちょっと確認をお願いしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 経済建設常任委員長永田和彦君。

○経済建設常任委員長（永田和彦君） お答えいたします。

報告の中で、申し上げました部分の繰り返しになるかもしれませんが、あくまでも実行委員会というところで決定してまいります、ということが前提です。実際、今それに確定したということではありません。あくまでも実行委員会をつくって、そこで決定してまいりますというところで説明を受けました。「今想定しているのは、町の施設で一括して販売する予定です」と。郵便局については、という委員からの質疑がありましたので、「最近販売が可能という話が出てきましたので、今後プロジェクトチームの会議で検討し、実行委員会でも検討していきます」という委員会での内容であります。あくまでも今後のこれは予測での答弁もあったかなということで、その販売方法ややり方というものは、決まり次第また報告があるものだと思っております。

以上です。

○議長（桐原則雄君） 総務常任委員長荒木俊彦君。

○総務常任委員長（荒木俊彦君） お答えをいたします。

ただいま経済建設の委員長の報告とほとんど同じことですが、当委員会ではですね、商品券販売の民間委託なども含め、よりよい方法をこれから検討をしますということですから、要するに、あらゆる方法が中に含まれているものと解釈をしたところでは。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 議案第36号、令和元年度の一般会計補正予算に反対の立場から討論を行います。

補正予算の中のプレミアム付商品券発行事業、当委員会の担当でありますので、できれば賛成をしたいところではありますが、それにも増して、これではとても町民の理解は得られないという判断をいたしましたので、反対をしたいと思います。

今回、補正に計上されているプレミアム付商品券発行予算、財源は全額国庫補助の5千477万6千円です。商品券は、前回2015年にも発行されましたが、このときの商品券の購入者の限定はありませんでしたので、そのときは、町民の利益に繋がる部分もあるのであえて反対はしなかったところでもあります。しかし、今回の商品券は、住民税非課税の方、3歳未満の子どものいる世帯に限定され、中でも生活保護を受けておられる方は最初から対象外となされておりまして、今回の商品券発行に反対する理由は大きく言って2つあります。

一つは、消費増税の低所得者への暮らしですね、影響緩和と言いながら、いわゆる夏の参議院選挙目当ての商品券発行であり、とりわけ少ない年金で節約を重ねて暮らしておられる、そういう方々に本当に失礼なやり方であると思うところでもあります。消費税が2%増税されると、年間生活費は100万円で暮らしておられる方は、自動的に2万円の費用が増えるわけでありまして、今回の商品券のプレミアムは、1人当たり5千円、それも1回きりです。しかし、増税はずっと続くことになってしまふではありませんか。さらに許せないのは、最近、金融庁の報告書で公的年金受給の無職世帯では、65歳から30年間毎月5万5千円の赤字になる。だから2千万円貯蓄をなさないと、必要だと報告がなされ、それで足りない人はリスク確保で金融投資まで進めているではありませんか。政治の責任というのはですね、こうした国民の暮らしを守ることが第一義ではありませんか。

2つ目の理由は、地方分権、地方創生と言いながら、地方自治を完全に無視をしていることです。今回のプレミアム付商品券発行を地方自治体や私たち地方議会に1回でも相談をしたことがあるでしょうか。国が税源を用意するから商品券を発行すると自治体に事実上強制しているではありませんか。その財源は、私たち国民、町民が納めた税金であります。プレミアム付商品券発行事業の予算5千377万円、プレミアムは100%対象者が7千200人だそうですが、人口の2割であります。2割の方に3千600万円、100%ですね、購入された場合、3千600万円が対象者の方にプレミアムがつくわけですが、一方で、同時に、1千877万円は自動的に事務費で消えてしまうではありませんか。効率的な行政と福祉の向上を目的とするのであれば、100歩譲っても対象者に5千円差し上げれば済むことではありませんか。ちなみに、2015年の消費税が8%に値上げされるときにプレミアム付商品券発行は全自治体の3%では実施しない、実施しなかった自治体があるそうであります。

以上、今回のプレミアム付商品券発行に反対の声をあげても、私は多くの町民の皆さんのご理解は得られると、そのように考え、あえて反対を表明するものであります。

○議長（桐原則雄君） ほかに討論ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 議案第36号に対して、賛成の立場から討論をいたします。

今、反対討論がありまして、いろいろ聞いておりまして、非常に流利的にはなるほどなという部分

はありました。しかしながら、国がこういった施策を打ち出すときに、私は何の政党にも属しておりません。真っ新たな一町民として考えますときに、もらえるものはもらえと、適正分配としてもらうべきだと思います。実際、その分配の方法というものは、私もこれに100%賛成するものではありませんが、もっとよりよい方法はあると思います。しかしながら、そういった形で国で決めてきたということは、これはもう先ほどの反対討論の中でありました、選挙でもって我々が否を突きつけるのか、それともそれによしとするのかというものは、町民各位、国民各位に任せるものだと考えますので、今回のこの配分に対してからは、もらうものはもらいましょうという、ただ単に足し算引き算の問題でも、私はこれは賛成に値すると思います。

以上のような理由から、議案第36号につきましては、賛成の立場を表明するものであります。

議員各位のご賛同のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（桐原則雄君） ほかに討論ありませんか。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） 私も36号に反対の立場から討論をしたいと思います。

先ほどから話になっておりますプレミアム付の商品券ですけれども、私の文教厚生でも経済建設でも、総務でも、3つの委員会です、全部議論がされまして、様々な説明がされておりますけれども、最終的に実行委員会で決めますということが最終的な答えになっているんですよ。つまり、制度として非常に曖昧さが大きい、固まってない部分というのが非常に大きいんですね。ですから、この3千600万円と1千877万6千円、これが本当に有効に生かされるものだというような裏付け取れてないんですね。ですから、これから考えますという考え方もあるんでしょうけれども、一旦、その制度をもう少し固めてからの提案であるべきではなかったかと思います。

以上の理由から反対の討論をしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） ほかに討論ありませんか。

金田英樹君。

○4番（金田英樹君） では、私、議案第36号につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

先ほどいろんな議論が出まして、私もおっしゃるとおり、ほかにもっとよい、まだまだよくできるやり方はあると思っています。そして、まだ固まってないところもあるというお話だったんですけども、そこを曖昧さというのか、幅というのか、今回の委員会の中でもかなりいろんなご意見が出て、ただ国のほうで決まった定型のやり方があるということも決まっています。そこでお金が国から流れてくると、そこで、ここで反対して、大津町だけ、大津町の町民の方だけ熊本で例えばプレミアム付商品券買えないということになってしまったら、それは住民の不利益でしかないので、そこは町がしっかりと、この制度に則ってプレミアム付商品券を住民の方、特に低所得者の方とか、子育てでお金がかかる方々に買っていただいて、その上で地域を消費をしてもらって、少しでもこの税制の上がる時の不利益というか、そういったものを緩和できればと思っているところでございます。

というところで、私は賛成の立場でこの36号というところですので、皆さん、議員各位のご賛同

のほど、よろしくお願ひいたします。

○議 長（桐原則雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、議案第27号、特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願ひます。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願ひます。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号、大津町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願ひます。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号、大津町嘱託員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願ひます。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願ひます。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号、公有財産の処分についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号、損害賠償の額の決定及び和解についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号、町道の路線廃止についてを採決します。この採決は簡易表決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号、町道の路線認定についてを採決します。この採決は簡易表決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号、令和元年度大津町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（桐原則雄君） 起立多数です。したがって、議案第36号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号、令和元年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決され

ました。

次に、議案第38号、令和元年度大津町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号、令和元年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（桐原則雄君） 日程第3、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

日程第4 令和元年度議員派遣について

○議長（桐原則雄君） 日程第4、令和元年度議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、議席に配付しましたとおり、派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、令和元年度議員派遣については、議席に配付しましたとおり、派遣することに、決定しました。

日程第5 議案第40号 令和元年度大津町一般会計補正予算（第2号）について

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄君） 日程第5、議案第40号、令和元年度大津町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

お諮りします。

議案第40号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。

本定例会に追加提案申し上げました案件の説明の前に、一言お礼を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げましたすべての案件につきまして、ご議決をいただき誠にありがとうございました。議員の皆さんのご指導、ご助言等を尊重して執行してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、追加提案いたしました案件の提案理由の説明を申し上げます。

議案第40号、「令和元年度大津町一般会計補正予算（第2号）について」でございますが、今回の補正は、都市対抗野球大会九州地区予選において、大津町の「ホンダ熊本」が代表の座を勝ち取り、本戦に出場することが決定いたしました。7月13日から東京で開催されます本大会での試合の応援とともに、町のPRをするために、都市対抗野球応援団派遣事業補助金1千150万円の補正予算をお願いするものです。

既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出それぞれ158億1千38万5千円としたものでございます。

議案第40号につきましては、補正予算でございますので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上の提案理由の説明を申し上げましたが、ご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。なお、所管部長より詳細を説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） こんにちは。ご説明を申し上げます。

予算書の11ページをお願いいたします。併せまして、補正予算の概要をお願いいたします。

款7、項1、目3、節19負担金、補助金及び交付金、5番、都市対抗野球応援団派遣事業補助金1千150万円となっております。

実行委員会につきましては、今後早急に町、議会、区長会、企業連絡協議会、商工会等で組織する計画でございます。また、期限が限られることから、募集につきましては、生涯学習情報誌、ホーム

ページ、フェイスブック、防災無線等を活用し、町民応援団の募集周知を行うこととしております。

補助金の主なものとしましては、応援旅費1千20万円となっております。全体の約9割でございます。町民の方の応援旅費の内訳としましては、1回戦40名、2回戦20名、決勝戦40名の合計100名を予定しております。町民の方の負担額につきましては、前回の平成30年度と同様に、本田技研従業員のご家族負担額にあわせる予定でございます。昨年度の自己負担額は約2万円程度となっております。このほかの費用といたしましては、会場で配布いたしますパンフレットや広報用の看板作成費用89万円、事務費41万円となっております。

なお、款の13予備費で財源調整をしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） これで提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 議案第40号、大津町一般会計補正予算（第2号）について質疑いたします。

都市対抗野球におきまして、我が町の本田技研工業様野球部が東京に行ってですね、戦われて、本当に誇らしいことではあります。ここに財源を見てもみすれば、予備費流用であります。ということで、まずはこの1千150万円についての大義がほしいと思いますので、支出の大義ですね。ただ、お祝いですよではなくて、町に入る町民法人税あたりの本田技研様の納税の推移あたりがどの程度になっているのか。その点についてまずは質疑したいと思います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 今の会社ですね、法人税の状況等のお尋ねだと思います。今現在はですね、今現在の経済状況を踏まえまして、以前の状況と比べるとかなり落ちてきているのは事実でございます。ただ、以前の経営がいいときはかなりの法人税を支払っていただきましたので、そういった功績もあるのかなというふうに思っております。

それともう一つ、今回、都市対抗野球ということで、大津町を代表ということで、町の代表ということで行くものですから、そういった形で町としてもしっかりと応援をしていきたいというふうに思っているところです。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

数制的なものというのは、今ぱっとう数をかぶせても難しいと思いますが、その納税という形ですね、当てはめてみると非常にわかりやすく、例えば、町民の方々がそんなにお金を出すのかといったときにですね、説明責任といたしましても明確性が増しますし、そういったところも説明の中で、今後こう予備費流用するときには、含めて説明を願いたいと思います。

それと、今回のですね、都市対抗野球に出場なさるにあたって、その同時進行といたしましてスポーツコミッション事業というものもあっておりますので、例えば、それこそそのスポーツを通じてまちづくりをやっていくという中で、本田技研工業様がそういった野球部をもってですね、戦っておら

れる、そして町の宣伝にもなられるということになれば、もうそろそろ町の戦略といたしましても、そういったそのスポーツに対するものを戦略と捉えて、もう基金措置化するのがよろしいのではないかなど。その基金の財源といたしましては、やはり景気がいいときに法人・町民税の何割かを積み立てていくとか、そういったものをやっていかないと、予備費流用では、そのときそのときですね、もう何ていうか、その場しのぎみたいな感じになってしまいますので、願としたですね、条例あたりもうろ覚えでありますけれども、そういったスポーツをもって町を宣伝していった活性化させていくというようなものに、こういったものはやっぱりつなげていかんと、なんか1回限りで終わりやしないかなという感じもあります。ただ、ホンダの野球部がなくなるわけではありませんが、また別のチームも頑張っているところもありますので、そういったものに関連づけるようなですね、ものがあればもっとこの支出に対して説明責任がこう一緒に同時進行でいって、まちづくりもそのあともちゃんと付いてくるという形になりはしないかなと思いますが、この予備費から支出するというものが、これが100%、これがいいものだろうかという疑義が生まれるということです。ですから、今後も支出がおそらく予測されるんですよ。まだ活躍しますよ、ホンダは。そういったことを考えますれば、そういったものも、この後も考えて支出に充てなければならないと思います。この点について質問いたします。

○議長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 永田議員の言われるとおりに、ホンダの野球、きっとまだまだ九州では活躍してくれるものというふうに思っております。というのは、よその企業のチームもクラブチームとかいろんな形でちょっと言葉悪いんですけども、レベルがホンダよりも若干落ちてきておるかなというように思いで、結局、ホンダさんは野球については相当力を、ホンダ会社全体で力を入れておりますので、このことを考えれば、だいぶ上がってくる、常に九州チャンピオンになっていくんじゃないかなという思い、うれしい思いをしております。そしてまた、ホンダの野球部のOB関係が今回、大津町が菊陽に8対0で勝つ、その前は県体での準優勝したというような形で、ホンダの野球部のOB関係が大津町の郡民体育祭とか、そういうところで活躍しながら、このたびは県体でまた活躍していただけたというように、大津町のスポーツの関係での、また違った面での力を発揮していただけておるというような相乗効果もあってきておるし、子どもの野球関連等についても指導をしていただけておるといようなことも考えております。ただし、おっしゃるように、基金を積み立てていいのかどうかというと、ほかのスポーツ関係もありますので、その辺も検討しながら基金をつくるかどうかというのは、今後検討をしていかなくちゃならないんじゃないかなというふうに思っております。いろんな形を考えてみる中で、議員のいわれるように、ホンダの税収も申し訳ないほどでも今一桁というような状況でございますので、当時は多い時は20億円以上きとったんですけども、そういうような意味において、今後について、そのどう私設応援団もございまして、町あげての応援が必要かどうかというようにも考えなくちゃならないというようにも今後出てきやしないかなど。他の都市対抗の中でも、他の都市では補助を独自で応援しておるところはないというような話も聞いておりますけど、まあ大津町として、全国で町の代表としてホンダさん活躍していただけておりますので、

いろいろな形で我々も東京に在住の郷土の皆さんとともに、心を一つに応援をするというような意味において、地元のPRもしっかりできるなというような思いをしておりますので、ここ何年かはこういう状況になりますけども、いろいろな方法を考えながら、今後の基金をつくるか、町自体で応援をしていかなくちやならないかというのも検討を今後させていただければなというふうに思っておりますけど、ホンダのお蔭で大津町どんどん発展しておりますし、今後についても彼たちの力をお借りしながら、大津町のまちおこしに活躍していただけるように、我々とも連携をとっていきたいというふうに思っておりますので、今後についてはしっかりと検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

金田英樹君。

○4番（金田英樹君） 質疑させていただきます。

このホンダの野球関連は、私、議員就任してもう3回か4回質疑させていただいているんですけども、ホンダさんの町の貢献度という意味でいうと、法人税だけではなく、その従業員の方とか、関連企業だとかものすごく経済効果は大きくて貢献度も大きいと思っています。ただ、ほかの企業さんからすると、我々も同じなんだけどなというところもあると思います。ただ、ここポイントは、さっき町長もおっしゃっており、大津町の代表として都市対抗野球に出場するということであると。ただ、一方で私も、まあ議長もですけど、決勝戦と応援に行ったんですけど、なかなかですね、住民の方がこの都市対抗野球出てる、ホンダさんが出場しているとか、それが例えば、全出場チームの中、ほかには市ばかりで、町は大津町だけとか、実はものすごくすごくて、それって住民の郷土愛とか誇りとかにもつながるところで、もちろん広報紙とかでも載せていただいているんですけども、住民向けにももう少しアピールしていただきたいというのが一つと。県内のほかの自治体にもアピールしていただきたいのが一つ。

もう一つ、この経済効果というところで、町のPRもしにいきますというところを今までずっとおっしゃってたと思います。そういうところで、入口のところパンフレットなり、広報なり配っているということなんですけども、今回、ぜひふるさと納税のほうも、今大津町力入れてますので、QRコード等を使って、どのぐらいの効果あるかわからないんですけども、大津町にゆかりのある方だとかたくさんいらっしゃると思うので、そういった方が大津町に観光に来るてなかなか難しいと思うんですよ。ただ、ふるさと納税だったらお互い利益がある取り組みなので、そこをぜひ広げてきてほしいなと思っております。何かそこに案だとか、今までやったところからの改善点だとか、そういったものがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 経済部長田上克也君。

○経済部長（田上克也君） ご説明いたします。

確かに、今回の代表につきましては、決勝戦、私も応援に行かせていただきましたが、事前のですね、住民の方のPR等は不足していたと思います。今後、その辺については、町内だけに限らず、県内にPRをしっかり進めてまいりたいと思います。

それから、東京ドームでのPRですけども、今回のパンフレットにふるさと納税の部分も載せておりますので、新しくまた今更新をかけているところですので、その辺も含めてですね、県人会のほうにも通知を差し上げて、ご案内に来ていただきますので、ふるさと納税のところもしっかりPRをしてまいりたいと思います。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第40号、令和元年度大津町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第40号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第6 同意第1号 大津町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて 上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄君） 日程第6、同意第1号、大津町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

お諮りします。

同意第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 提案いたしました、第40号の議案につきまして、ご議決いただきまして、誠にありがとうございます。

続きまして、同意第1号、「大津町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて」でございますが、現評価員の木村欣也様より、辞任の申し出がございましたので、新たに、村上博文様を固定資産評価員として選任いたしたいと思うものでございます。

村上博文様は、大津町役場の税務課長として固定資産の評価に関する知識及び経験をもたれ、固定資産評価員として適任と存じます。

村上様の経歴等については、説明資料集の1ページのとおりでございます。

選任につきましては、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、ご審議のうえ、ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（桐原則雄君） これで提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 同意第1号について、質疑いたします。

町の職員ということで、税務課長ということで求められたのかなと思いますが、気になる点が1点、説明資料の中に住所ということで、大津町に住んでおられる方じゃないということで、それこそ町の基本的収入であります、固定資産税、町民税、住民税、そういったことを考えますればいかなんかなという疑義がやはり生まれてきます。固定資産評価員というものは、やはり税を評価する委員さんでありますので、どうしてもこれが引かかってしまいますので、やはり大津町在住の方が好ましいのではないかなという思いがあります。この点について質疑いたします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 今回の評価員の提案に対する住所の要件についてのお尋ねだと思います。

この固定資産評価員の職務につきましては、固定資産の価格を決定するために評価をして、評価調書を作成して、町長に提出して評価決定というふうな役割を担っております。それで、そのためには税の知識を有するものということで、村上の税務課長ですけれども、税を今まで3回経験しておりますし、今も税務課長としてやっておりますので、当然、住所の件については確かに菊陽町ですけれども、固定資産評価員としての資格はですね、十分今までの経験を踏まえて有しているというふうに思っております。

○議長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

もちろんこういった同意案件の人に関するものでありますから、この人の人格を否定する質疑ではもちろんありませんが、問題とするところは、この固定資産評価員ということを考えますれば、これは資格案件ではないんですね。今、申し上げられました総務部長のは、客観的に三度ばかりその課に属していたということで、そういった資格に値するのではないかということで、知識や経験が豊富であるということがあるということで、これは何らかの国家資格があるとか、そういったものではないわけですね。ということであるならば、やはり町内の方々からそういった人を選ぶのがいいのではないかなということなんです。

やっぱりですね、そういったものの道理というか、順序というものをきちんともっとかかないと、町の職員としてですね、働いて、そしてまた、評価員として働いて、町に住んでいないということになると、どうしてもですね、その部分というのは何か町民の方々も聞かれてもおかしくなりはしないか

など、幹部職員の方々も一緒です。やはり優先すべきは町内に居住を構えてしている人がやっぱり一番好ましいと思いますし、災害もありました点で、ほかにおつたらなかなかこうこちには来られないということも実際出てきておりますので、そういったことを考えますれば、こういった町のある意味特別な要職にあたる人は、やはり町内の人が好ましいのではないかと思います。この点について質疑いたします。

○議 長（桐原則雄君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 永田議員の言われることについては、十分検討しながらやらせていただいて、そういう中で、やっぱり税的なものを考えたときに、町内外でも彼の場合は、やっていけるというふうに考えております。もちろん生まれも、育ちも大津でありますし、税的なこともその辺で専門的になってきておりますので、今回、ぜひ彼に頑張ってもらいたいというような思いで、言われるように、町内の関係、在住というのが一番でございますし、いろんな個人の事情等もあります関係でなかなか今回の場合、だいぶん苦勞をしたわけでございますけども、やはり税務担当の責任者として彼をぜひ評価員に推したいということで、今回承諾をお願いしたところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

同意第1号、大津町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願ひます。

〔起立多数〕

○議 長（桐原則雄君） 起立多数です。したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

以上で、会議を閉じます。

令和元年第3回大津町議会定例会を閉会します。

午後0時03分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年6月11日

大津町議会議長 桐原 則 雄

大津町議会議員 府内 隆 博

大津町議会議員 源川 貞 夫